

福岡市 環境基本計画 (第四次)



人・まち・自然が調和し、
心豊かに住み続けられるアジアのモデル都市

はじめに

福岡市は、海の中道と糸島半島の東西ふたつの腕で博多湾を抱き、南を緑の山々に囲まれた、自然豊かな都市です。古くから大陸との交流の歴史をもつこの地で、いきいきと発展してきた福岡市は、都市と自然が調和したコンパクトで住みやすい都市として国内外から評価されています。

2014年に「福岡市環境基本計画(第三次)」を策定して以降、「2040年度温室効果ガス排出量実質ゼロ」をチャレンジ目標に掲げ、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用拡大などの温暖化対策を進めてまいりました。また、市民や事業者の皆様とともに、古紙やプラスチックごみ、食品廃棄物に重点を置いたごみの減量・再資源化に取り組んだ結果、人口が増え続ける中でも、市内の温室効果ガス排出量及び、ごみ処理量が着実に減少しています。

しかしながら、「地球沸騰化」とも呼ばれる気候変動や生物多様性の損失は一層深刻化しています。2024年には観測史上最も暑い一年を記録し、2025年には観測史上最も早い梅雨明けに伴う極端な少雨や記録的な豪雨に見舞われるなど、その影響は日常生活にまで及んでいます。

このような変化を誰もが実感している今こそ、変革のチャンスと捉え、先人たちが紡いできたかけがえのない環境を未来へ引き継いでいくために、市民や事業者の皆様とともに、新たな技術やサービスを柔軟に取り入れながら、持続可能な都市としての価値を創出していくかなければなりません。

このたび策定いたしました「福岡市環境基本計画(第四次)」では、製造業や大企業への依存が少ないとする福岡市の都市特性を踏まえ、市民や事業者の皆様と環境行動・環境経営を一層推進し、限られた資源の有効活用と自然との共生に取り組むこととしています。

計画の策定にあたっては、未来を担う若者をはじめ、多くの市民の皆様からご意見を頂くとともに、福岡市環境審議会の委員の方々に多様な観点でご議論をいただきました。多くの皆様のご尽力に、厚く御礼申し上げます。

計画は策定して終わりではなく、実行し実現していくことが重要です。本計画に掲げる取組みを着実に推進するとともに、今後、温暖化対策などの主要な「部門別計画」においてより詳細な施策を定め、環境政策を総合的に推進していきます。

そして、環境保全と経済成長を両立させ、都市と自然が近接する福岡の豊かな環境を未来へつなげるため、果敢にチャレンジしてまいります。

皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年9月



福岡市長 高島 宗一郎

— 目次 —

第1章 新たな計画の策定にあたって 1

第1節 計画の枠組み	1
第2節 改定の背景	6
第3節 改定の考え方（ポイント）	21

第2章 目指す環境都市像 23

第1節 みんなでめざすまちの姿	23
第2節 みんなでめざすまちの姿の実現に向けた行動	24
第3節 環境施策の展開（施策体系）	26

第3章 重点施策の展開 28

第1節 【行動変容】環境行動を実践するまちづくり	29
第2節 【事業者連携】環境経営を実践するまちづくり	39

第4章 基本施策の展開 47

第1節 【脱炭素】カーボンニュートラルを実装したまちづくり	48
第2節 【循環経済】地球にやさしい循環のまちづくり	61
第3節 【生物多様性】多様性にあふれた自然共生のまちづくり	70
第4節 【生活環境】安全で良質な生活環境のまちづくり	79
第5節 【広域連携】九州・アジアとつながる環境協力のまちづくり	86

第5章 計画の着実な推進に向けて 90

第1節 推進体制	90
第2節 進行管理	94

資料編（用語集等） 95

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす、2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする17の世界共通の目標です。福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGsの実現に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※資料編の用語集(95~100ページ)に解説を載せている用語には*を付記(初出のみ)

第1章 新たな計画の策定にあたって

第1節 計画の枠組み

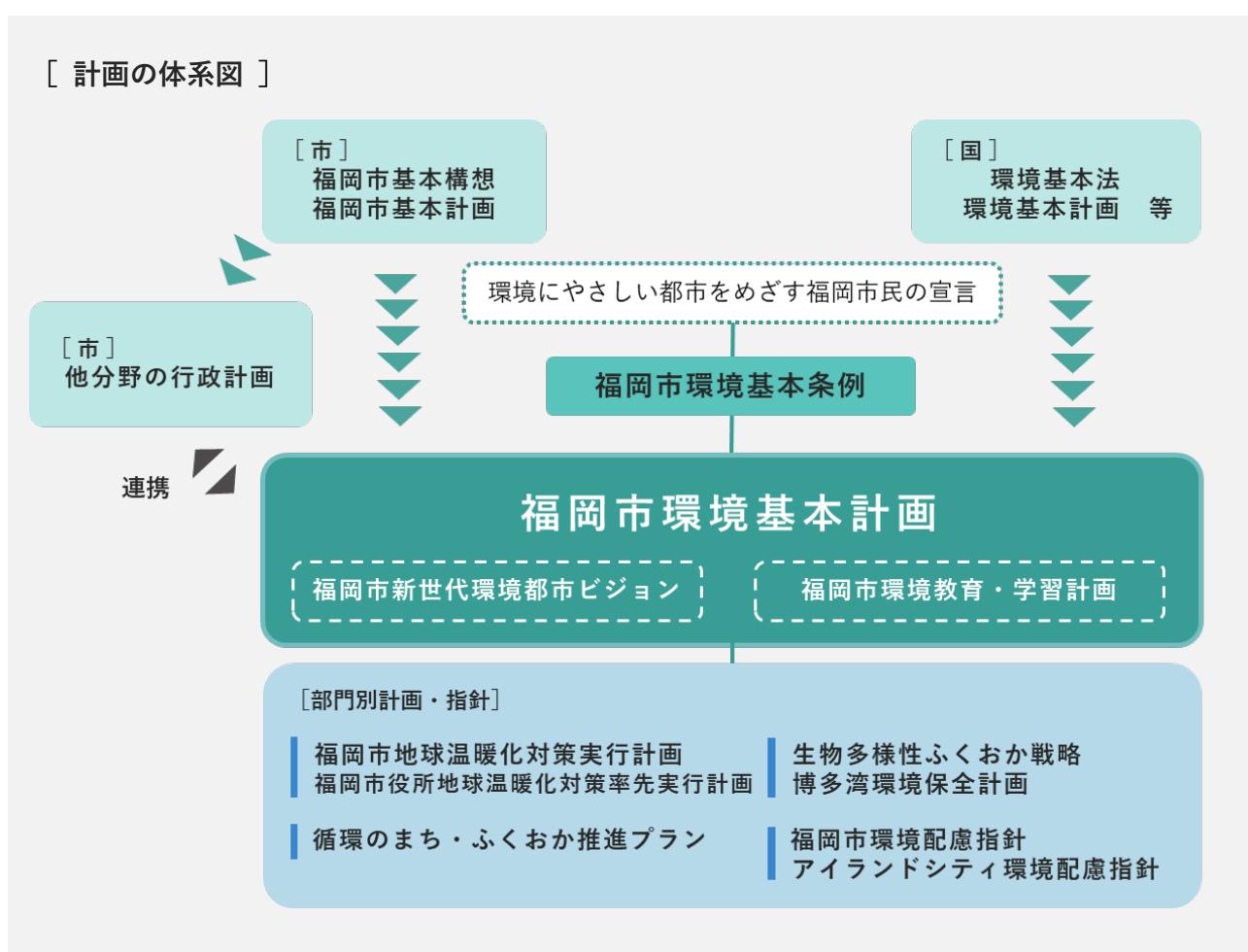
趣 旨

- 福岡市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定めるものとして、「福岡市環境基本条例(平成8年福岡市条例第41号)」に基づき策定するものです。
- 環境基本計画(第三次)は、地球温暖化の進行による異常気象の増加や、黄砂、微小粒子状物質(PM2.5*)などの越境大気汚染、さらには東日本大震災を契機としたエネルギー構造の変化など、複雑・多様化する課題に対応するため、2014(平成26)年9月に策定されました。
- 同計画の策定以降、「福岡市地球温暖化対策実行計画」や「循環のまち・ふくおか推進プラン(第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画)」を策定し、温室効果ガス*排出量やごみ処理量の削減など、一定の成果をあげてきました。
- しかしながら、気候変動*や、生物多様性*の損失及び汚染など、環境を取り巻く状況は世界規模で大きな問題となっており、また、酷暑や豪雨など、気候変動の影響は私たちの身近な生活領域にまで及び、もはや一刻の猶予もありません。
- 一方で、このような危機的状況において、環境保全と経済成長を不可分なものとして問題の解決を図る世界的な機運が急速に高まっており、従来の環境政策のあり方にも大きな変化が求められています。
- 以上を踏まえ、市民や事業者などあらゆる主体と一体となって取組みを加速し、豊かな環境を将来世代へ引き継いでいくため、環境基本計画(第四次)を策定するものです。

位置づけ

- 本計画は「福岡市環境基本条例」第7条に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定めるものであり、行政・市民・事業者等が一体となって環境都市づくりを進めるうえで、道しるべとなるものです。
- 本市の計画体系の中で、本計画は「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針であると同時に、環境分野における部門別計画・指針等の上位計画として位置づけられます。
- 本計画の策定にあたり、2050 年の将来像を設定し、長期的展望に立った環境都市づくりの道しるべを定めた「福岡市新世代環境都市ビジョン」(2013(平成 25)年策定)及び、社会全体の環境に関する認識の向上を図り、環境保全及び創造に関する行動への参加促進を目的とした「福岡市環境教育・学習計画」については、本計画に統合・内包します。

[計画の体系図]



[参考] 第10次 福岡市基本計画 (2024(令和6)年12月策定)

基本構想 都 市 像	基本計画 分 野 別 目 標	
<ul style="list-style-type: none"> ●自律した市民が支え合い 心豊かに生きる都市 ●自然と共生する持続可能で 生活の質の高い都市 	目標1	一人ひとりが心豊かに暮らし、 自分らしく輝いている
	目標2	すべての子ども・若者が夢を描きながら 健やかに成長している
	目標3	地域の人々がつながり、支え合い、 安全・安心に暮らしている
	目標4	人と自然が共生し、 身近に潤いと安らぎが感じられる
<ul style="list-style-type: none"> ●海に育まれた歴史と文化の 魅力が人をひきつける都市 ●活力と存在感に満ちた アジアの拠点都市 	目標5	磨かれた魅力に人々が集い、 活力に満ちている
	目標6	都市機能が充実し、 多くの人々や企業から選ばれている
	目標7	チャレンジ精神と新たな価値の創造により、 地域経済が活性化している
	目標8	アジアのモデル都市として世界とつながり、 国際的な存在感がある

目標4 人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる

めざす姿

- 博多湾や脊振山をはじめとした豊かな自然の恵みを享受し、都市と自然が調和した
コンパクトで暮らしやすい都市環境が国内外から高く評価されています。
- 美しい街並みや地域の特性を生かした魅力的な景観が形成されるとともに、街中には
心地良い花や緑が溢れ、市民が身近に潤いと安らぎを感じています。
- 市民や企業の環境意識が高く、脱炭素社会の実現、循環経済の確立、生物多様性の
保全・回復・創出に一体的に取り組む持続可能な社会づくりが進んでいます。

[福岡市環境教育・学習計画の統合について]

- 「福岡市環境教育・学習計画」は、家庭、学校や職場、地域その他あらゆるところでの「気づき」と
「学び」を通して、環境への関心や配慮のこころ(=環境マインド)を育み、環境保全への「ふるまい」
や「行い」が無意識に、習慣的に行われ、そして、地域・世代を超えてその想いやより良い環境をつな
いでいくことを目指しています。
- 2015(平成27)年に策定した「福岡市環境教育・学習計画(第三次)」では、環境保全・創造に
向けた「人づくり」「地域づくり」の取組みを推進してきましたが、2024(令和6)年5月に閣議決定
された国の「第六次環境基本計画」や「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並び
に協働取組の推進に関する基本的な方針」においても、その重要性が指摘されています。
- 「福岡市環境教育・学習計画」は「福岡市環境基本計画」の部門別計画として取組みを推進して
きましたが、両計画は表裏一体のものとしてこれまで策定してきたことから、環境法令に基づく計画
等の一体策定等に係る国の助言も踏まえ、両計画を統合し、より効果的な運用を図るもので

対象地域

本計画は福岡市全域を対象地域とします。

なお、複雑・多様化し、地理的・空間的に広がりをもつ環境問題に適切に対応するため、福岡都市圏や九州・アジアなども視野に入れています。

計画期間

2025(令和7)年度～2034(令和16)年度

※ 本計画は、2050(令和32)年のまちの姿を描きつつ、将来像の実現から逆算し、バックキャスト*で今後10年間の取組みの方向性について定めたものです。



推進主体

本計画を推進する主体は、市民・事業者・行政とし、「みんなでめざすまちの姿」に向けて一体となって取り組みます。

計画の構成

第1章 新たな計画の策定にあたって

- 計画の枠組み（趣旨・位置づけ・計画期間など）
- 改定の背景
- 改定の考え方（ポイント）

第2章 目指す環境都市像

- みんなでめざすまちの姿

**人・まち・自然が調和し、心豊かに住み続けられる
アジアのモデル都市**

～みんなでめざすまちの姿に向けた行動指針～

日々の暮らしや営みの中に環境への配慮が浸透しているまちを目指します

豊かな自然の恵みや都市資源を活かした循環のまちを目指します

環境への取組みが都市の魅力を高め、持続的に発展するまちを目指します

第3章 重点施策の展開

1 【行動変容】環境行動を実践するまちづくり

2 【事業者連携】環境経営*を実践するまちづくり

第4章 基本施策の展開

1 【脱炭素】カーボンニュートラル*を実装したまちづくり

2 【循環経済】地球にやさしい循環のまちづくり

3 【生物多様性】多様性にあふれた自然共生のまちづくり

4 【生活環境】安全で良質な生活環境のまちづくり

5 【広域連携】九州・アジアとつながる環境協力のまちづくり

第5章 計画の着実な推進に向けて

- 推進体制
- 進行管理

第2節 改定の背景

第1項 環境問題をめぐる国内外の動向

1 直面する気候変動の危機

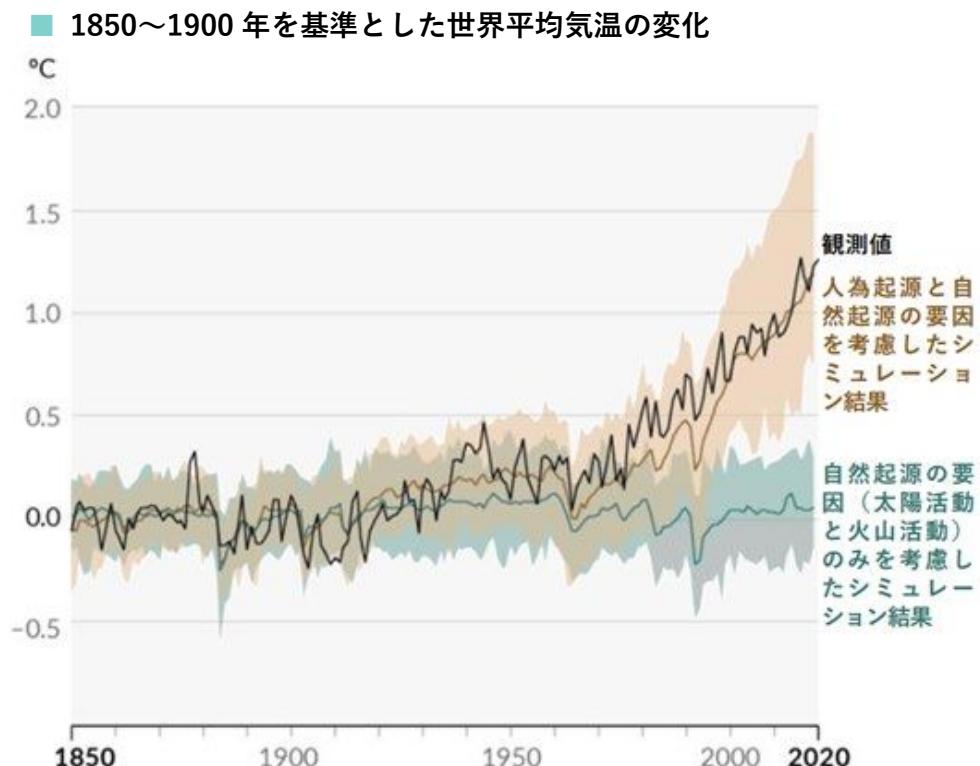
2023(令和5)年7月、国際連合(以下「国連」という。)のグテーラス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明しました。

2023(令和5)年の世界の平均気温は観測史上最高を記録し、2011年～2020年の世界の平均気温は、産業革命前(1850年～1900年)に比べて約1.1°C上昇しています。

世界の平均気温の上昇は、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を拡大させ、それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害がさらに深刻化することが懸念されており、福岡市も例外ではありません。

国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」ことが明記され、向こう数十年の間に二酸化炭素(CO₂)及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、気温は上昇し続け、世界の平均降水量や平均海面水位も、今後も大きく上昇する可能性が高いと予測されています。

まさに人類は深刻な環境危機に直面しており、現在の対策以上の対策が求められています。



出典：IPCC 第6次評価報告書 暫定訳（文部科学省及び気象庁、2023年）より作成

2 脱炭素に向けた世界共通の目標

1997(平成9)年に定められた「京都議定書」の後継として、2015(平成27)年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議*(COP21)」において、2020年以降の温室効果ガス削減に関する国際的な取り決めである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」が掲げされました。

その後、2018(平成30)年に国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)より、「1.5°C特別報告書」が発表されました。これまでパリ協定の目標は2°C上昇を食い止めることを軸として、1.5°Cは二次的な努力目標とみなされてきましたが、同報告書では、両者の間で気候変動の影響について劇的な違いがあることが強調されました。

■ 1.5°Cと2°Cのインパクトの違い

1.5°C上昇	現象	2°C上昇
3.5億人(±1.6億人) 都市人口が厳しい干ばつにさらされる	気象	4.1億人(±2.1億人) 都市人口が厳しい干ばつにさらされる
昆虫6% 植物8% 脊椎動物4% 生息域の半分以上を失う	陸の生態系	昆虫18% 植物16% 脊椎動物8% 生息域の半分以上を失う
150万トン 年間漁獲量が損失	人間の生活	300万トン超 年間漁獲量が損失
+100% 1976~2005年を基準に、洪水の影響を受ける人口が増加	河川	+170% 1976~2005年を基準に、洪水の影響を受ける人口が増加
70~90% サンゴ礁が失われる	海	99%以上 サンゴ礁が失われる

出典：環境省企画・監修・一般社団法人日本気象協会編集「IPCC AR6 特別報告書」より作成

さらに、2023(令和5)年11月の「国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)」では、パリ協定の実施状況を5年ごとに検討し、長期目標達成に向けた進捗を評価する仕組みである「グローバル・ストックテイク」にかかる決定が採択され、決定文書には、1.5°C目標達成のための緊急的な行動の必要性が明記されるなど、気候変動の脅威に対する国際的な議論や取組みが加速しています。

国内においては、2020(令和2)年10月の首相所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラル宣言がなされました。2025(令和7)年2月には「地球温暖化対策計画」が改定され、2035年度、2040年度において、温室効果ガスをそれぞれ60%、73%削減(2013(平成25)年度比)することを目指すことが掲げされました。2023(令和5)年度の温室効果ガス排出量は2013(平成25)年度比で27.1%減少し、2050年に向けて順調な減少傾向を継続しており、脱炭素社会の実現に向けた取組みが進んでいます。



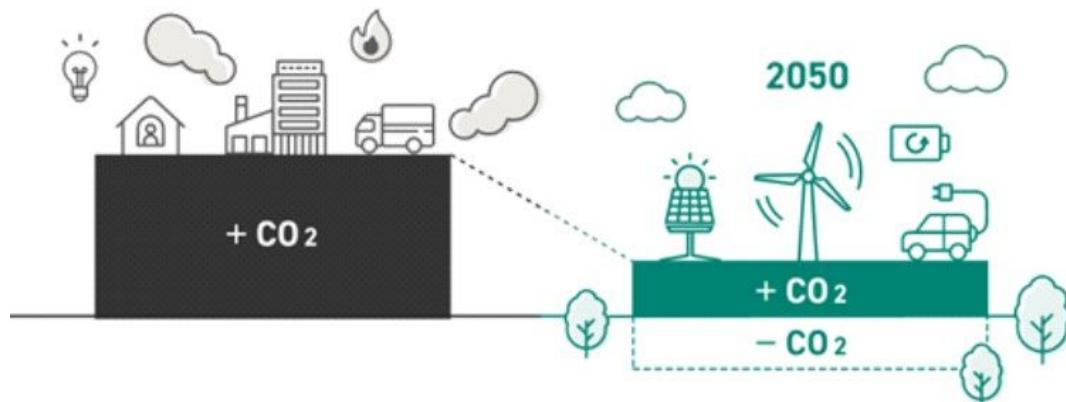
コラム

カーボンニュートラルとは？

カーボンニュートラルとは、省エネの取組みや、太陽光発電などの再生可能エネルギー*等の活用により、二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガス^{※1}の排出量をできるだけ減らし、その「排出量」^{※2}から、植林、森林管理などによる「吸収量」^{※2}を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※1 温室効果ガスとは、大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもので、主にCO₂、メタン、一酸化二窒素、フロン類があります。

※2 ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。



出典：環境省「脱炭素ポータル」



コラム

2100年の未来の天気予報

環境省が公開している「2100年未来の天気予報」では、地球温暖化対策をとらなかった場合、福岡の最高気温は41.9℃を記録することが予想されています。

また、熱中症などの暑さで亡くなる人の数が全国で1万5千人を超えるとの予想や、集中豪雨や超大型の台風の襲来が当たり前の社会になることが予想されています。



出典：環境省「2100年未来の天気予報」

3 大量生産・大量消費・大量廃棄からの転換

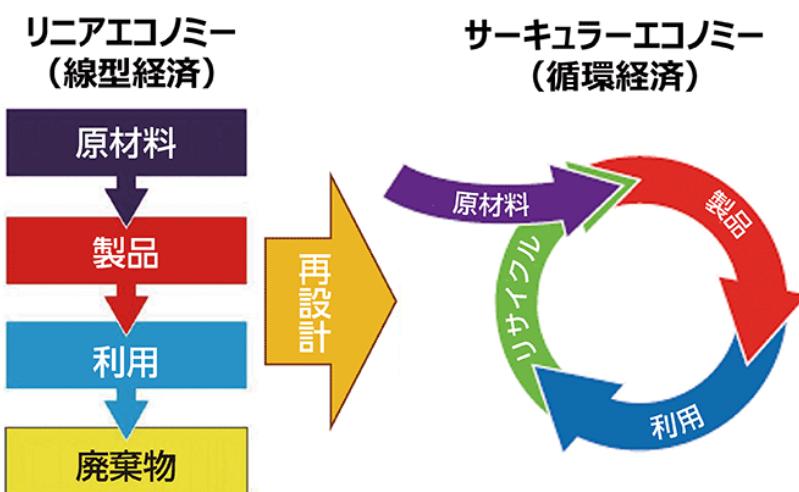
地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人の活動に伴う地球環境への影響は深刻化しています。

人間活動が地球環境に与える影響を示す指標の一つに、「エコロジカル・フットプリント」(地球の自然生態系を踏みついている(負荷をかけている)足跡)があります。これは、私たちが消費する資源を生産したり、活動から発生する CO₂ を吸収したりするのにどれだけの自然環境が必要かを地球の面積で表した指標です。世界のエコロジカル・フットプリントは、1970 年代に地球の自然環境が生産・吸収できる供給量を超え、2022(令和 4)年時点で地球 1.7 個分に相当します。

それにもかかわらず、今後、急速な都市化の進展や人口増加により、世界の廃棄物の発生量は増加し続けることが予測されており、また、適切に廃棄されないプラスチックごみが河川や海洋等に流出し、汚染が拡大することが懸念されています。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムは、私たち人類に便利で快適な暮らしを提供しましたが、一方で気候変動の問題や、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など、地球環境に多大な負荷を与えています。そのため、一方通行型の経済社会活動(リニアエコノミー)から、人と自然とが共生し、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー*)」への移行を目指すことが必要不可欠です。

■ サーキュラーエコノミー



※限りある資源の効率的な利用等により世界で約 500 兆円の経済効果があると言われている成長市場 (出典: Accenture Strategy 2015)

資料:オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より環境省作成

出典:環境省「令和 3 年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

4 生物多様性の回復

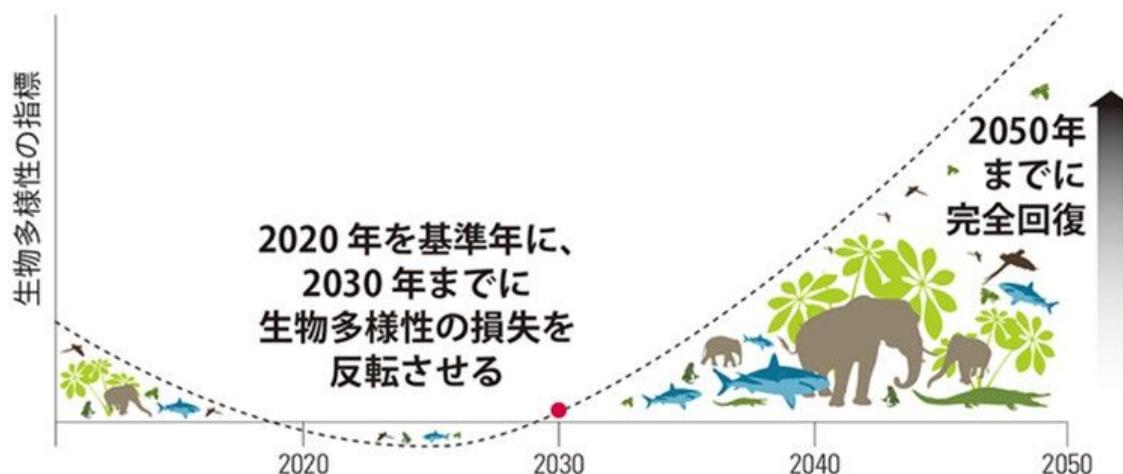
生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりを意味します。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つ一つに個性があり、全て直接・間接的に支え合って生きており、私たちの暮らしも、森や川、海など、生物多様性の恵みに支えられています。また、生物多様性は、心の潤いや多様な文化をもたらすほか、自然災害の防止や軽減にも寄与します。

しかし、生物多様性及び生態系サービス*に関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)が2019(令和元)年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によると、人間活動の影響により、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速すると指摘されています。

そこで2022(令和4)年12月の「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」において、生物多様性の新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」が採択されました。この枠組みでは、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げつつ、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる、いわゆる「ネイチャーポジティブ*」の実現が2030年ミッションとして掲げされました。

ネイチャーポジティブの実現には、希少な自然の保全等の狭い意味での環境保全だけではなく、気候変動対策や循環経済の実現、化学物質対策など、様々な取組みが必要です。

■ ネイチャーポジティブ

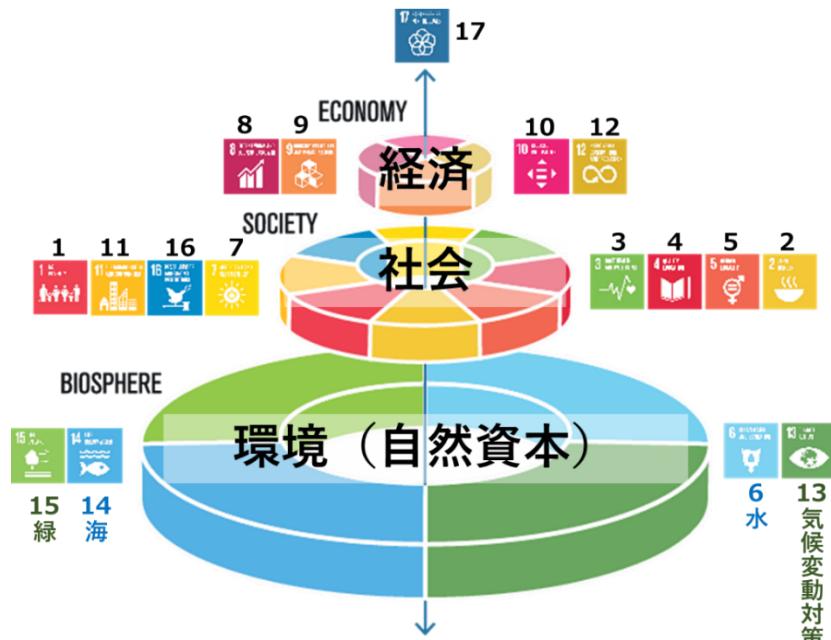


出典：WWF ジャパン「生きている地球レポート2022」

5 経済や企業への影響

自然環境を市民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える「自然資本*」という考え方があります。ストックホルムレジリエンス研究所長が考案した有名な「SDGs ウェディングケーキモデル」では、17の目標で構成される SDGsを三つの階層に分類し、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境(自然資本)」に支えられて成り立つという考え方が示されています。

■ SDGs ウェディングケーキモデル



出典：ストックホルムレジリエンス研究所の図より作成

近年の環境危機の顕在化を背景に、経済社会活動は自然資本の基盤の上に成り立っているとの認識が世界的に定着し、ESG(環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance))の取組みを評価して投資を行うESG投資が急速な広がりを見せています。特に、2030年のネイチャー・ポジティブが国際目標として合意されて以降、企業活動が自然環境に及ぼす影響やサプライチェーン*における原材料の調達等についての情報開示が求められています。企業におけるESGの取組みは、投資家からの関心はもちろん、消費者が購入製品の選択に際して参考にする傾向も強まっており、経営課題の解決やビジネスチャンスにつながるものとして捉える企業が増えてきています。

また、国内においては、2025(令和7)年2月に「GX*2040 ビジョン」が策定され、脱炭素分野への投資をさらに加速させていく方針が示されています。同ビジョンによると、脱炭素の取組みが進まない企業がサプライチェーンからはじき出されるリスクが顕在化しつつあるとされており、中小企業等を含め、あらゆる企業が対策を講じていく必要が出てきています。

6 国における第六次環境基本計画の策定

2024(令和6)年5月、国は「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。同計画は環境基本法第15条に基づく、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、第一次計画からちょうど30年目の節目に策定されました。

一番の特徴としては、同計画がを目指す最上位の目的として、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング*／高い生活の質」が位置づけられたことです。また、現在私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会*」の構築を目指すこととされています。



コラム

ウェルビーイング (Well-being)

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態であることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。

経済先進諸国においては、GDP(国内総生産)に代表される経済的な豊かさだけでは、このウェルビーイングの考え方方が重視されてきています。現在、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の目標年の2030年を前に、「ポストSDGs」に向けた議論が開始されていますが、ウェルビーイングが重要なポイントになるとされています。

国が「第六次環境基本計画」でウェルビーイングを最上位の目的に位置づけたように、ウェルビーイングの向上には、環境の保全が欠かせません。世界の国の状況については、少し遠い、大きすぎる問題に感じられるかもしれません、一人ひとりが地球環境問題について関心を持って、自分たちにできる身近なことから行動していくことが大切です。（「地球規模で考え、地域で行動する」*"Think Globally, Act Locally."*）



第2項 福岡市の今とこれから

1 位置・地勢

福岡市は、九州の北端、福岡県西部に位置し、朝鮮半島とは対馬海峡を挟み約200km程であり、日本の大都市として最もアジア大陸に近接しています。

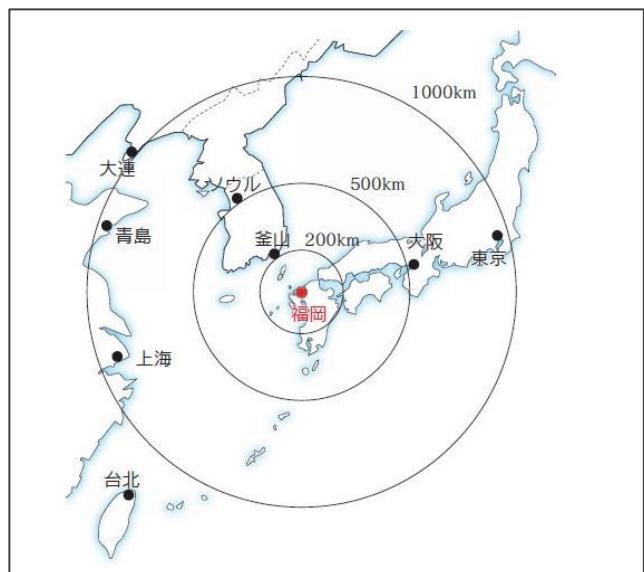
福岡市が位置する九州北部は、浅海が広がり、陸域から豊富に栄養塩類*が供給される豊かな海に恵まれています。四季の変化があり、冬季には季節風が吹きつける日が多いものの、概して温暖で湿潤な気候によって、豊富な降雨がもたらされ、山から河川、海への水の循環は多くの生きものが存在する基盤を形成しています。

また、多々良川、那珂川、室見川など数多くの河川が流れる福岡平野は、南は脊振山地、東は三郡山地に囲まれた半月型の沖積平野となっています。北は玄界灘に臨み、南の脊振山地は標高約1,000mに達し、海拔0mの沿岸部から高地まで標高差のある地形は、気候や植生の異なる多様な環境を形成し、豊かな自然の恵みをもたらしています。

加えて、能古島、玄界島、小呂島、志賀島などの島しょ部には、岩礁や砂浜など自然海岸が残され、多種多様な生きものが生息・生育しています。

こうした特性は、海の幸や山の幸を活かした豊かで多彩な食文化を形成し、市内外の人々を惹きつけています。「令和5年度市政に関する意識調査」では市民の98.2%が福岡市は「住みやすい」と回答しており、その理由として、自然環境の豊かさ、新鮮でおいしい食べ物の豊富さなどが挙げられ、都市と自然が調和したまちの姿は本市の大きな魅力となっています。

■ 福岡市の位置



■ 福岡都市圏 圏域図



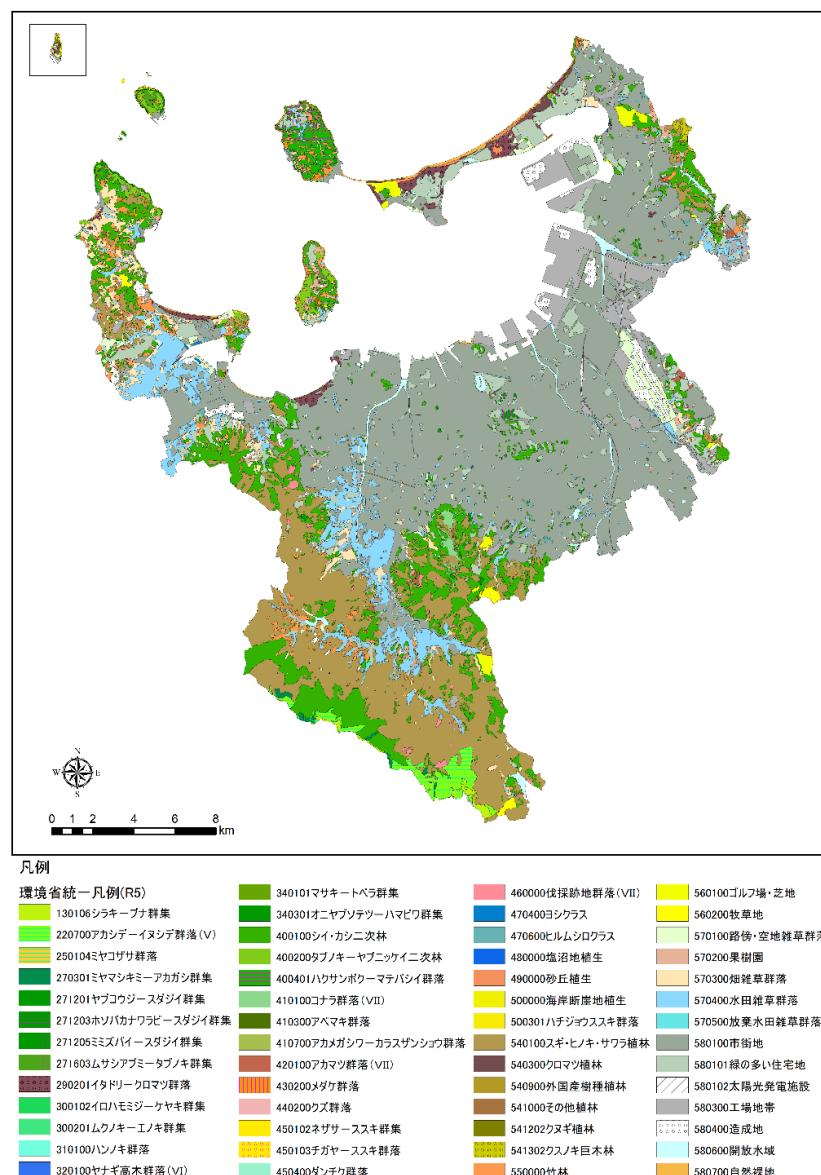
2 植生等

① 植生

市域東部の立花山や南西部の脊振山地、油山にはまとまった面積の自然林が見られますが、中間山地にはスギなどの人工林が多くなっており、市内全域の面積率としては、市街地等が5割以上を占めるようになってきています。自然林と市街地の間の里地里山には二次林（シイ・カシ二次林など）があり、市内の植生面積の約1割を占めています。また、沿岸部の一部には干潟や砂丘、海浜植物の群落などが存在し、様々な自然環境が広がっています。

こうした様々な環境には多様な生態系が形成され、希少な植物も生育しています。沿岸部ではゲンカイヤブマオなどの海岸植生や塩生植物、油山ではアカマツ群落、市街地においてもツクシオオガヤツリなどが確認されています。

■ 現存植生図（環境省統一凡例、令和5年）



② 生きもの

多様な環境を有する福岡市は大小様々な多くの生きものが暮らしています。本市が実施した2019(令和元)年度から2022(令和4)年度までの「自然環境調査」では、22種の哺乳類、14種の爬虫類、14種の両生類、235種の鳥類、61種の魚類、1,523種の昆虫類が確認されました。

特に福岡は国内でも有数の鳥類の渡りの中継地・越冬地となっており、和白干潟や今津干潟は多くの渡り鳥が渡来する場所として全国的にも知られており、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモをはじめ多くの貴重な鳥類を見ることができます。

また、福岡市内には多くの貴重・希少な生きものが生息しており、例えば、今津干潟は絶滅危惧種に指定されているカブトガニの産卵地となっています。

一方で、博多湾のアサリや、春の風物詩である室見川のシロウオの漁獲量が減少しているほか、豊かな命を育む里地里山環境の消失や農地面積の減少などにより、生物多様性の損失が進行しています。また、アライグマなど市内で既に定着していることが確認されている特定外来生物*が生態系に与える影響は無視できない状況にあります。



クロツラヘラサギ



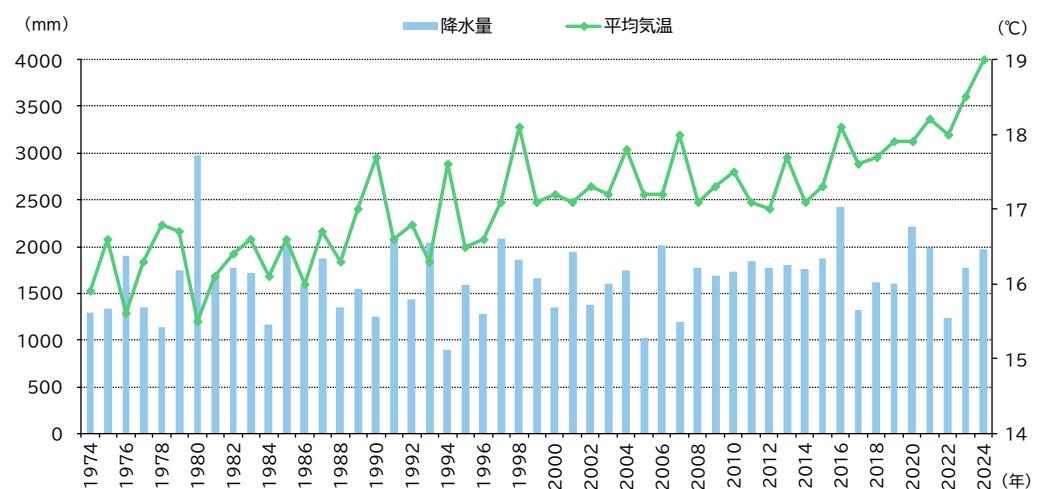
カブトガニ

3 気候・気象

福岡市は、冬季に寒気の影響で曇りの日が多くなりますが、降水量は少ない傾向にあります。一方、夏季の降水量は多く、特に梅雨は大雨になることもあります。梅雨明け後は 35°C以上の猛暑日となる日が多くなります。

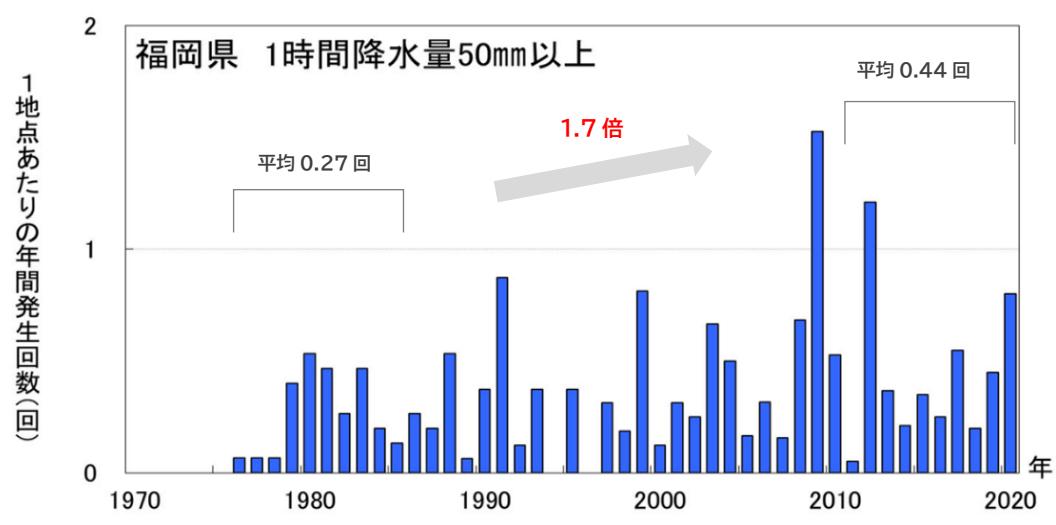
年平均気温は上昇傾向にあり、2024(令和 6)年の年間平均気温は観測史上最も高い 19.0°Cを記録しました。年間降水量に大きな変化は確認できませんが、福岡県における1時間降水量 50mm 以上の短時間大雨の年間発生回数が 1980 年前後と比較して約 1.7 倍に増加するなど、大雨や短時間強雨の発生頻度は増加傾向にあります。

■ 年別降水量及び気温の推移



出典：気象庁ホームページ各種データ・資料より作成

■ 短時間強雨発生回数の推移



出典：福岡管区気象台 九州 山口県の気候変動監視レポート 2020 より作成

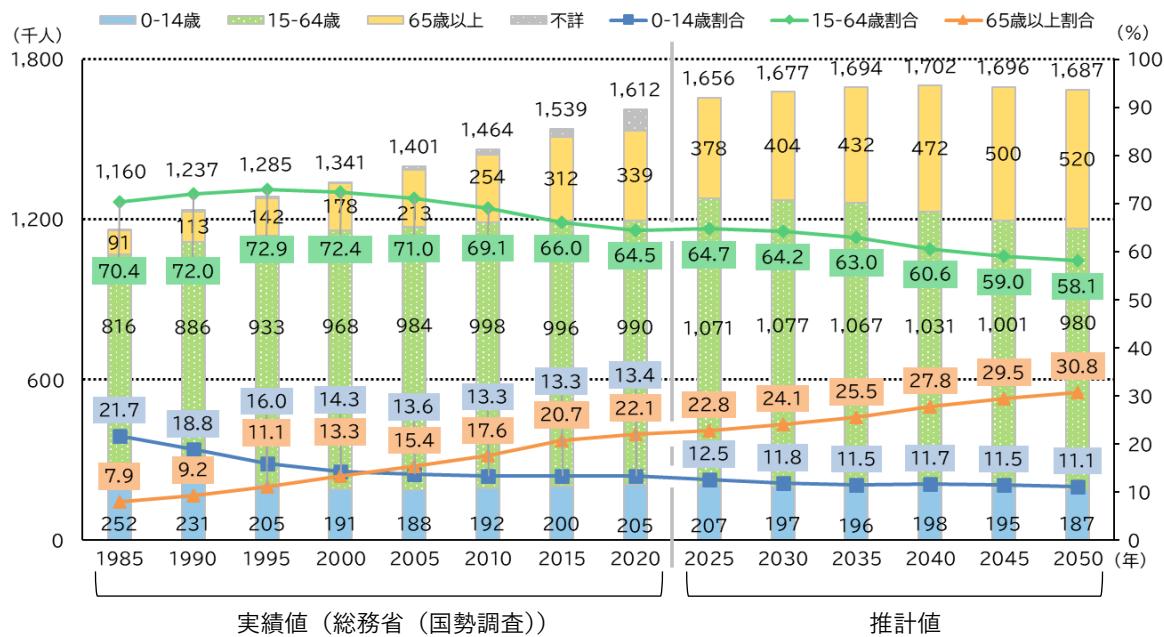
4 人口

全国的に人口減少社会を迎える中、福岡市の人口は一貫して増加し続けており、2040（令和22）年頃には約170万人に達し、ピークを迎えると見込まれています。

また、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）については2050（令和32）年にかけて減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加する見込みです。加えて、在住外国人数は増加傾向にあり、今後さらに国際化が進むことが予想されます。

このような人口構造の変化等により、地域社会の活力の低下や、ごみや資源物の排出が困難な市民の増加などが懸念され、こうした環境課題の変化に対応していくことが求められます。

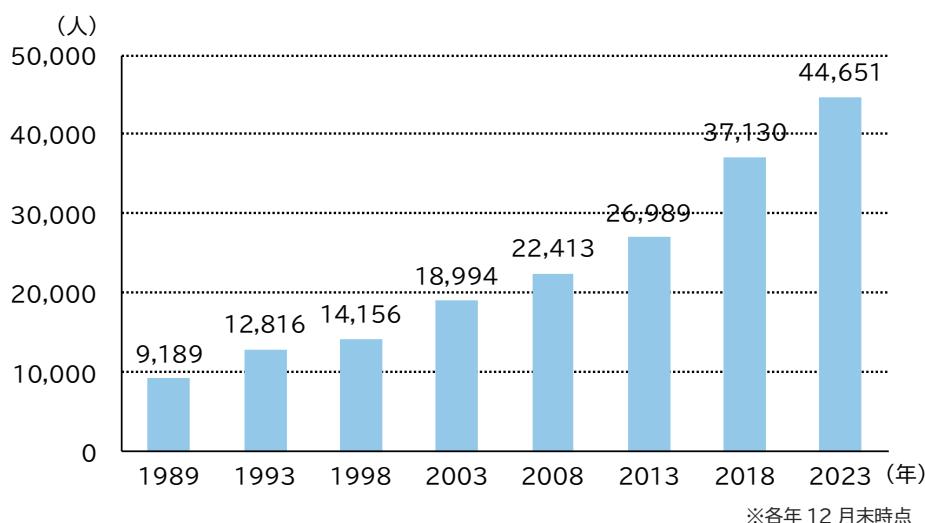
■ 人口推移と将来推計人口



※各年10月1日現在

出典：福岡市の将来人口推計（2024（令和6）年4月）より作成

■ 在住外国人数の推移



※各年12月末時点

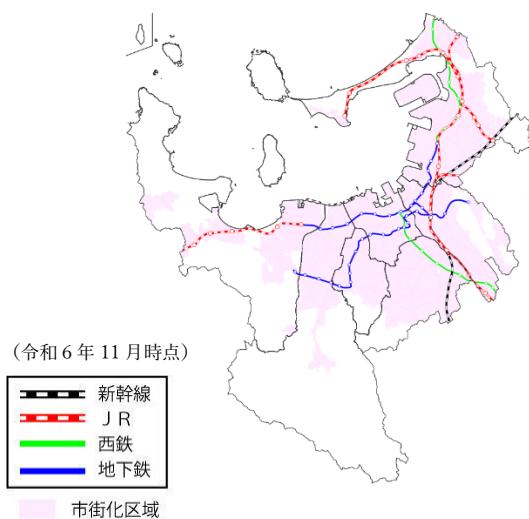
出典：福岡市住民基本台帳より作成

5 その他分野の状況

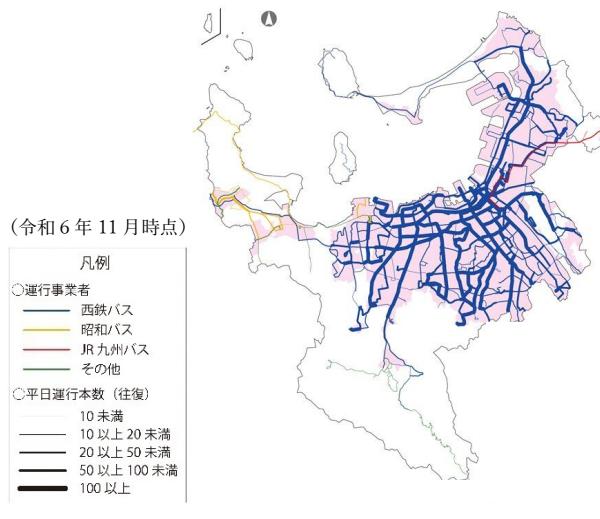
① 都市・交通

福岡市は、国内外を結ぶ陸・海・空の広域交通拠点が半径 2.5 キロメートル圏内に近接し、都心部を中心として放射状に広がる鉄道網と面的に広がるバス路線網、放射環状型の幹線道路により市内及び周辺都市との交通ネットワークが形成されています。

■ 鉄道ネットワーク



■ バスネットワーク



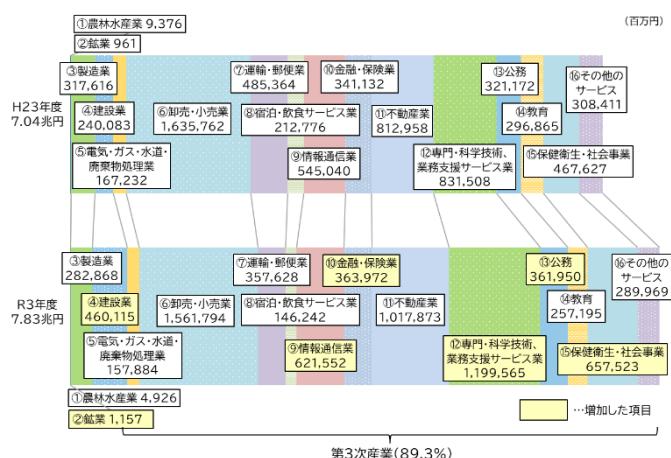
出典：福岡市都市交通基本計画

② 産業

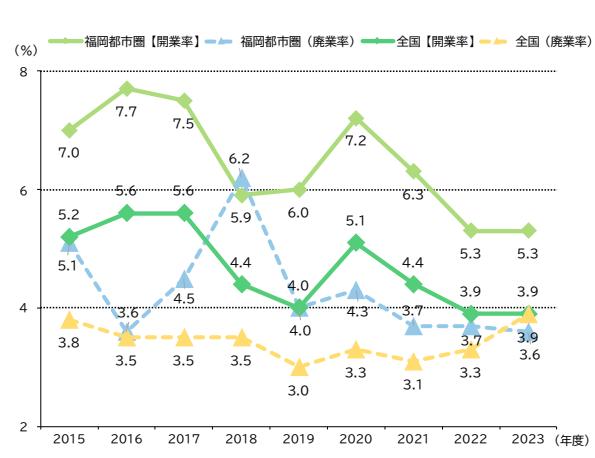
福岡市の市内総生産を経済活動別にみると、第3次産業が約9割を占めており、中でも「卸売・小売業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」の割合が大きくなっています。

また、福岡市は、全国でも高い開業率にみられるようにスタートアップが盛んな都市として知られ、産業の新陳代謝が進んでいると言えます。

■ 福岡市の経済活動別市内総生産（名目）



■ 福岡都市圏の開業率・廃業率の推移



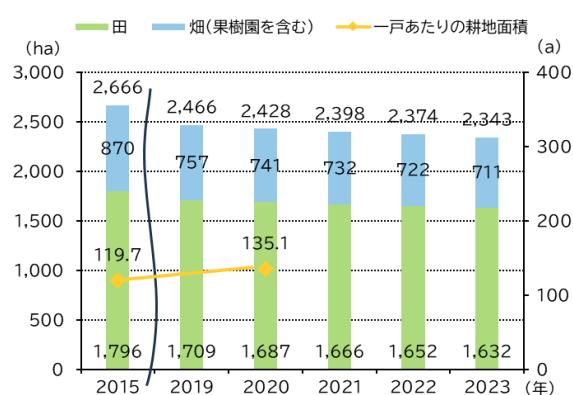
③ 農林水産業

福岡市の農業、水産業ともに戸数、従事者数の減少が続いている、農地面積や水産業の生産量も減少傾向にあります。

福岡市の森林面積は約1.2万haで、そのうち、木材生産を目的としたスギ・ヒノキ人工林は約5千haを占めています。

農林水産業は、農林水産物を供給するだけでなく、洪水防止や水質の浄化、地域の景観などの恵みをもたらしております、農林水産業の規模縮小はこれらの恵みが失われていくことにつながります。

■ 農地面積の推移

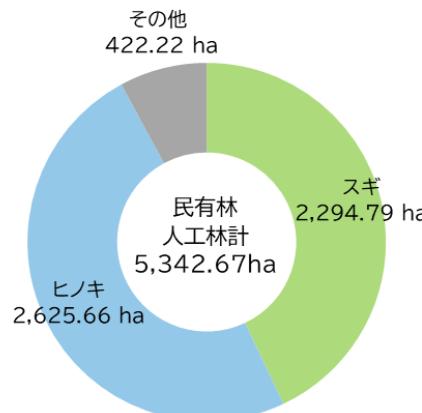


■ 水産業の生産量の推移



出典：福岡市の農林水産業及び中央卸売市場の概況より作成

■ 樹種別面積



※令和6年4月1日時点

出典：福岡県「福岡地域森林計画書」（福岡市分）より作成

6 2050年の福岡市を取り巻く社会情勢

2050年の福岡市の将来像を描くため、長期的に本市を取り巻く外的環境がどのように変化していくのか、既存の知見、蓋然性の高い情報等をもとに整理しました。

世界の人口は、2050年までに約17億人増加し、約97億人に達すると予測されている¹一方で、日本は約2千万人減少し、約1億5百万人になると予測されており²、アジア諸国のGDPが世界全体の約半分を占める中、日本のシェアは相対的に低下すると予測されています³。

世界の人口増加と経済発展を背景に、2050年の食料需要量は2010年比で1.7倍増加すると予測されています⁴。さらに、気候変動の影響によって作物収穫量や漁業、養殖業には負の影響があると予測されている⁵ことから、多くの農産物を輸入する日本としては、国内生産の増大など食料の安定確保が一層重要となります。

また、食料だけでなく、水も大切な資源です。世界の水需要は製造業で400%の増、熱発電で140%の増、生活用水で130%の増が見込まれており、2050年には、世界の人口の39億人（世界人口の40%以上）が深刻な水不足に見舞われる可能性もあると予測されています⁶。

さらに、都市部の人口居住率は2018年時点で55%でしたが、2050年には約70%となり、急速な都市化によって大気汚染、交通渋滞、廃棄物管理等の課題が深刻化する恐れもあります⁷。

地域によって影響の度合いは異なりますが、福岡市においても、このような社会情勢に対応した対策が必要となるほか、人口構造の変化やごみ処理量の推移、災害廃棄物の発生予測量等を踏まえ、長期的展望に立ったごみ処理施設の更新や最終処分場の埋立容量の確保を検討する必要があります。

一方、技術革新による環境変化も予測されています。国の「国土の長期展望専門委員会」で示された三菱総合研究所の「未来社会構想2050」によると、AI等の技術による変革やビジネスモデル・市場構造の変化が、脱炭素化や循環型社会の実現を後押しし、エネルギー面では太陽光や風力といった再生可能エネルギーを軸とした需給構造の構築が加速し、資源面ではリサイクルや代替材料への転換が加速すると予測されています。

技術革新は市民や企業のライフスタイルやビジネススタイルにも大きな変化を与えます。福岡市においても、これらの変化を的確に捉えた施策の展開や、ペロブスカイト太陽電池*やCO₂を回収・有効利用するCCU*といった先進技術の社会実装を支援するなど、環境・経済・社会の統合的向上がより一層求められます。

¹ 国連人口基金:「世界人口推計2022」

² 国立社会保障・人口問題研究所:「地域別将来推計人口2023」

³ 國土審議会計画推進部会・國土の長期展望専門委員会「國土の長期展望」中間とりまとめ参考資料」

⁴ 農林水産省:「2050年における世界の食料需給見通し」

⁵ 国連食糧農業機関:「世界食料農業白書2016」

⁶ 経済協力開発機構(OECD):「OECD Environmental Outlook to 2050」

⁷ 国連:「世界都市人口予測(2018年改訂版)」

第3節 改定の考え方（ポイント）

環境を取り巻く国内外の動向や福岡市の特徴等を踏まえ、以下の視点で計画の改定を行いました。

① 「行動変容」の視点

環境危機は一層深刻化しており、対策は待ったなしの状況です。解決に向けては、行政が率先して実行していくことはもちろんですが、行政だけでなく、市民や市民団体、学校、事業者などあらゆる主体、市民一人ひとりの行動の変容が必要不可欠です。

福岡市は様々な表情を見せる博多湾や脊振の山々などとふれあえる自然に恵まれた都市です。こうした場を活かし、環境経営に積極的に取り組んでいる事業者や、NPO法人、自治協議会など数多くの環境活動の主体と連携しながら学びや実践の機会を創出するとともに、多様な媒体や手法を活用した広報啓発により、ライフスタイルやビジネススタイルの転換を図ります。

② 「事業者連携」の視点

目まぐるしく変わる時代や社会情勢の中、2050年の環境都市像の実現に向けては、日進月歩で進むグリーンイノベーションや民間サービスの活用が重要です。行政としてこれらの技術やサービスの社会実装を後押しするなど、これまで以上に積極的に事業者と連携して取組みを進めていく必要があります。

また、上位計画である福岡市基本計画に掲げる基本戦略である「生活の質の向上と都市の成長の好循環」のため、環境ビジネスの拡大を都市の成長につなげ、環境・経済・社会の統合的向上を図ります。

③ 「脱炭素・循環経済・生物多様性の統合的推進」の視点

「脱炭素」「循環経済」「生物多様性」の3つの分野は密接に関わっており、解決に向けた対策も相互に影響し合います。例えば、リサイクルの取組みが進むと地下資源の採掘やモノの廃棄に伴う焼却が減り、脱炭素社会の実現に寄与するほか、今ある資源を最大限有効に活用して適度に自然の恵みを享受することで、生物多様性の回復も進みます。一方で、気候変動対策としてメガソーラーを設置するために過度に森林を伐採すると生物多様性の損失を生むなどの負の影響を与えることもあります。そのため、これら3分野の取組みにあたっては、トレードオフを最小化するとともにシナジー（相乗効果）が得られるよう、統合的な推進を図ります。



3分野の統合的推進～シナジーとトレードオフ～

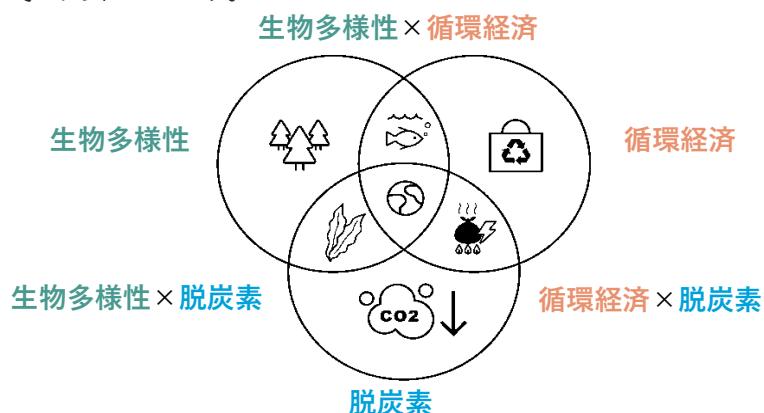
環境施策の「脱炭素」「循環経済」「生物多様性」の分野は、相互に連関しています。

相互に連関とは、ある分野の向上を追求した場合、その他の分野が正の相乗効果によって向上する場合（シナジー）と、ある分野は向上するものの他の分野は低下する場合（トレードオフ）があるということです。

世界の動向としても、シナジー・トレードオフの考え方方が重要視されています。

2023（令和5）年のG7広島首脳コミュニケ、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（共同声明）においては、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に対し、課題の相互依存性を認識してシナジーを活用する旨が盛り込まれています。さらに、第6回国連環境総会（UNEA6）においても日本が提案したシナジー推進決議が採択されました。

直面する環境問題を解決していくためには、こうした相互の連関を考慮しながら、経済、社会、政治、技術全てにおける横断的な社会変革により、総合的・一体的に取り組んでいくことが求められています。



◎ シナジーの例

分野	取組み例	シナジー
生物多様性×循環経済	森林の保全・再生（間伐材の有効利用）	◎廃棄物の減少・高付加価値化
	海洋プラスチックごみ対策	◎海洋生態系の保全
生物多様性×脱炭素	藻場の再生（ブルーカーボン）	◎CO ₂ 吸收量の増加
	グリーンインフラ（ヒートアイランド*対策）	◎生物の生息・生育環境の創出
循環経済×脱炭素	廃棄物の分別・削減	◎焼却時の温室効果ガス排出削減
	バイオマス発電（食品廃棄物のメタン化）	◎廃棄物の減少・高付加価値化

▲ トレードオフの例

分野	取組み例	トレードオフ
生物多様性↔循環経済	バイオマスプラスチックの普及	▲植物資源の減少
生物多様性↔脱炭素	風力発電	▲鳥類への影響（衝突・生息地放棄）
循環経済↔脱炭素	太陽光発電	▲パネル・電池等の廃棄物増加

第2章 目指す環境都市像

第1節 みんなでめざすまちの姿

環境に関しては、中長期的な視点で施策を推進することが重要とされており、本計画では、2050年の理想の環境都市像を設定し、将来像の実現から逆算し、バックキャストで今後10年間の取組みの方向性を定めます。

理想の環境都市像の実現には行政だけでなく、市民、事業者などあらゆる主体の行動・連携が不可欠であることから、「みんなでめざすまちの姿」とします。また、その実現に向け、全ての環境施策を進めていくうえで大切な統合的・横断的な3つの行動指針を設定しています。

＜みんなでめざすまちの姿＞

人・まち・自然が調和し、心豊かに住み続けられる アジアのモデル都市

～みんなでめざすまちの姿に向けた行動指針～

日々の暮らしや営みの中に環境への配慮が浸透しているまちを目指します

豊かな自然の恵みや都市資源を活かした循環のまちを目指します

環境への取組みが都市の魅力を高め、持続的に発展するまちを目指します

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

[考え方]

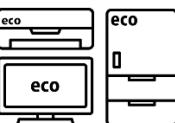
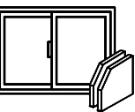
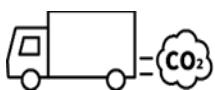
- 福岡市は、恵まれた自然と、まちやそこに住む人々が調和し、アジアをはじめ世界中から様々な人や物を惹きつけ、賑わいと活気ある都市として発展してきました。
- 環境危機が顕在化する中、将来にわたり持続的に発展していくためには、自然資本を基盤として、環境・経済・社会の好循環を創り出すことが重要です。
- そのため、従来は経済の制約とされていた環境の取組みを力強いまちの成長への鍵として、都市でありながら身近に自然を感じ、人が生き生きと暮らせる快適な環境に磨きをかけ、心豊かな暮らし（ウェルビーイング）を実現するとともに、アジア諸国をはじめ世界の都市環境の向上に引き続き貢献しながら、住み続けられるまちを将来世代へ引き継いでいきます。

第2節

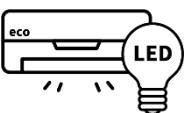
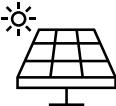
みんなでめざすまちの姿の実現に向けた行動

ここでは、市民や事業者が取り組む行動例を示します。今すぐできることから、段階的に取り組めること、また、今回お示ししていること以外にもできることは様々あります。日常生活や事業活動において、一人ひとりができる考え、一緒に行動していきましょう。

市民が取り組む行動例

	取組み	暮らしのメリット
衣	今持っている服を長く大切に着る	 <p>現在よりも1年長く着ることで、日本全体として4万t以上の廃棄量の削減につながります。衣服の購入費を節約でき、自分の服に愛着もわきます。</p>
食	食事を食べ残さない	 <p>国民1人あたりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分の食べものが捨てられています。ごみの廃棄を減らせるだけでなく、計画的な購入は、食費の節約にもつながります。</p>
	地元産の食材を選ぶ	 <p>食材の輸送にかかるエネルギー消費量を減らすことができます。地元の農家を応援でき、新鮮な食材を食べることができます。</p>
住	省エネ家電に買い換える	 <p>省エネ性能が優れた家電に買い替えることで電気代の節約につながります。例えば、冷蔵庫の場合、10年前の製品と比べて電気代が年間約6,000円の節約になります。</p>
	住宅窓の改修	 <p>熱の出入りの50%以上は窓などからです。二重サッシや複層ガラスへ交換すると電気代が年間約16,000円の節約になります。</p>
	宅配サービスを1回で受けとる	 <p>国内の再配達で排出されるCO₂の量は年間で福岡ドーム約110杯分にもなります。置き配や宅配ボックス等の活用により、1回で確実に受け取ることができ、非接触での受取も可能になります。</p>
ごみ	ごみを減らす	 <p>ごみの処理には多くのエネルギーがかかります。マイボトルの利用や資源物の分別などに取り組むことで、ごみの減量だけでなく、家計の節約にもつながります。</p>
移動	徒歩や自転車、公共交通で移動する	 <p>1人が1km移動する際のCO₂排出量は自動車が最も多いです。徒歩・自転車での移動は、健康増進につながるほか、自動車の利用を控えることでガソリン代も節約できます。</p>
	エコドライブ カーシェアリング	 <p>やさしい発進や加速・減速の少ない運転を心がけることで、燃費の改善や安全運転につながります。マイカーを所有せずにカーシェアリングを利用することで、走行距離が減少し、ガソリン代も節約できます。</p>
	電気自動車の購入	 <p>ガソリン車とは異なり、走行中のCO₂排出量をゼロにします。また、停電時の非常用電源としても活用できます。</p>

事業者が取り組む行動例

	取組み	概要
脱炭素	環境にやさしい働き方を推進する	 WEB会議、オフィスカジュアルでの勤務などの働き方を取り入れる
	CO2排出量の見える化に取り組む	 事業活動にかかるCO2排出量を算定し、削減を行う また、環境経営情報を適切に開示する
	省エネルギー化を推進する	 LED照明や高効率空調機器の導入など、エネルギーの効率的な利用を推進する
	再生可能エネルギーを導入する	 太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー由来の電力を選択する
生物多様性	緑を保全・創出する	 屋上緑化、壁面緑化などに取り組み、生きものにやさしい空間を創る
	生物多様性に配慮した事業活動を推進する	 製品の原材料の調達等は、生態系への影響が少ないものを検討する
資源循環	食品廃棄物の削減に取り組む	 商習慣の見直しを含む食品ロス*の発生抑制や、発生した食品廃棄物の資源化を進める
	分別や資源化がしやすい商品開発に取り組む	 生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費を抑える
安全	大気環境や水質の保全に努める	 法令の規制を遵守し、事業活動に伴う大気汚染や水質汚濁の防止対策を講じる
地域	地域との共働により環境意識の向上に貢献する	 地域の環境イベントへの積極的な参加や、場や機会等の提供に協力する

※暮らしのメリットに記載の数値等は計画策定期点の情報

第3節 環境施策の展開（施策体系）

目指す環境都市像の実現に向け、分野横断的に取り組む必要がある「重点施策」を2つ、重点施策と連動し、環境課題の柱として着実に取り組む必要がある「基本施策」を5つ設定し、施策を展開していきます。

	節	項
重点施策	1 【行動変容】 環境行動を実践する まちづくり	1 環境にやさしい行動の輪を広げる 2 環境に関する学びの輪を広げる
	2 【事業者連携】 環境経営を実践する まちづくり	1 環境にやさしいビジネススタイルを 定着させる 2 環境と経済の好循環を創る
基本施策	1 【脱炭素】 カーボンニュートラルを 実現したまちづくり	1 温室効果ガス排出量を減らす 2 気候変動によるリスクに備える
	2 【循環経済】 地球にやさしい 循環のまちづくり	1 ごみの減量と資源化を進める 2 ごみの適正な処理を進める
	3 【生物多様性】 多様性にあふれた 自然共生のまちづくり	1 生物多様性を守り、活かす 2 水と緑を守り、活かす
	4 【生活環境】 安全で良質な 生活環境のまちづくり	1 安全・安心に暮らせる生活環境を 確保する 2 美しく、住みよい生活環境をつくる
	5 【広域連携】 九州・アジアとつながる 環境協力のまちづくり	1 市域を超えた環境協力を進める 2 環境技術を活かして国際社会に貢献する

分類	
① ライフスタイルの転換の促進	② 環境情報の効果的な発信
① 環境保全・創造に向けた人づくり	② 環境保全・創造に向けた地域づくり
① ビジネススタイルの転換の促進	
① 民間活力の活用	② 環境ビジネスの拡大
① 都市の特性を踏まえた脱炭素戦略の策定及び推進	② 家庭部門の脱炭素化
③ 業務部門の脱炭素化	④ 自動車部門の脱炭素化
⑤ 公共施設等の脱炭素化	
① 温暖化による影響の回避・軽減	
① 家庭ごみの減量・資源化	② 事業系ごみの減量・資源化
① 適正処理の推進	② 廃棄物処理体制の構築
① 生物多様性の保全・回復・創出	② 生物多様性の恵みの活用
③ 環境配慮の促進	
① 水辺環境の保全、水資源の有効利用	② みどりの保全・創出・活用
① 安全・安心な生活環境の保全	
① 景観の保全・創出	② 環境美化の推進
① 福岡都市圏との連携	② 九州・国内各地域との連携
① 國際貢献・國際協力	

第3章 重点施策の展開

第1章・第2章を通して整理した内容に沿って、目指す環境都市像の実現に向けた各施策のビジョン・指標や主な施策等を示します。第3章では、「行動変容」「事業者連携」の視点から分野横断型の施策を展開します。

<各施策の表の見方>

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第1節 行動変容 環境行動を実践するまちづくり

ビジョン



【ひと】環境に配慮することを当然のこととして暮らしています

- ◆ 環境問題に危機感をもって「自分ごと」として捉え、日頃から意識的に環境に配慮して行動しています。
- ◆ 環境活動を率先して行うリーダーや、多様な主体間の共働を支えるコーディネーター等の人材が多く輩出され、また、広く認知されて地域で活躍しています。
- ◆ 幼少期から自然や生きものと触れ合いながら環境マインドを育み、保護者等とともに習慣的に環境保全の取組みを行っています。
- ◆ 多くの若者が環境に関する情報やアイデアを主体的に発信し、環境活動に積極的に参加しています。

【しごと】環境に配慮した経営が主流化し、社会に貢献しています

- ◆ 環境配慮の視点をもった事業活動により企業価値の向上につながるという意識があらゆる企業に根付いています。
- ◆ 先進的・模範的な取組みを行っている企業の活動が広く認知され、あらゆる企業の間に環境に配慮した取組みが広がっています。
- ◆ 企業が環境教育の担い手として社会貢献活動を行い、あらゆる主体の環境保全意識の醸成や、環境の取組みを地域全体に広げています。

【まち】学びや共有の場が身近にあり、あらゆる主体が結びついています

- ◆ 行政等からの環境に関する広報啓発の情報が、多様な媒体や手法により、市民一人ひとりまで行き届いています。
- ◆ 子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、身近な自然環境や ICT*等を活用しながら環境について楽しく学び、情報交換できる場や機会が提供されています。
- ◆ 学校・市民団体・企業・行政等の連携・共働が進んでおり、多様な主体がともに環境について対話・交流し、新たな行動を起こす土壤がつくられています。

指標

市民意識	現状値
日頃から環境に配慮した暮らしを実践している 市民の割合	90.9% (32.2%) [2024(令和6)年度]
環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う 市民の割合	90.8% (51.5%) [2024(令和6)年度]

※()は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえどそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

<SDGs>

施策に関連する SDGs の目標を掲載しています。

<ビジョン>

2050 年に実現していることを目指す「都市の状態」を表すもので、「ひと」(市民等)「しごと」(事業者等)「まち」(行政・地域等)に分けて記載しています。

<指標>

施策の推進が市民生活にどのように影響を与えるかを測る市民意識を参考指標として設定しています。

本表以降、各施策の<現状と課題>を示し、ビジョン及び現状と課題を踏まえた、10 年間の<主な施策(取組みの方向性)>を記載しています。

第1節

行動変容 環境行動を実践するまちづくり

ビジョン



【ひと】環境に配慮することを当然のこととして暮らしています

- ◆ 環境問題に危機感をもって「自分ごと」として捉え、日頃から意識的に環境に配慮して行動しています。
- ◆ 環境活動を率先して行うリーダーや、多様な主体間の共働を支えるコーディネーター等の人材が多く輩出され、また、広く認知されて地域で活躍しています。
- ◆ 幼少期から自然や生きものと触れ合いながら環境マインドを育み、保護者等とともに習慣的に環境保全の取組みを行っています。
- ◆ 多くの若者が環境に関わる情報やアイデアを主体的に発信し、環境活動に積極的に参加しています。

【しごと】環境に配慮した経営が主流化し、社会に貢献しています

- ◆ 環境配慮の視点をもった事業活動により企業価値の向上につながるという意識があらゆる企業に根付いています。
- ◆ 先進的・模範的な取組みを行っている企業の活動が広く認知され、あらゆる企業の間に環境に配慮した取組みが広がっています。
- ◆ 企業が環境教育の担い手として社会貢献活動を行い、あらゆる主体の環境保全意識の醸成や、環境の取組みを地域全体に広げています。

【まち】学びや共有の場が身近にあり、あらゆる主体が結びついています

- ◆ 行政等からの環境に関する広報啓発の情報が、多様な媒体や手法により、市民一人ひとりまで行き届いています。
- ◆ 子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、身近な自然環境やICT*等を活用しながら環境について楽しく学び、情報交換できる場や機会が提供されています。
- ◆ 学校・市民団体・企業・行政等の連携・共働が進んでおり、多様な主体がともに環境について対話・交流し、新たな行動を起こす土壤がつくられています。

指標

市民意識	現状値
日頃から環境に配慮した暮らしを実践している 市民の割合	90.9% (32.2%) 【2024(令和6)年度】
環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う 市民の割合	90.8% (51.5%) 【2024(令和6)年度】

※()は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

現状と課題

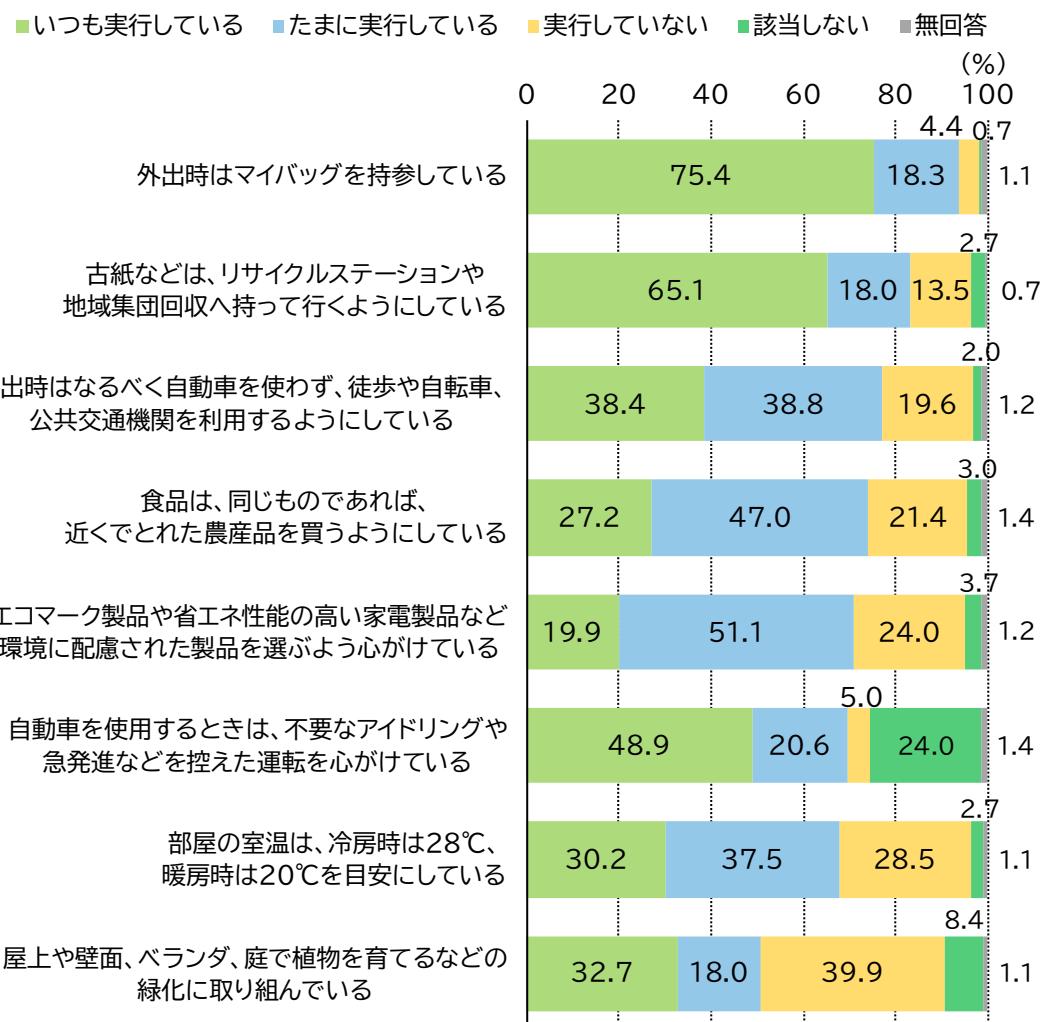
○ 市民一人ひとりの環境配慮行動の促進

本市が実施した「令和6年度市政アンケート調査」によると、日頃の環境保全行動について、マイバッグを持参する市民や、古紙のリサイクルに取り組む市民の割合が高く、ごみの減量につながる行動が市民のライフスタイルに概ね浸透していることがうかがえます。

なお、同調査にて、現状に加えて今後の取組み見込みについて尋ねたところ、今後実行したいと考えている市民の割合が高く、環境保全に関するもの、行動に移せていない市民も多いと考えられます。

環境への配慮は一般的に行動の結果が目に見える形ですぐに現れないため先延ばしにされやすく、また、環境問題は自分とは関係ないといった考え方を持たれる場合もあるため、行動科学の知見を活用した「ナッジ*」手法（人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるよう手助けする政策手法）なども活用しながら、市民一人ひとりの自発的な意識変革や行動変容を促進していきます。

■ 「令和6年度市政アンケート調査」（日頃の環境保全行動について）



○ 多様な媒体や手法を活用した効果的な広報啓発

スマートフォンの普及やSNSの利用拡大といったICTの普及によって、メディアの利用環境の変化や情報入手手段の多様化が進展しています。福岡市は若者が多く、SNSやショート動画など、若い世代が情報を受け取りやすいツールを活用した広報啓発に取り組む必要があります。若い世代は学校における環境教育の効果等によって環境保全のための行動に積極的とされており、こうした環境意識が高い若者と連携した情報発信も有効と考えられます。

また、福岡市は転入者や在住外国人も多いことから、こうした方々に、ごみと資源物の分別方法や出し方などの基本的なルールを分かりやすく周知するなど、様々な主体がアクセスしやすい多様なツールを活用した広報啓発に取り組む必要があります。

■ 主なソーシャルメディア系サービス／アプリ等の利用率（全年代・年代別）

	全年代(N=1,500)	10代(N=140)	20代(N=217)	30代(N=241)	40代(N=313)	50代(N=319)	60代(N=270)	男性(N=760)	女性(N=740)
LINE	94.9%	95.0%	99.5%	97.9%	97.8%	93.7%	86.3%	93.3%	96.5%
X(旧Twitter)	49.0%	65.7%	81.6%	61.0%	47.3%	37.0%	19.6%	49.9%	48.1%
Facebook	30.7%	10.0%	28.1%	44.4%	39.3%	32.6%	18.9%	32.8%	28.5%
Instagram	56.1%	72.9%	78.8%	68.0%	57.2%	51.7%	22.6%	48.8%	63.6%
YouTube	87.8%	94.3%	97.2%	97.1%	92.0%	85.6%	66.3%	89.6%	85.9%
ニコニコ動画	13.7%	23.6%	24.4%	17.8%	10.5%	9.4%	5.2%	16.4%	10.9%
TikTok	32.5%	70.0%	52.1%	32.0%	26.8%	25.4%	13.0%	29.2%	35.9%

出典：総務省情報通信政策研究所「令和5年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」より作成

○ 市民団体等の活動に対する支援

市内には「自然環境」「ごみ減量・リサイクル」など、様々な分野で自発的に環境活動に取り組む市民団体・NPO法人、自治協議会や子ども会などの地域の組織等が多くあります。2024(令和6)年度に13団体を対象に実施したアンケートによると、市民団体等が活動を実施する上での課題として、「活動資金の不足(77%)」「団体内の人材不足(39%)」「他団体との交流・連携(39%)」などが挙げられています。

これらの課題を踏まえ、福岡市では、市民団体等の活動支援や環境学習に取り組みたい市民や団体とのマッチング支援、分野を超えた団体同士のつながりづくりなどに取り組んでおり、引き続き市民団体等の活動の活性化につながる取組みを進めていく必要があります。

○ 未来を担う子どもたちの環境マインドの育成

学校における環境教育については、「総合的な学習の時間」を軸に、理科や社会などとも関連付けながら教科横断的に取り組んでいます。一方で、2023(令和5)年環境省「第一回環境教育等推進専門家会議」では、学校における環境教育を行う上での課題として、「授業時間の確保が難しい」、「適切な教材やプログラム等の準備ができない」、「カリキュラムデザインが難しい」等の課題が挙げられています。

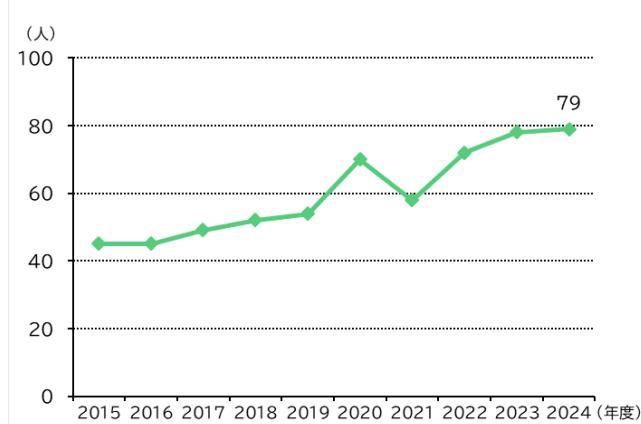
また、2024(令和6)年度に改定された国の「環境教育等の推進に関する基本的な方針」では、環境教育において特に重視すべき方法として、これまで重視してきた「体験活動」に加えて、「多様な主体同士の対話と協働」や「ICTの活用を通じた学び」の実践を推進していくことが示されており、福岡市においても、子どもたちの学びを行動につなげることができるように、学校における環境教育や活動を一層推進していくことが重要です。

○ 環境行動の担い手である人づくり・地域づくり

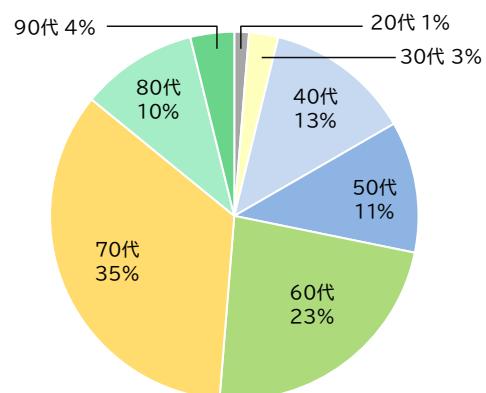
環境行動の裾野を社会全体に広げていくためには、脱炭素・循環経済・生物多様性といった各分野の専門的な知識や考え方の技術を身につけ、環境活動を実践・牽引するリーダーや、各主体をつなぐコーディネーターを育成していくことが重要です。

福岡市では、環境カウンセラーなど、環境に関する知識・経験を備えた方々の講師情報を「環境教育・学習人材リスト」にとりまとめ、学校や地域、個人での環境学習の場に講師として派遣する取組みを行っています。リストの登録者数は増加傾向にありますが、登録者数の7割が60代以上と、高齢化が進んでいるため、活動やノウハウの継承が課題となっており、あらゆる年齢階層を対象とした環境人材の育成に取り組んでいく必要があります。

■ 人材リスト登録者数の推移



■ 人材リスト登録者数の年齢構成





コラム

オフライン・オンライン両面での広報啓発

福岡市では、環境行動を実践するまちに向けて市民の自発的な参加・協力等を促すため、オフライン・オンライン両面において様々な広報啓発に取り組んでおり、今後も市民目線での情報発信等を心がけながら、取組みを推進していきます。

【オフライン施策の例（2024（令和6）年度）】

集客力を有するイベント等との連携や新たな企画等により、楽しみながら学べる啓発を実施



アビスパ福岡と連携した試合会場でのイベント



謎解きイベント

【オンライン施策の例（2024（令和6）年度）】

企業と連携し、市民の興味・関心を引くショート動画を作成し、SNS等で配信



指定ごみ袋として使える
レジ袋、福岡市で開始！



使い切れない食品を
気軽に寄付できる仕組み



エコラベルって知ってる？
唐泊恵比須かきの秘密

ショート動画（ふくレジ）

ショート動画（フードドライブ）

ショート動画（エコラベル）

※YouTube「福岡チャンネル by Fukuoka city」にて上記3本合計で約103万回再生を記録
(2025(令和7)年3月末時点)

主な施策

第1項 環境にやさしい行動の輪を広げる

市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、環境配慮行動を支援・促進する効果的な施策や情報発信等に取り組み、環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進します。

1 ライフスタイルの転換の促進

消費行動等の変容促進

- マイバッグ持参の啓発及びマイバッグを忘れた際に福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋「ふくレジ」の周知に取り組みます。あわせて、マイボトルの利用促進のため、給水スポットやマイボトル協力店制度を活用した啓発等に取り組みます。
- 生物多様性の保全に配慮して生産されたことを示す認証製品の購入の呼びかけなどを通して、人・社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費*」を促進します。
- 地元食材を地元で消費する「地産地消*」について、輸送にかかる CO₂排出量が少ないなどのメリットを広く発信し、環境にやさしい消費行動の促進に取り組みます。

脱炭素型ライフスタイルへの移行

- 多様な媒体を活用し、日常生活で実践できる脱炭素行動をその環境負荷低減効果や金銭的メリットとともに広報し、市民一人ひとりの行動変容を促進します。
- 電気・ガス使用量削減や地域産農水産物の購入などの脱炭素行動に対するポイント付与などのインセンティブ等により、市民の実践行動を後押しします。
- 地域における環境人材の育成支援や、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すアプリの提供等を通じて、脱炭素行動の輪を広げます。
- 太陽光発電設備について、導入メリットに関する情報発信や導入シミュレーションサイトの提供などにより住宅への導入を後押しします。

3Rを実践するライフスタイルへの転換等

- 不要なものを断る「リフューズ」や、3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用))の実践行動を促す環境教育や広報啓発に取り組みます。
- 家庭で使い切れない食品を社会福祉施設などの団体に寄付する「フードドライブ」の推進や、飲食店や小売店等と協力して実施する「福岡エコ運動」等を通して食品ロスの削減に取り組みます。
- 雑がみの種類や出し方など雑がみリサイクルの認知度向上のため、効果的な広報啓発に取り組み、雑がみの資源化を推進します。

生物多様性の重要性の社会への浸透

- ネイチャーポジティブに資する優良事例の発信や広報啓発、生物多様性について楽しく学べるコンテンツを備えたWEBサイトの充実を図り、生物多様性への理解や主体的な取組みを促進します。
- NPO等と連携し、生物多様性の恵みを活かした自然や生きものとのふれあいの機会を創出するとともに、森や干潟、生きものの保全活動や効果的な広報啓発等に取り組みます。



コラム

エシカル消費とは？

エシカル(ethical)とは直訳すると「倫理的な」「道徳上の」といった意味で、エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・環境に配慮した消費行動のことです。私たち一人ひとりが、社会的な課題に気づき、日々の買い物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみると、これが、エシカル消費の第一歩です。

人・社会・環境に配慮した商品かどうかわからず迷った時は、認証ラベル付きの商品を選ぶことも方法の一つです。消費と社会のつながりを「自分ごと」として捉え、できることからはじめましょう。

＜認証ラベルの一例＞



エコマーク



FSC®認証



MSC「海のエコラベル」



国際フェアトレード
認証ラベル



コラム

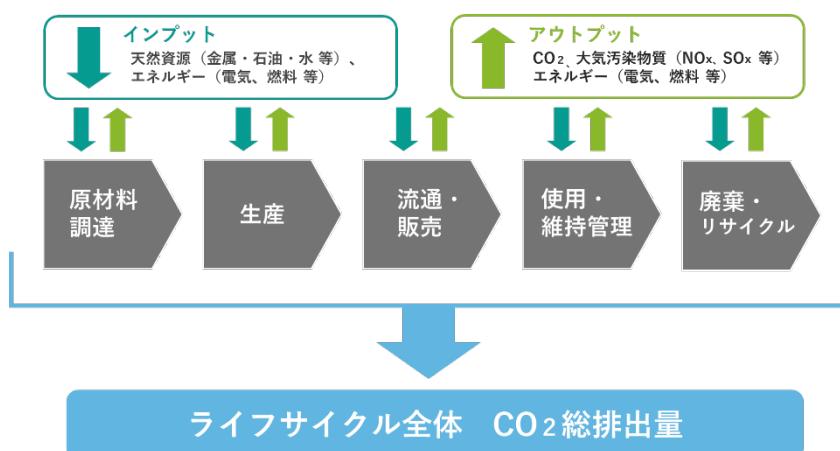
CO₂排出量の「見える化」～カーボンフットプリント～

脱炭素社会を実現するためには、脱炭素・低炭素製品（グリーン製品）が選択されるような社会になることが必要です。

そのための方法の一つが「カーボンフットプリント」です。カーボンフットプリントとは、商品やサービスのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、商品やサービスに表示する仕組みです。

この「見える化」された情報を用いて、企業は、商品やサービスが、製造・提供などの、どの過程でどれだけの量のCO₂を排出しているかを把握し、サプライチェーンを構成する企業間で協力して、更なるCO₂排出量の削減を図ることができ、消費者は、より環境にやさしい商品やサービスを選択する「行動変容」につなげることができます。

図 カーボンフットプリント（CFP）のイメージ



出典：環境省「カーボンフットプリントの表示等の在り方検討会」資料より作成

2 環境情報の効果的な発信

多様な手段による広報啓発

- 従来型のメディアに加え、SNS・ショート動画など、多様な媒体や手法を活用し、利用者の属性やニーズに応じた情報発信に戦略的に取り組み、行動変容の促進を図ります。
- 集客力の高いイベントとの連携や、日常生活に結びついた市民目線での広報啓発など、多くの市民が興味・関心を抱きやすい効果的な情報発信を図ります。

第2項 環境に関する学びの輪を広げる

環境に関する学びの機会や場の提供、各主体のつながりの支援などを通じて、環境問題について主体的に考え方行動する人づくり・地域づくりを進めます。

1 環境保全・創造に向けた人づくり

あらゆる主体・世代への環境教育

-  環境教育・学習人材リスト登録者による出前授業や自然観察会などを通して、あらゆる主体・世代への環境学習を支援します。
-  自然公園や里山・里海など豊かな自然環境や、油山牧場、背振少年自然の家などの市有施設を活用した環境教育カリキュラムの充実などに取り組みます。
-  地域の自然環境等を活かした体験学習や、環境副読本、ICT の活用等による環境教育プログラムや教材の充実などを通して、子どもたちの環境意識を育みます。

環境行動のリーダーとなる人材育成

-  地域における環境分野の人材養成講座を実施するなど、環境活動を推進するリーダーの発掘・育成に取り組みます。
-  教職員や保育士などへの情報発信の充実を図るなど、環境教育に携わる指導者の人材育成に取り組みます。

学びの機会の創出

-  小学校において、食品ロスの削減や調理くずの堆肥化などに取り組み、子どもたちが食の資源循環を学び、実践する場を提供し、子どもたちの環境意識の向上を図ります。
-  「3R ステーション」や「まもるーむ福岡」等の環境教育・学習施設を活用しながら、環境教育の機会や環境情報を効果的に提供し、環境活動における交流の促進や、環境教育・学習の充実を図ります。
-  体験型の学習施設やコンテンツを有する民間企業等と連携を図り、幅広い世代の市民が環境学習に取り組める機会を提供します。

2 環境保全・創造に向けた地域づくり

あらゆる主体・世代との連携、ネットワークの構築

-  多様な主体との連携・共働により参加体験型イベントを開催するなど、主体間のつながりを深めるとともに、市民の行動変容を促す機会の創出に取り組みます。
-  環境保全・創造に貢献した個人・市民団体等を表彰し、各主体の模範的な活動や先進事例を広く市民等に発信します。
-  市民団体・事業者・教育機関等と連携・共働し、環境人材の育成・活用や環境保全活動のネットワークづくりを推進します。
-  環境意識や発信力の高い若者と連携し、社会全体の行動変容等につなげていきます。

活動の場の提供

-  「環境市民ファンド」を活用し、市民や市民団体、地域の組織等の環境保全活動を支援します。
-  市民団体やNPO法人等が主体的に実施する環境保全活動の活性化につながる多面的な支援に取り組みます。
-  環境人材の把握・ネットワーク化を進めるとともに、環境学習に取り組みたい市民等とのマッチングを支援します。

第2節

事業者連携 環境経営を実践するまちづくり

ビジョン



【ひと】環境に配慮する企業を消費行動等で後押ししています

- ◆ 環境負荷の低い商品やサービスを率先して選択し、環境保全に取り組む企業の活動を後押ししています。
- ◆ 使用済み製品の回収やリサイクルなど、企業が実施する自主的な取組みやサービスを積極的に活用しています。

【しごと】環境への配慮が企業の成長戦略の根幹となっています

- ◆ 中小企業を含むあらゆる企業が、中長期的な資源等の制約も見据えて、経済活動と環境負荷低減を両立させた持続可能な事業活動を実現しています。
- ◆ サプライチェーン全体で環境負荷低減に取り組み、見える化することなどにより、ステークホルダー*からの信頼確保や、企業価値の向上につなげています。
- ◆ 環境問題の解決に貢献する先進的技術・サービスを開発し、市民やまちに新たな価値を提供しています。

【まち】環境に配慮した企業が評価される基盤が整っています

- ◆ 企業の社会的責任(CSR)や社会的・経済的価値の創造(CSV)に取り組む模範的な企業の活動が評価され、広く認知される仕組みが整い、あらゆる企業に波及しています。
- ◆ 脱炭素や循環経済等に配慮したビジネス環境が整備され、国内外の企業が進出しています。
- ◆ 企業や研究機関の先進技術や取組みの社会実装を行政が積極的にサポートし、投資家や企業から選ばれる都市となっています。

指標

市民意識	現状値
環境に配慮した活動を行う企業が増えていると思う市民の割合	76.8% (23.7%) 【2024(令和6)年度】
環境に配慮した商品やサービスを目にする機会が増えていると思う市民の割合	83.5% (34.0%) 【2024(令和6)年度】

※()は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

現状と課題

○ 「経済と環境の好循環」の創出に向けた社会動向

国において、2021(令和3)年6月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、産業政策・エネルギー政策の両面から成長が期待される「次世代再生可能エネルギー(太陽光等)」などの14の重点分野について、高い目標を掲げるとともに、民間の資金誘導や規制改革など、あらゆる政策ツールを総動員して民間企業の前向きな取組みを後押しすることが示されています。こうした取組みを通じて、2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算されており、今後、産業構造や経済社会システムの変革が見込まれています。さらに、2025(令和7)年2月に策定された「GX2040 ビジョン」では、GXの取組みに関する長期的な方向性が示されており、今後10年間で150兆円規模の官民投資を呼び込む「成長志向型カーボンプライシング構想」に基づき、排出量取引制度の本格稼働や化石燃料賦課金の導入など幅広い取組みにより、「脱炭素」「経済成長」の同時実現を目指す方針が示されています。

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。・2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

 1 洋上風力・太陽光・地熱	 2 水素・燃料アノニア	 3 次世代熱エネルギー	 4 原子力	 5 自動車・蓄電池	 6 半導体・情報通信	 7 船舶
・2040年、3,000~4,500万kWhの案件形成(洋上風力) ・2030年、次世代型で14円/kWhを視野(太陽光)	・2050年、2,000万トン程度の導入(水素) ・東南アジア05,000億円市場(燃料アノニア)	・2050年、既存インフラに合成分門を90%注入	・2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確立	・2035年、乗用車の新車販売で電動車100%	・2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化	・2028年よりも前倒しでゼロエミッション船の商業運航実現
 8 物流・人流・土木インフラ	 9 食料・農林水産業	 10 航空機	 11 カーボンリサイクル・マテリアル	 12 住宅・建築物・次世代電力マネジメント	 13 資源循環関連	 14 ライフスタイル関連
・2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現	・2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO ₂ ゼロエミッション化を実現	・2030年以降、電池などのコア技術を、段階的に技術搭載	・2050年、人工光合成プラを既製品並み(CR) ・ゼロカーボンスチールを実現(マテリアル)	・2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB(住宅・建築物)	・2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入	・2050年、カーボンニュートラル、カフレジリエントで快適なくらし

出典：経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(広報資料)

○ 企業経営における3分野の統合的アプローチ

脱炭素分野だけでなく、循環経済分野や生物多様性分野においても、その対策と経済活動との好循環を目指す動きが活発化しています。

国において、2022(令和4)年9月に2050年を見据えた目指すべき循環経済の方向性を示した「循環経済工程表」が策定され、循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとし、2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を80兆円以上とする目標が掲げられています。

また、2024(令和6)年3月には、自然資本に立脚した企業価値の創造を促す「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定され、自然資本の保全の概念を経営に組み込み、自然資本に関するリスクへの対応や新しいビジネス機会の創出に向けて取り組む企業への支援が進められています。

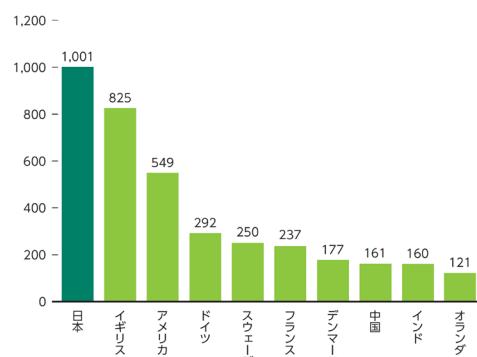
こうした国のバックアップの機会を捉え、個々の企業においても、「脱炭素」「循環経済」「生物多様性」の3分野の課題解決に向けて統合的にアプローチしていくことが重要です。

○ 脱炭素経営に取り組む企業の広がり

世界各国で環境分野の投資拡大や新規産業の振興に向けた取組みが進んでいる中、国内においても、大企業を中心に、気候変動対策を単なるコストの増加ではなく、企業価値の向上や収益機会と捉える機運が高まっており、気候変動に対応した経営戦略の開示や脱炭素に向けた目標設定(SBT*、RE100*)などを通じ、脱炭素経営に取り組む企業が増加しています。

■ 国別 SBT※認定企業数 (上位 10 か国)

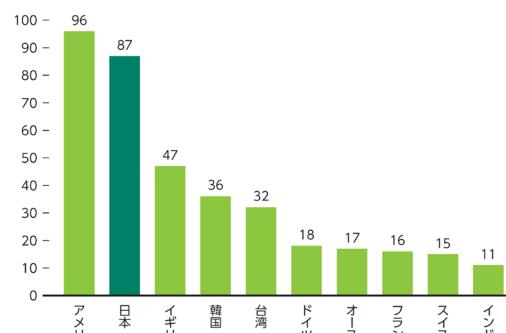
※企業の科学的な中長期の目標設定を促す枠組み



(2024年3月末時点)

■ 国・地域別 RE100※参加企業数 (上位 10 の国・地域)

※企業が事業活動に必要な電力を100%を再生エネルギーで賄うことを目指す枠組み



(2024年3月末時点)

出典：環境省「令和6年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

○ 市内中小企業における脱炭素経営の状況

福岡市は、市内事業所数に占める中小企業の割合が99%を占めており、大企業だけでなく、個々の中小企業が脱炭素経営に取り組むことが不可欠です。

本市が実施した「令和6年度中小企業振興に関するアンケート調査」では、「脱炭素化の取組みについて、実施・検討している企業の割合」は31.4%(実施 19.2%+検討 12.2%)に留まっており、市内中小企業の脱炭素経営に向けた取組みは徐々に増えているものの、十分には浸透していない状況です。また、「脱炭素」に限らず、「循環経済」や「生物多様性」に貢献する取組みを含め、環境経営を実践する企業の裾野が市内全体に広がっていくことが重要です。

■ 「令和6年度 中小企業振興に関するアンケート調査」(脱炭素化の取組みについて)

	建設業	製造業	運輸業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	サービス業	その他	全体
合計	111	50	28	116	147	78	11	351	29	921
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実施している	26	12	1	20	26	14	2	72	4	177
	23.4%	24.0%	3.6%	17.2%	17.7%	17.9%	18.2%	20.5%	13.8%	19.2%
検討している	12	10	9	8	17	8	3	41	4	112
	10.8%	20.0%	32.1%	6.9%	11.6%	10.3%	27.3%	11.7%	13.8%	12.2%
現時点で未着手だが、今後実施・検討したい	43	19	15	44	51	26	4	111	13	326
	38.7%	38.0%	53.6%	37.9%	34.7%	33.3%	36.4%	31.6%	44.8%	35.4%
今後も実施・検討する予定はない	30	9	3	40	51	28	2	122	8	293
	27.0%	18.0%	10.7%	34.5%	34.7%	35.9%	18.2%	34.8%	27.6%	31.8%
無回答	0	0	0	4	2	2	0	5	0	13
	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	1.4%	2.6%	0.0%	1.4%	0.0%	1.4%

■ …最も多い

○ 多様な環境課題の解決に向けた产学官民の連携

福岡市は、大学や研究機関の集積による豊富な人材と技術を有するとともに、スタートアップが盛んなまちの強みを活かし、产学官民が連携して多様な環境課題の解決に取り組んでいます。現在、環境問題の解決に資する新たな技術やサービスが次々に登場していますが、コスト面など様々な障壁によってその活用が進まないケースも考えられることから、今後も行政が率先して社会実装をサポートしていくとともに、中小企業等の環境経営の実践につながる実効性のある支援策を検討・実施していきます。

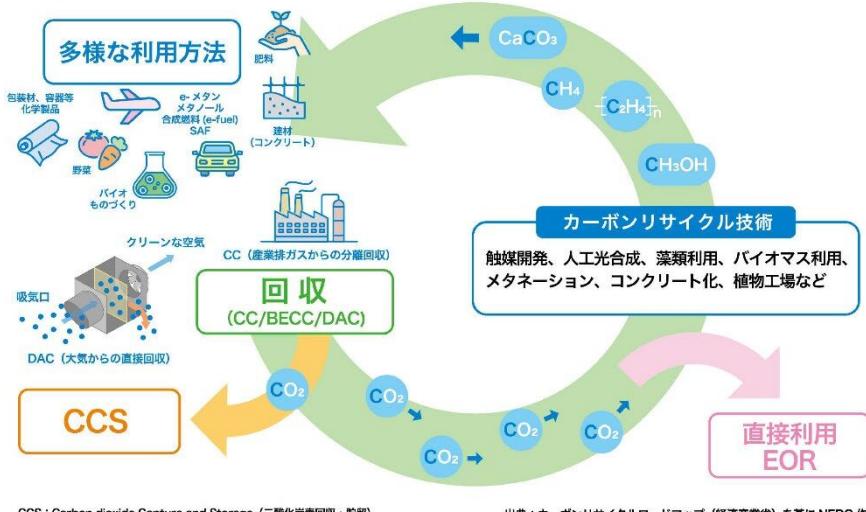


水素*リーダー都市
プロジェクトにおける
トヨタ自動車との連携

Column
コラム

「カーボンリサイクル*」でCO₂を資源に～産学官連携～

脱炭素社会を実現するため、CO₂を資源として捉え、分離・回収して様々な製品や燃料に再利用することで、CO₂の排出を抑制する「カーボンリサイクル」の社会実装に向けた取組みが進んでいます。



CCS : Carbon dioxide Capture and Storage (二酸化炭素回収・貯留)

出典：カーボンリサイクルロードマップ（経済産業省）を基にNEDO作成

出典：NEDO「カーボンリサイクル実証研究拠点」

九州大学に2010(平成22)年に設置されたカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所(I²CNER:アイスナー)は、CO₂を透過する特殊なナノ分離膜を用いて大気中のCO₂を直接回収(DAC:Direct Air Capture)する革新的な製品を開発しました。

現在、九州大学発スタートアップによって、回収したCO₂を利活用(DAC-U: DAC and Utilization)する技術や、工場の排熱などを利用した低成本なCO₂分離回収技術の社会実装が進められており、福岡市もそのような取組みを支援し、産学官の連携による脱炭素社会の実現を目指しています。



膜を用いて大気中のCO₂を回収する技術を使った、施設園芸向けのCO₂施用装置の実証実験を福岡市所有の農園で行っている九州大学発スタートアップ



福岡市などの支援により、省エネ型のCO₂分離・回収装置及び材料の製品化に成功した九州大学発スタートアップ

主な施策

第1項 環境にやさしいビジネススタイルを定着させる

企業の環境配慮行動を誘導・促進する効果的な施策や情報提供等に取り組み、環境経営の面的な広がりを推進します。

1 ビジネススタイルの転換の促進

環境経営の主流化

-  環境経営に取り組む模範的な企業を紹介するセミナーの開催や実証事業の支援等により、環境経営の裾野を広げていきます。
-  事業者の環境マネジメントシステム*の認証取得を支援し、事業者による自主的な環境負荷低減の取組みを促進します。

脱炭素経営への移行

-  脱炭素経営を進める必要性や、先行する各企業の取組み、国の動向や各種補助金などについて情報を発信します。
-  専門家による省エネ診断やCO₂排出量算定支援、省エネ・再エネ設備導入補助などにより、脱炭素化を後押しします。
-  金融機関との連携、事業者間での情報交換や脱炭素技術の連携、共同事業の実施などを後押しし、脱炭素経営の面的な広がりを促進します。
-  拡大する脱炭素市場をビジネスチャンスと捉え、脱炭素経営に取り組む事業者の販路拡大を支援します。

動静脈連携の促進等

-  大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動から脱却した、「3R+Renewable*」をはじめとする循環経済への移行に向け、事業者と連携し取組みを進めます。
-  先進技術を有する企業等と連携し、ペットボトルの水平リサイクル*（ボトル to ボトル）を推進します。
-  今後増加が見込まれる紙おむつの資源化について、企業と連携してリサイクル手法の検討等を進めます。
-  廃食用油のバイオ燃料*等への有効活用や、普及に向けた取組みを企業と連携して行うことで、循環経済への移行を促進します。
-  企業等との連携によるリユースの推進や、先進的なリサイクル技術を有する企業との連携による衣類の循環利用に関する取組みを進めます。

ネイチャーポジティブ経済への移行

-  市民・企業・NPO など多様な主体が連携・共働する機会を創出し、個々の企業のネイチャーポジティブ経営への移行を促進します。
-  企業等と連携し、海辺を活かした観光振興など、自然資本の保護と利用の好循環を創出するサステナブルツーリズムの振興を図ります。

第2項 環境と経済の好循環を創る

民間企業等が有する先進技術の実用化や社会実装に向けた支援を行うなど、環境保全と地域経済の活性化の両立を図る環境ビジネスの創出・拡大を支援します。

1 民間活力の活用

公民連携の推進

-  公民連携ワンストップ窓口「mirai@」を通して、AI や IoT*などの先進技術等を活用した実証実験や共働事業の民間提案の支援により、社会実装を促進し、社会課題の解決や行政サービスの高質化・効率化に取り組みます。
-  グリーンビジネスを軸とした企業間コンソーシアム*と連携し、環境経営の推進に向けたビジネスマッチングや実証事業の支援に取り組みます。

2 環境ビジネスの拡大

環境ビジネスの創出・振興

-  「金融・資産運用特区*」を活用した国際金融機能の誘致を進め、脱炭素などの ESG 投資の充実に向けた環境の実現に取り組みます。
-  スタートアップ企業等が有する環境技術の社会実装を支援するなど、環境ビジネスの創出・活性化に取り組みます。

脱炭素関連のイノベーション創出・社会実装

-  脱炭素先行地域をはじめ、再エネ発電設備の設置余地の少ない都市部における国産ペロブスカイト太陽電池の実装を進め、新たな都市型創エネモデルの確立を図ります。
-  専門的な知見を有した大学などの研究機関、スタートアップ等との連携を図り、カーボンニュートラルを加速させる新たな技術の実装や社会課題の解決に取り組みます。
-  新技術に対し、実証実験の場の提供や、企業間のマッチング、国への規制緩和提案、取組み PR などの後押しを行い、官民一体となって脱炭素化の事例をつくり、広げていきます。

第4章 基本施策の展開

第4章では、環境課題の柱として着実に取り組む必要がある各分野の施策について、他分野の施策に与える効果や影響を考慮し、統合的に施策を展開していきます。

<各施策の表の見方>

第1節 脱炭素 カーボンニュートラルを実装したまちづくり

ビジョン



【ひと】脱炭素型のライフスタイルが定着しています

- ◆ 省エネの実践や再エネ電気の利用など、脱炭素型のライフスタイルが定着しています。
- ◆ 公共交通やシェアモビリティの利用、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車など）の導入など、環境にやさしい移動方法が選択されています。
- ◆ 気候変動が生活に及ぼす影響を理解し、リスクに備える行動がとられています。

【しごと】あらゆる企業に脱炭素経営が浸透しています

- ◆ 省エネ・再エネ技術を自然資本に配慮しつつ積極的に導入し、環境負荷を低減しながら事業活動を行うとともに、サプライチェーン全体で温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。
- ◆ 中小企業においても、脱炭素を経営戦略に取り込み、持続的な成長と企業価値の向上を図っています。
- ◆ 脱炭素の先進技術の開発や、スタートアップの設立、産学官連携や投融資が盛んに行われています。

【まち】都市型の地産地消創エネモデルが確立しています

- ◆ ベロブスカイト太陽電池など次世代型太陽電池の導入や蓄電池の活用などにより、再生可能エネルギーの地産地消が進み、災害時のレジリエンス（回復力、耐久力）も高まっています。
- ◆ IoT等を活用したエネルギー・マネジメント*により効率的にエネルギーを利用しています。
- ◆ 都市資源を活用した水素の利用や次世代自動車の充電・充てんステーションなど、環境負荷が少ない脱炭素型インフラの整備や、建築物の脱炭素化が進んでいます。

指標

成果指標	現状値	目標値
温室効果ガス排出量 (2013(平成25)年度比)	25%減 【2022(令和4)年度】	実質ゼロ 【2040(令和22)年度】

※実質ゼロ：「市域での温室効果ガス排出量」から「市外への貢献による削減量」と「吸收量」を合わせた量を差し引いた合計が実質的にゼロになっている状態。

市民意識	現状値
市民や企業、行政などが脱炭素に取り組んでいると思う 市民の割合	52.2% (7.0%) 【2024(令和6)年度】
市民や企業、行政などが気候変動に伴う影響に備えていると思う市民の割合	63.6% (14.0%) 【2024(令和6)年度】

※()は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

<SDGs>

施策に関連する SDGs の目標を掲載しています。

<ビジョン>

2050 年に実現していることを目指す「都市の状態」を表すもので、「ひと」（市民等）「しごと」（事業者等）「まち」（行政・地域等）に分けて記載しています。

<成果指標>

各施策を代表する成果指標を定め、目標値を設定しています。

<市民意識>

施策の推進が市民生活にどのように影響を与えていているかを測る市民意識を参考指標として設定しています。

本表以降、各施策の<現状と課題>を示し、ビジョン及び現状と課題を踏まえた、10 年間の<主な施策(取組みの方向性)>を記載しています。

第1節 脱炭素 カーボンニュートラルを実装したまちづくり

ビジョン



【ひと】脱炭素型のライフスタイルが定着しています

- ◆ 省エネの実践や再エネ電気の利用など、脱炭素型のライフスタイルが定着しています。
- ◆ 公共交通やシェアモビリティの利用、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車*など）の導入など、環境にやさしい移動方法が選択されています。
- ◆ 気候変動が生活に及ぼす影響を理解し、リスクに備える行動がとられています。

【しごと】あらゆる企業に脱炭素経営が浸透しています

- ◆ 省エネ・再エネ技術を自然資本に配慮しつつ積極的に導入し、環境負荷を低減しながら事業活動を行うとともに、サプライチェーン全体で温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。
- ◆ 中小企業においても、脱炭素を経営戦略に取り込み、持続的な成長と企業価値の向上を図っています。
- ◆ 脱炭素の先進技術の開発や、スタートアップの設立、産学官連携や投融資が盛んに行われています。

【まち】都市型の地産地消創エネモデルが確立しています

- ◆ ペロブスカイト太陽電池など次世代型太陽電池の導入や蓄電池の活用などにより、再生可能エネルギーの地産地消が進み、災害時のレジリエンス*（回復力、耐久力）も高まっています。
- ◆ IoT等を活用したエネルギー・マネジメント*により効率的にエネルギーを利用しています。
- ◆ 都市資源を活用した水素の利用や次世代自動車の充電・充てんステーションなど、環境負荷が少ない脱炭素型インフラの整備や、建築物の脱炭素化が進んでいます。

指標

成果指標	現状値	目標値
温室効果ガス排出量 (2013(平成25)年度比)	25%減 【2022(令和4)年度】	実質ゼロ 【2040(令和22)年度】

※実質ゼロ：「市域での温室効果ガス排出量」から「市外への貢献による削減量」と「吸収量」を合わせた量を差し引いた合計が実質的にゼロになっている状態。

市民意識	現状値
市民や企業、行政などが脱炭素に取り組んでいると思う 市民の割合	52.2% (9.0%) 【2024(令和6)年度】
市民や企業、行政などが気候変動に伴う影響に備えていると思う市民の割合	63.6% (14.0%) 【2024(令和6)年度】

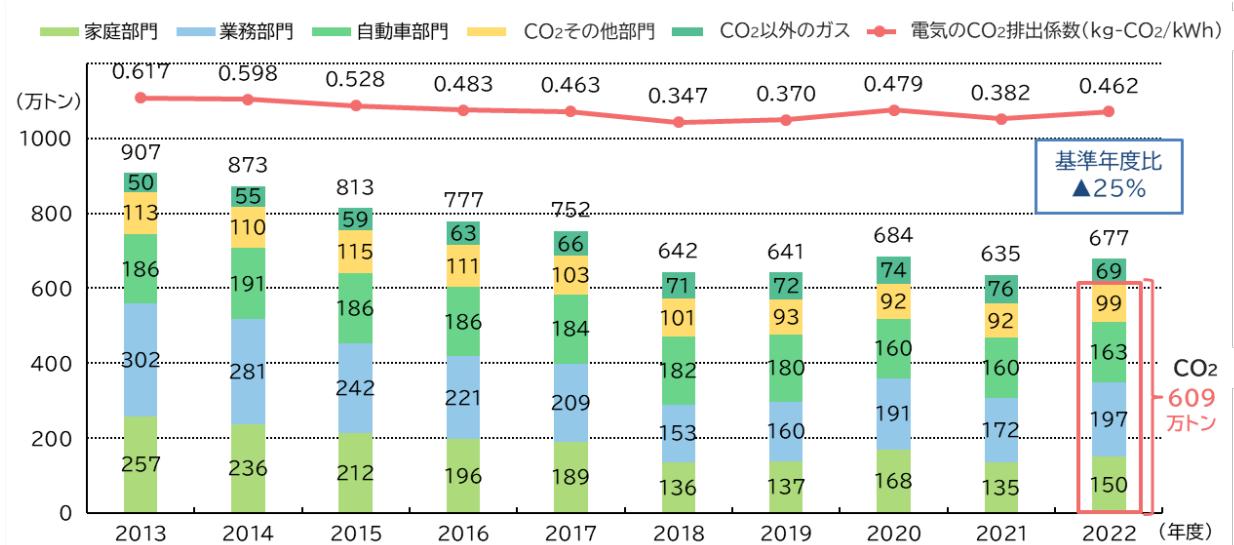
※()は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

現状と課題

○ 温室効果ガス排出量の推移

福岡市域の温室効果ガス排出量は、原子力発電所の再稼働や、省エネ機器の普及などによるエネルギー消費量の減少、再生可能エネルギーの導入拡大などにより、2013(平成25)年度をピークに減少傾向にあり、2022(令和4)年度の排出量は677万トンで、2013(平成25)年度比で25%減少しています。

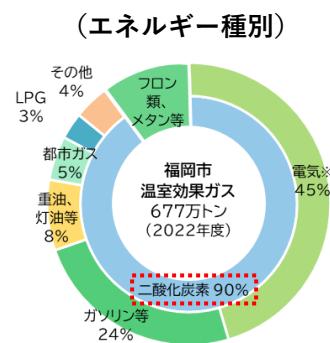
■ 市域の温室効果ガス排出量の推移



○ 温室効果ガス排出量の内訳と特徴

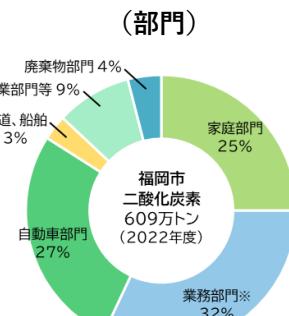
福岡市域の温室効果ガス総排出量の内訳をみると、第3次産業が9割を占める福岡市では、産業部門の割合が全国値と比べて低い一方、家庭部門、業務部門(商業、サービス等)、自動車部門の3部門で全体の約84%を占めており、市民一人ひとりの行動や、事業者それぞれの取組みが特に重要です。

■ 温室効果ガス総排出量(推計)内訳



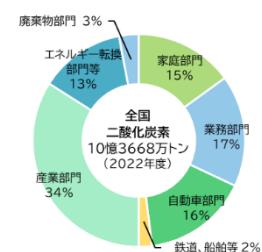
※国のマニュアルに基づき、電気は電気事業者による発電に伴い排出された二酸化炭素が分配されており、需要側の排出として算定している
※四捨五入の関係のため、割合の合計が100%を超える

■ CO₂総排出量(推計)内訳



※業務部門:商業、サービス、事務所等

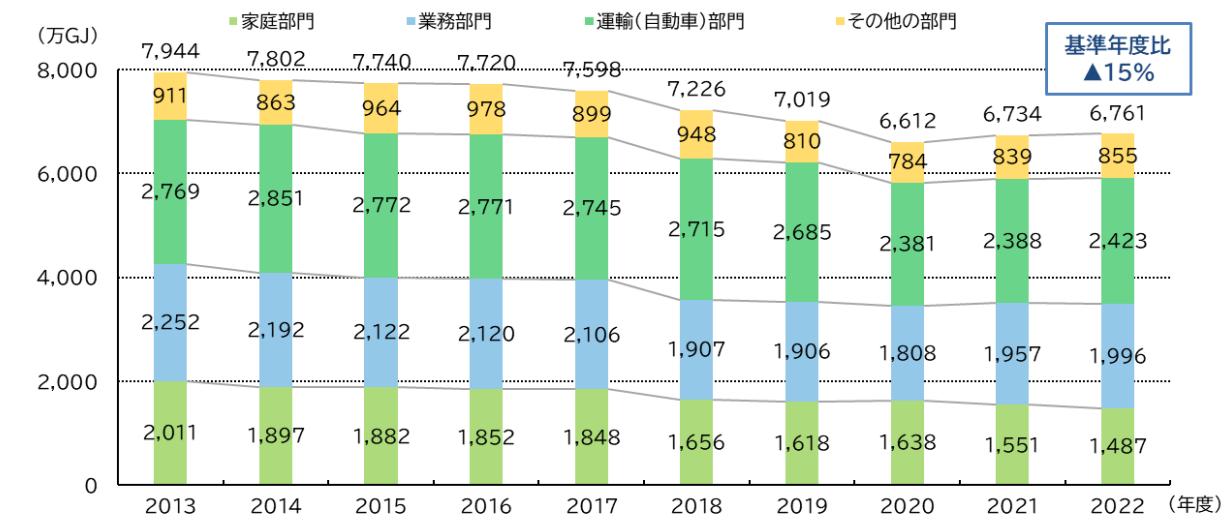
【参考】全国



○ エネルギー消費量の推移

福岡市域のエネルギー消費量は、人口や世帯数の増加が続いている中でも2013(平成25年度(基準年度)比で15%減少していますが、脱炭素社会の実現に向けては、更なる省エネルギー化の推進が必要です。

■ 市域のエネルギー消費量の推移



※1万GJ(ギガジュール)=10兆J(ジュール*)

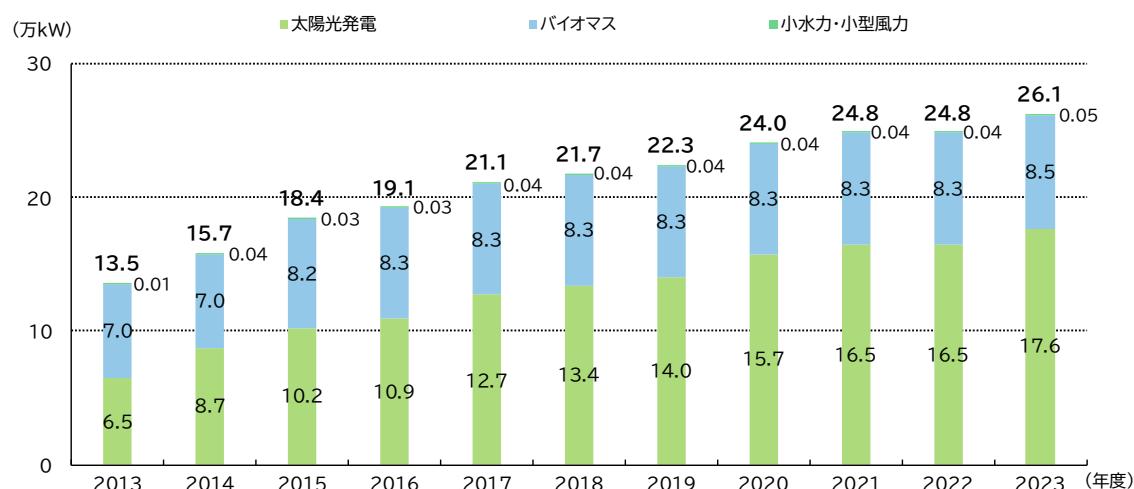
※四捨五入の関係のため、消費量の内訳と総量が一致しない場合がある。

※その他:産業部門(農林水産業、建設鉱業、製造業)、運輸部門(鉄道、船舶)、エネルギー転換部門(熱供給事業)

○ 再生可能エネルギー設備容量の推移

FIT制度*を活用した民間での太陽光発電設備の導入拡大等により、設備導入規模は年々増加していますが、今後、設置場所の適地が減少していくことから、ペロブスカイト太陽電池などの次世代型太陽電池の普及拡大も不可欠です。あわせて、蓄電池やエネルギー・マネジメントの導入を通じて、発電電力の効率的な活用や電力系統への負荷軽減を図ることも重要です。

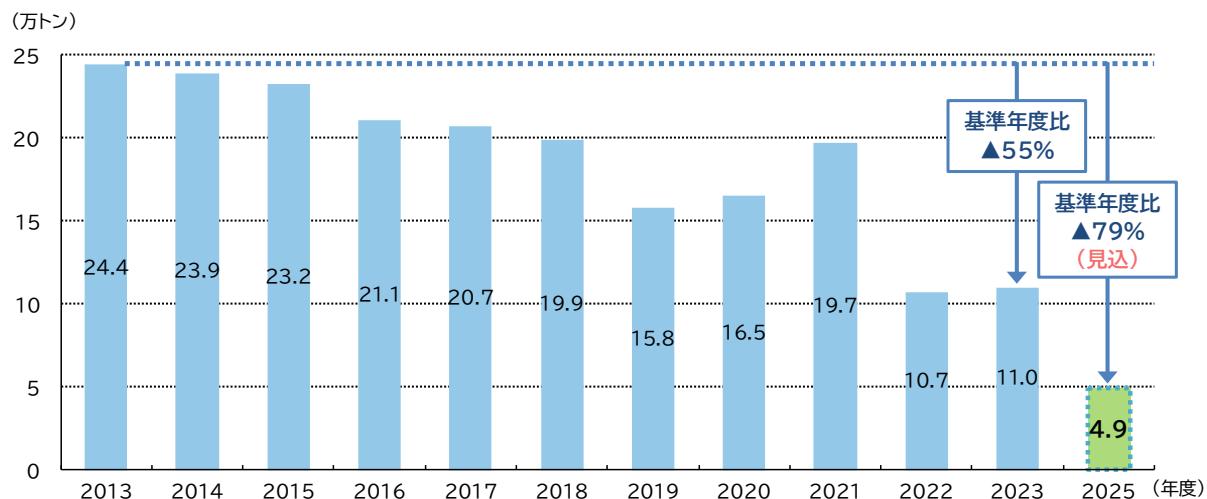
■ 市域の再生可能エネルギー設備容量の推移



○ 市役所の脱炭素率先行動

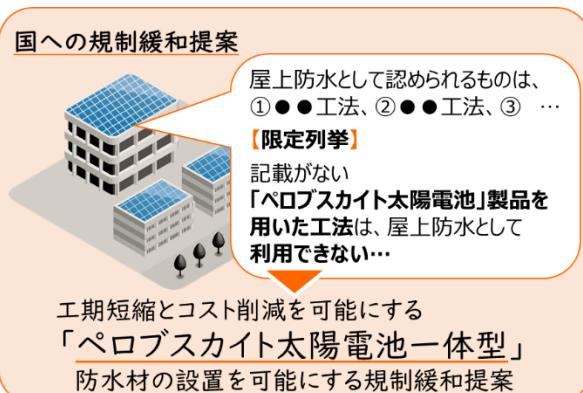
市内最大の温室効果ガス排出事業者でもある市役所では、「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」を策定し、2030年度エネルギー起源CO₂排出量70%削減(2013(平成25)年度比)を目標に率先した取組みを推進しています。施設の省エネ性能の向上(ZEB^{*})、再生可能エネルギーの利用推進、庁用車の脱ガソリン車化(EV等の優先導入)などにより、2025(令和7)年度には2030年度目標を5年前倒して達成する見込みです。

■ 市役所におけるエネルギー起源CO₂排出量推移



○ イノベーションの早期社会実装に向けた取組み

脱炭素社会の実現に向けてはイノベーションの社会実装が不可欠であることから、公民連携ワンストップ窓口「mirai@」などを通じて、実証実験の場の提供や、国への規制緩和提案、取組みPRなどの後押しを行い、官民一体となってイノベーションの社会実装に取り組んでいます。



○ 「水素リーダー都市プロジェクト」の推進

水素は、カーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーとして、今後幅広い分野で活用が期待されています。福岡市では、水素社会の実現に向けて、水素の需要と供給の拡大のため、福岡市水素ステーションの運営や、FC*モビリティの導入促進、まちづくりへの水素実装等の「水素リーダー都市プロジェクト」の推進に取り組んでいます。



福岡市水素ステーション



FC ごみ収集車

○ 気候変動の影響に備える適応策の推進

近年、猛暑や豪雨の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると考えられる影響が現れています。今後、地球温暖化の進行に伴い、気温上昇や大雨によるリスクはさらに高まることが予測されており、温室効果ガスの排出削減（緩和策）に取り組むことに加え、現在生じており、また将来予測される影響の回避・軽減を図る適応策に取り組むことが重要です。



国産ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイト太陽電池は薄型・軽量であることから、従来型の太陽電池では設置が困難な、例えば、重量物を載せるだけの強度を持たない体育館・倉庫など耐荷重の小さい屋根や、ビル・マンションなどの壁面、窓ガラスなど様々な場所への設置が可能となり、都市部が抱える、メガソーラーなどの大規模な再生可能エネルギー設備を設置する余地が少ないという課題を克服し、新たなエネルギーの地産地消モデルを確立できる「キー・テクノロジー」となる技術です。



ペロブスカイト太陽電池

また、主材料であるヨウ素の生産は日本が世界シェア2位を占めており、国産可能な再生可能エネルギー技術として、我が国のGXの牽引役となることも期待されています。

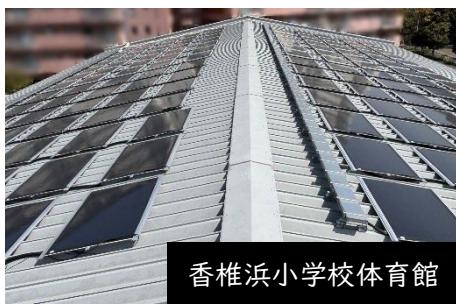
福岡市では、全国に先駆けてこの国産ペロブスカイト太陽電池の実装を進めています。

(1) 環境省「脱炭素先行地域」への選定

2024(令和6)年9月に環境省の「脱炭素先行地域」に選定され、積水化学工業(株)などの共同提案者とともに、地行浜・唐人町エリア、天神エリアにおいてペロブスカイト太陽電池を中心とした脱炭素化推進プロジェクトにチャレンジ。

(2) 市有施設への先行導入

商用化前の2024(令和6)年度より、福岡市立香椎浜小学校の体育館屋根(フィルム型、約200m²)及びFukuoka Growth Next屋上(防水材一体施工、約80m²)に設置。



香椎浜小学校体育館



Fukuoka Growth Next

(3) 2025(令和7)年度の取組み

市有施設への率先導入及び民間事業者向け設置補助制度の創設の予算を計上し、2025(令和7)年の商用化直後から積極的な導入・設置拡大を推進。

主な施策

第1項 温室効果ガス排出量を減らす

脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換や、省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用拡大、イノベーションの早期社会実装など、温室効果ガスの排出削減等を図り、気候変動の緩和策を推進します。

1 都市の特性を踏まえた脱炭素戦略の策定及び推進

都市の特性を踏まえた脱炭素戦略の策定及び推進

-  福岡市がめざす「2040年度温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向けた方針や取組み、ロードマップとなる「脱炭素戦略2040」を策定し、その内容を分かりやすく発信します。
-  軽量かつ柔軟で建築物の壁面や特殊形状の屋根等にも設置可能な国産ペロブスカイト太陽電池の社会実装を進め、都市部における再生可能エネルギーの地産地消モデルの確立に取り組みます。
-  蓄電池や蓄熱設備等の導入、水素の活用によるエネルギーの地産地消、ピークシフト*、エリアエネルギー・マネジメント等を推進し、再生可能エネルギーの出力制御対策やエネルギーの効率的な利用を進めます。
-  バイオ燃料や水素の社会実装に向けた取組みを推進します。
-  脱炭素先行地域において、2030年度までの電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロの実現をエリア単位で先行的に進めるなど、地域経済の脱炭素化を推進します。

2 家庭部門の脱炭素化

住宅の省エネ化

-  国による省エネ性能の基準引上げにあわせた ZEH^{セッヂ}*(Net Zero Energy House)、ZEH-M(ZEH-Mansion)などの断熱性やエネルギー効率性の高い住宅の普及拡大を図ります。
-  省エネ性能が高い家電製品等の導入メリットの発信や、住宅用エネルギーシステムの導入補助により、家庭における省エネルギーを推進します。

再エネの利用拡大



再エネ電気利用の広報啓発や、太陽光発電設備の導入シミュレーションサイトの提供、住宅用エネルギー・システムの導入支援により、家庭における再エネ電気の利用拡大を図ります。

3 業務部門の脱炭素化

建築物等の省エネ化



ゼ・エ・ブ ZEB (Net Zero Energy Building) など省エネ性能の高い建築物の普及に向けた支援を行います。



省エネ対策の助言を行う専門家の派遣や、省エネ設備導入に対する支援を行い、事業所における省エネルギー化を推進します。

再エネの利用拡大



太陽光発電設備の導入メリットなどの情報発信や太陽光発電設備の導入シミュレーションサイトの提供とともに、太陽光発電設備の導入に対する支援を行い、事業所での太陽光発電設備導入を推進します。



再エネ電気利用の広報啓発や非化石証書*の共同購入などの支援により、事業所における再生可能エネルギー電気の利用を促進します。

4 自動車部門の脱炭素化

公共交通等の利用



多様な交通手段が相互に連携し、分かりやすく使いやすい公共交通を主軸とした総合交通体系づくりに取り組みます。



パーク・アンド・ライド*の推進や、駅やバス停における待合環境の向上など、事業者等と連携し、公共交通の利用促進や利便性向上に取り組みます。



放射環状型の幹線道路ネットワークの形成やプリンジパーキング*の利用促進など、道路交通の円滑化や都心部への自動車流入の抑制による道路交通混雑の緩和に取り組みます。



自転車利用環境の向上や、安全で快適に移動できる歩行空間の確保など、自転車や徒歩で移動しやすい交通環境づくりに取り組みます。

自動車等の脱炭素シフトの推進

-  次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車など）の普及拡大に取り組みます。
-  市有施設を活用した電気自動車の充電設備設置を進めるとともに、民間施設での公共用充電設備の設置を促進し、充電インフラの整備を進めます。
-  水素需要に応じた水素ステーションの最適な配置を促進するため、民間事業者と協議等を進めます。
-  公共交通車両（バス、タクシー）への電動車導入や鉄道車両等のエネルギー効率化などに取り組むとともに、電動車の選択肢が少ない物流分野の大型車両などに対しては、バイオ燃料等の活用に向けた実証事業などを進め、貨物車等の脱炭素化を促進します。
-  官民が連携して港湾施設の脱炭素化を推進するなど、博多港におけるカーボンニュートラルポートの形成を推進します。

シェアリング*等の推進

-  カーシェアリングの広報啓発や、再エネ100%電気を使ったEVカーシェアの普及を進めるなど、環境にやさしい移動を推進します。
-  シェアサイクル等のシェアモビリティを活用するなど、コンパクトシティの特性を活かした都市型の脱炭素モビリティを推進します。

5 公共施設等の脱炭素化

市役所の率先行動

-  市有施設への国産ペロブスカイト太陽電池の率先導入をはじめとした再エネ発電設備の導入及び再エネ電気の利用を推進します。
-  新築や更新の機会を捉え、建築物のZEB化や高効率空調、LED照明などの省エネ機器の導入を進め、市有施設の省エネ化を推進します。
-  庁用車の導入・更新時に次世代自動車の優先的な導入を検討し、脱ガソリン車への切替を推進します。
-  地下鉄は再エネ電気100%で運行するとともに、地下鉄の運行に要する電力消費量の削減に向け、地下鉄車両、施設等の省エネ化を推進します。
-  下水処理の過程で発生する下水バイオガス*を有効利用し、発電、水素の製造等に取り組みます。
-  上下水道施設において、デマンドレスポンス*(電力の需要調整)を導入・運用し、エリア全体の電力需給のバランス保持に取り組みます。
-  CO₂を炭素として固定した木材の利用を促進するため、公共建築物の木造化・内装等の木質化などに取り組みます。
-  市庁舎をはじめとした公共施設において、壁面なども活用しながら緑化を進め、民間建築物を先導する緑化に取り組みます。
-  環境への負荷ができるだけ少ない商品・サービスを選択し調達するグリーン購入に行政が率先して取り組むとともに、企業等への普及啓発に取り組みます。



都市の魅力を高める建築物の脱炭素化～ZEH・ZEB～

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が2022(令和4)年6月に改正され、2025(令和7)年4月から全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられるとともに、2030年度以降新築される住宅及び建築物のZEH(Net Zero Energy House)・ZEB(Net Zero Energy Building)基準の省エネ性能の確保を目指すこととされています。

ZEH・ZEBとは省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、建物で消費する年間のエネルギー消費量を実質ゼロにすることを目指した建物のことです。

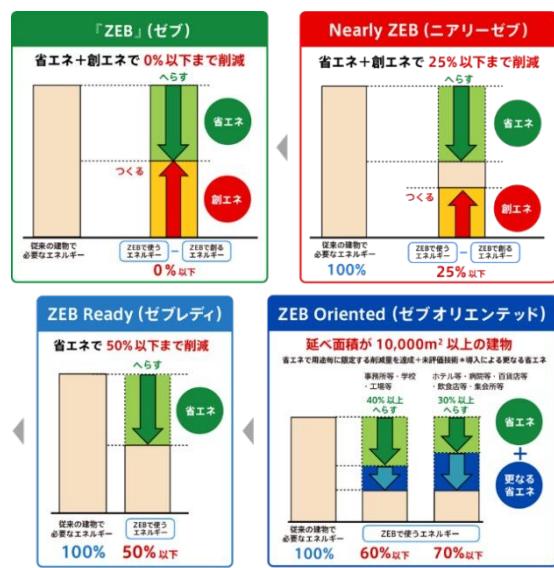
建築物のZEH・ZEB化は、脱炭素化だけではなく、快適性・生産性の向上、レジリエンスの強化、不動産としての価値の向上などに寄与し、ひいては都市の魅力を高めることにもつながることから、引き続き建築物の脱炭素化を促進していきます。

○ZEBを実現するための技術



出典：環境省「ZEB PORTAL」

○ZEBの定義



出典：環境省「ZEB PORTAL」

○市有施設のZEB取得事例

福岡市民ホール (ZEB Ready)



第2項 気候変動によるリスクに備える

自然災害の激甚化や熱中症リスクの増加など、すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動による被害を適切に評価し、回避・軽減させる適応策を推進します。

1 溫暖化による影響の回避・軽減

災害対策

- 河川の改修や治水池の整備など、大雨による河川の氾濫防止に取り組みます。
- 「雨水整備 Do プラン 2026」、「雨水整備レインボープラン天神」(第2期事業)に基づく雨水排水施設の整備などの浸水対策に取り組みます。
- 森林、水田、ため池等の活用や雨水貯留・浸透施設の整備などの流域治水を推進します。

健康

- 公共施設や民間施設などを涼み処として利用することで熱中症予防や省エネの促進につなげる「クールシェアふくおか」の取組みを推進します。
- ホームページや LINE、防災メールなどにより、暑さ指数の予測情報など熱中症に関する情報提供・注意喚起を行います。
- 蚊などが媒介する感染症について、国内外の発生動向を捉え、市民に対して予防の観点からホームページなどで注意喚起します。

農林業

- 気温の上昇等に適応した農業経営の推進のため、関係機関と連携して、高温耐性品種や新たな病害虫防除等に関する周知・啓発や、AI等を活用したスマート農業を推進します。
- 松くい虫対策について、伐倒駆除などを徹底するとともに、地域と連携した松林の保全活動に取り組みます。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

経済活動・市民生活

- 備蓄促進Wiークや出前講座・イベント等あらゆる機会を通じた広報啓発活動により、市民・企業における自主的備蓄を推進します。
- 企業との連携協定等の活用や、公民館等における電気自動車を活用した電力供給など、災害時の電力確保に取り組みます。
- 緑陰をつくる街路樹の整備や、屋上や壁面を含む緑化、路面温度を抑制する舗装の導入に向けた検討など、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- 緑のカーテン*やよしず等を活用し日陰の創出を行うなど、暑熱環境に適応したライフスタイルの構築を促進します。



コラム

事業者と連携した熱中症対策

福岡市では、気温が高くなる夏の暑い時期に、市民等が涼しく過ごせる施設を広く募集し、クールシェアスポット(涼み処)として登録するとともに、市民等へ利用を呼びかけることで、熱中症予防及び省エネの促進につなげる取組み「クールシェアふくおか」を実施しています。

2025(令和7)年5月末時点では、薬局や公民館などの860施設がクールシェアスポット(涼み処)に登録されています。

また、マイボトル利用推進のため、市内の公共施設に、冷却された福岡の安全でおいしい水道水を無料で利用できる「マイボトル用給水スポット」を設置しているほか、来店された方が持参したマイボトルへの飲料の提供にご協力いただける「福岡市マイボトル協力店」を紹介する取組みを行っています。(「福岡市WEBまっぷ」でも公開しています)



クールシェアふくおか協力施設の目印 マイボトル協力店の目印 マイボトル用給水スポット

第2節 循環経済 地球にやさしい循環のまちづくり

ビジョン



【ひと】ものを大切にする意識が醸成され、実行されています

- ◆ 不要なものは買わない・もらわない消費行動が定着とともに、手入れや修理をしながら、ものを長く大切に使う習慣が身についています。
- ◆ 古紙やプラスチックなどの資源物とごみとの分別が浸透し、リユースやリサイクルについて日常的に意識されています。
- ◆ 食べ物を無駄にすることなく、資源化やフードドライブなどにも積極的に取り組んでいます。

【しごと】あらゆる企業がサステナビリティ経営を実践しています

- ◆ 製造業などの動脈産業とリサイクル業などの静脈産業の連携が進み、資源循環の視点を取り入れた製品設計が行われ、生産段階から消費・使用段階までのライフサイクル全体で廃棄物の発生抑制や資源の有効活用など、「サーキュラーエコノミー」への移行が進んでいます。
- ◆ 使用済み製品のリユース、リペア*や、シェアリングなど循環型のビジネスが活発になっています。
- ◆ 生ごみ堆肥を活かしたコミュニティガーデン*づくりをはじめ、企業が循環のまちづくりに貢献しています。

【まち】循環型の経済社会システムが確立しています

- ◆ 先端技術等を活用した水平リサイクルが普及するなど、自然資本の恩恵を理解し、限りある資源が持続可能な形で循環利用されています。
- ◆ 少子高齢化の進展による地域集団回収の担い手不足や、ごみの持ち出しが困難な高齢者の増加等の社会変化に対応した廃棄物や資源物の収集・運搬・処理体制が構築されています。
- ◆ 清掃工場の熱エネルギーや廃食用油などの都市資源が地域の循環経済に活かされています。

指標

成果指標	現状値	目標値
ごみ処理量 【2023(令和5)年度】	50.5 万トン	47.0 万トン 【2030(令和12)年度】

※本計画の目標年度が2034(令和16)年度のため、部門別計画の改定に合わせ、目標値の再設定を検討する。

市民意識	現状値
市民や企業、行政などによるごみの削減やリサイクルの取組みが進んでいると思う市民の割合 【2024(令和6)年度】	69.2% (14.2%)
ごみや資源物が出しやすく、その収集や処理も適正に行われているまちだと思う市民の割合 【2024(令和6)年度】	84.0% (39.9%)

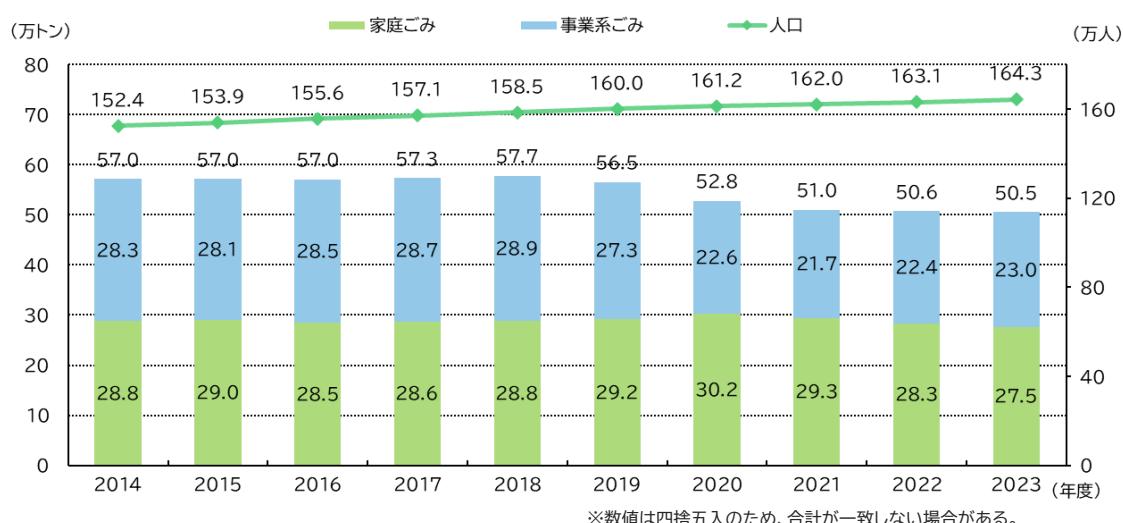
※()は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

現状と課題

○ ごみ処理量の推移

2023(令和5)年度の福岡市のごみ処理量は、2022(令和4)年度と比べ約2千トン減少し、約50万5千トンとなりました。内訳について、家庭ごみ処理量は、人口増加が続いている中、市民1人1日あたりのごみ処理量は減少しており、2022(令和4)年度と比べ、約8千トン減少しています。一方、事業系ごみ処理量は、1事業所1日あたりのごみ処理量がほぼ横ばいの中、事業所数の増加に伴い、2022(令和4)年度と比べ約6千トン増加しており、更なるごみの減量が必要です。

■ ごみ処理量の推移

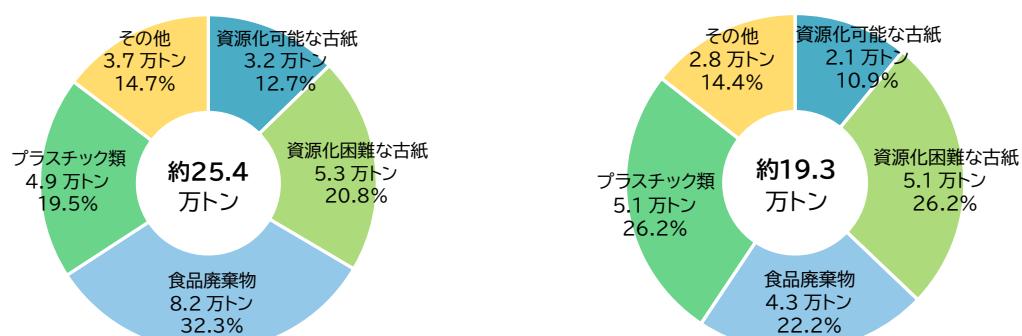


年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
家庭ごみ原単位 (g/人・日)	517	515	502	499	498	499	513	495	475	458
事業系ごみ原単位 (kg/所・日)	15.2	14.6	14.5	14.1	13.8	12.6	10.3	9.6	9.6	9.6

○ 家庭系・事業系可燃ごみの組成内訳

2023(令和5)年度の家庭ごみ及び事業系可燃ごみの組成調査によると、古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3品目が全体の8割以上を占めており、本市ではこれらを重点3品目として位置づけ、重点的に減量施策を実施しています。

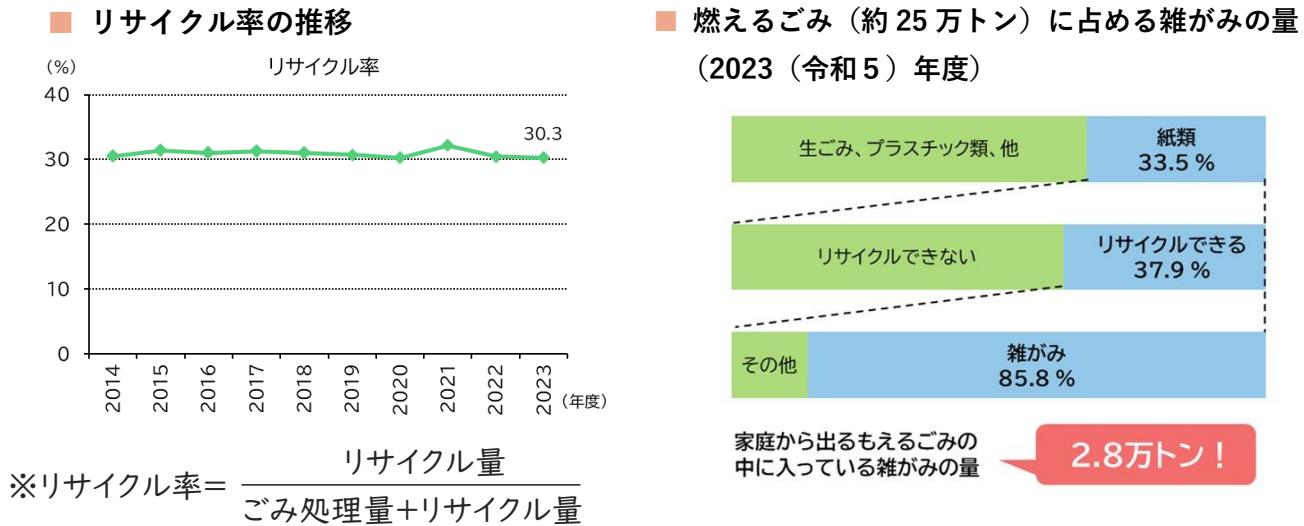
■ 家庭系可燃ごみ組成 (2023 (令和5) 年度) ■ 事業系可燃ごみ組成 (2023 (令和5) 年度)



○ リサイクルの現状

福岡市は、地域の集団回収やリサイクルボックスで集められた資源物を古紙回収事業者等が回収して資源化するなど、これまで地域や民間事業者と連携してリサイクルを進めてきました。その結果、福岡市の2023(令和5)年度のリサイクル率は30%程度となっています。

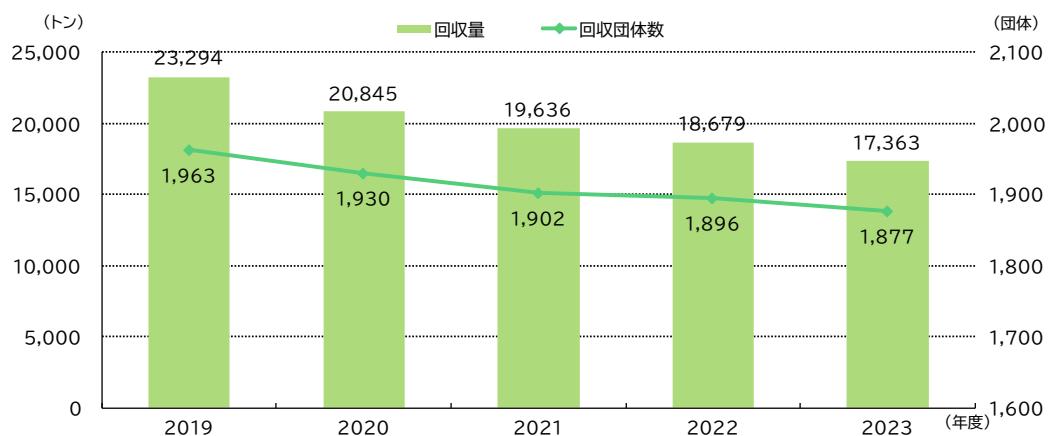
一方で、リサイクル率の推移は2014(平成26)年からほぼ横ばいであり、まだまだリサイクル可能なものが多く捨てられています。特に、新聞紙や段ボール以外の、パンフレットや菓子箱といった「雑がみ」が可燃ごみとして多く捨てられており、雑がみがリサイクルできることの周知と実践行動につなげる取組みが必要です。



○ 地域集団回収の現状

福岡市では地域での資源物の集団回収等に対して報奨金を交付し、ごみの減量や資源化を推進していますが、少子高齢化の影響などにより、活動の担い手不足が進行しています。また、資源物の回収量については、古紙の発生量減少の影響はあるものの、回収団体数の減少とともに減少しており、時代に即した資源物回収のあり方を検討する必要があります。

■ 地域集団回収の実施状況の推移



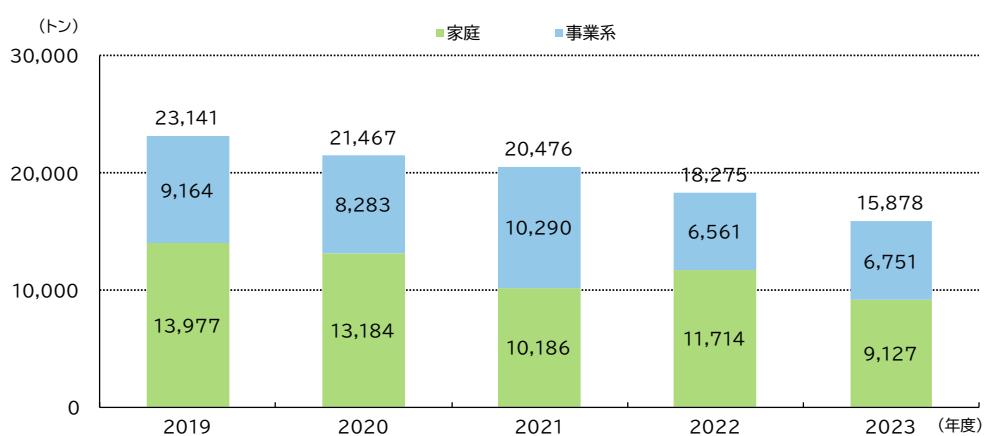
○ 食品ロス問題

近年、売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品ロスの問題が、広く認識されるようになっています。

国連環境計画(UNEP)の「食品廃棄指標報告 2024」によると、人類のおよそ3分の1が食料不足に直面している中、10 億食に相当する食料が毎日廃棄されており、食料廃棄が気候変動や自然消失、汚染を助長していると指摘しています。

福岡市においては、2023(令和5)年度実績で年間 12.5 万トンの食品廃棄物、そのうち約 1.6 万トンの食品ロス(手つかず食品)が発生しており、引き続き、生ごみの堆肥化やフードドライブの利用などにより、社会全体で食品ロスの削減に取り組む必要があります。

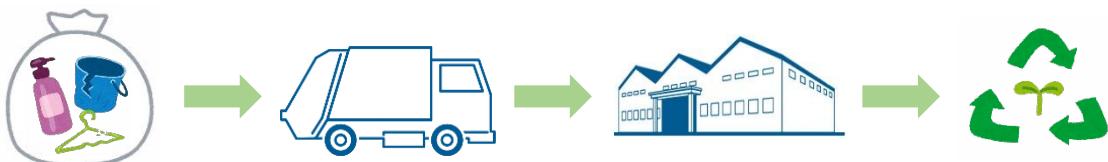
■ 食品ロス(手つかず食品)の推移



○ プラスチックリサイクルの推進

プラスチックは、今や私たちの生活に不可欠で便利な素材である一方、化石資源を原料としているため、生産にも廃棄にも多くの CO₂ が排出され、海洋プラスチックごみ問題*や気候変動等の原因とも言われており、プラスチックを使い捨てせずに、貴重な資源として循環させる重要性が高まっています。

2022(令和4)年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、プラスチックをリサイクルすることが更なるごみ減量や温室効果ガスの削減につながり、循環型社会の構築にも資することから、福岡市では2027(令和9)年2月のプラスチックの分別収集開始に向けて準備を進めています。



プラスチックを分別し戸別収集

収集したプラスチックをリサイクル

○ 新西部工場の稼働開始に向けた検討

ごみ処理施設は、生活環境の保全や公衆衛生の向上など、快適で安全安心な生活を支える重要な都市基盤施設です。そのため、ごみの要処理量などを踏まえて、計画的に施設整備を行い、ごみを安定的かつ適正に処理していく必要があります。

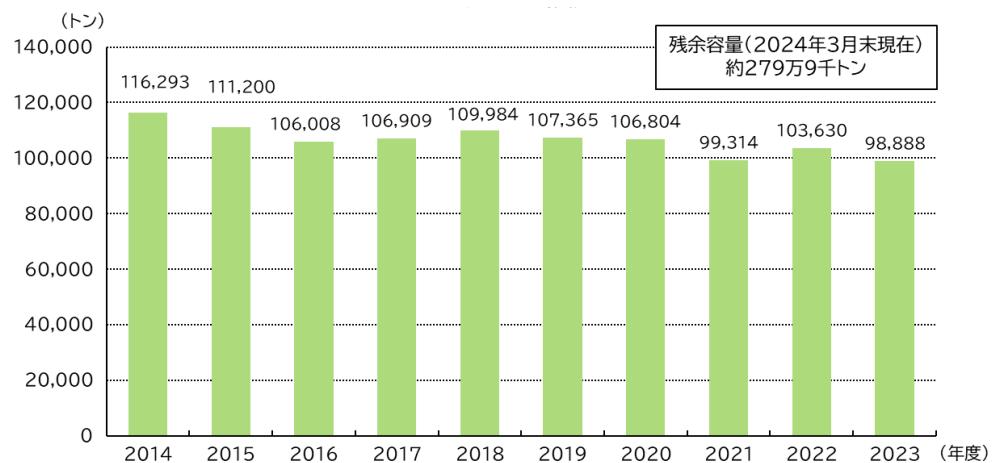
福岡市では、現在、可燃ごみ処理施設である西部工場が施設の更新時期を迎えるため、2021（令和3）年度から西部工場再整備の検討に着手しています。施設整備にあたり、安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保していくことはもちろんですが、太陽光発電などの自然エネルギーの有効利用や廃棄物発電効率の向上等により、温室効果ガス排出量の削減を図るなど、持続可能な施設となるよう検討を進めています。



○ 埋立処分量の推移

不燃ごみや焼却灰などの埋立処分量は、ごみ処理量と同様に減少傾向にありますが、2024（令和6）年3月末時点の最終処分場（西部（中田）埋立場及び東部（伏谷）埋立場）の総残余容量は、約279万9千トンで、毎年約10万トンを埋立処分していることから、容量には限りがあり、全ての主体が引き続きごみの減量に取り組む必要があります。

■ 埋立処分量の推移



主な施策

第1項 ごみの減量と資源化を進める

廃棄物の減量に向けて、「リデュース（発生抑制）」と「リユース（再使用）」の2Rに重点を置いた3R+Renewableの取組みを推進します。また、家庭ごみや事業系ごみの資源化に取り組み、循環経済への移行を図ります。

1 家庭ごみの減量・資源化

家庭ごみの発生抑制・再使用・リサイクル

- プラスチックの分別収集導入に向けて、収集運搬やリサイクル体制の構築及び市民への周知・啓発に取り組みます。
- 地域集団回収における担い手不足などに対応するため、地域や回収事業者と連携した古紙を出しやすい環境づくりを進めます。
- 家庭での生ごみ堆肥化容器*（コンポスト）の普及促進のため、購入補助や市民向け講座の実施等に取り組むとともに、家庭で使い切れない堆肥を回収し、花や緑づくりの団体等へ配布します。
- プラスチックの分別収集導入後の市民の排出動向等も注視し、家庭ごみ指定袋のあり方について検討します。

2 事業系ごみの減量・資源化

事業系ごみの発生抑制・再使用・リサイクル

- プラスチック代替素材の普及促進に向けて、代替素材製品の導入・普及支援に取り組みます。
- 事業所から出る生ごみの資源化（飼料化・堆肥化・メタン化）に取り組む事業者の支援や、事業系古紙の資源化促進に取り組みます。
- 事業者や地域住民が商業施設等のオープンスペースで生ごみ堆肥を活用して野菜や花を育てる「コミュニティガーデン」の取組みを支援し、事業所から出る生ごみの堆肥化を促進します。
- 「事業系ごみ資源化推進ファンド」を活用し、事業者による事業系ごみの減量・資源化への取組みを支援します。



コラム

生ごみ堆肥の活用～コミュニティガーデン～

福岡市は、事業所から排出される生ごみの堆肥化を推進していますが、都市部では「堆肥を使いきれない」という課題があるため、生ごみ堆肥の活用を促進する施策として、事業者による「コミュニティガーデン」の取組みを支援しています。

「コミュニティガーデン」とは、地域に住む個人やグループ、事業者などが集まって、空き地や商業施設、ビルの屋上などのオープンスペースで野菜や花を育てる取組みです。

生ごみからできた堆肥を活用する場として資源循環に資するほか、地域コミュニティの活性化や賑わいの創出、食や農の大切さを知る機会につながるなど、様々な効果が期待されます。



コラム

政令指定都市で唯一「家庭ごみの夜間戸別収集」

福岡市は全国でも珍しい夜間のごみ収集を行っており、また、それぞれの家の前にごみを出す「戸別収集」を実施しています。

夜間の収集は収集車が渋滞にかかることなく移動がスムーズであり、カラス等による被害も受けないことから、昼間の都市美観・衛生を確保できるほか、夜間の防犯・防災にも貢献しています。

2023(令和5)年度に実施した市政アンケートでは、97.0%の市民が、収集方法について、満足・どちらかといえば満足と回答しています。



作業員による夜間収集の様子



早朝、作業を終えた収集車

第2項 ごみの適正な処理を進める

平時から災害時まで、円滑に廃棄物を処理することができる安全・安心な処理体制を整備するなど、将来にわたって安定的なごみの適正処理に向けた取組みを推進します。

1 適正処理の推進

適正な廃棄、処理の徹底

-  特定事業用建築物の所有者等に対して古紙分別の徹底など適正排出指導を行うとともに、都心部における開発への環境配慮誘導策について検討します。
-  市民の安全・安心なごみ出し環境を確保するため、啓発活動やパトロールの実施等により、家庭ごみ及び資源物の持ち去り行為の防止に取り組みます。
-  廃棄物処理過程における火災発生を防止するため、モバイルバッテリーや小型充電式電池の適正排出に向けた啓発に取り組むとともに、効果的な回収方法を検討します。
-  産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する監視・指導や適切な情報提供等を継続的に実施するなど、産業廃棄物の発生抑制・再資源化の促進と適正処理の徹底を図ります。
-  監視パトロールや監視カメラの増設を行うとともに、地域住民の活動を支援するなど、不法投棄の未然防止に取り組みます。

2 廃棄物処理体制の構築

拠点・回収、収集運搬体制

-  利便性の高い施設に回収ボックスを設置するなど、使用済小型電子機器や蛍光管・乾電池、水銀式体温計等の回収・リサイクルを進めます。
-  走行時にCO₂を排出しないごみ収集車の導入など、環境負荷の少ない収集運搬体制を検討します。

持続的なごみ処理施設の整備・運用

- ごみ処理施設について、将来のごみ量推計や災害時への対応、環境負荷の低減・貢献等を総合的に勘案した計画的な整備及び効率的な維持管理に取り組みます。
- 市が行う産業廃棄物処理について、排出事業者責任、ごみ減量、埋立場延命化等の観点から課題の整理と今後の方向性を検討します。
- 清掃工場で発生する焼却灰について、埋立場延命化の観点から、灰のリサイクル化の可能性等を調査し、資源化方策の検討を行います。

エネルギーの有効活用

- 再生可能エネルギー設備の導入や廃棄物発電効率の向上等を考慮した新たなごみ処理施設の検討・整備を進めます。
- 清掃工場で発電した電力について、自己託送*による市有施設への供給を引き続き実施するとともに、電力の地産地消に向け、民間施設への供給も含め、電力の活用を検討します。



使用済太陽光パネルの大量廃棄問題

日本の再生可能エネルギーの主力である太陽光発電は、2012（平成24）年に固定価格買取制度（FIT）が導入されて以降、加速度的に増えてきました。この太陽光発電に使用する太陽光パネルの寿命は約20～30年程度であり、様々な変動要因があり、不確実性があるものの、2030年代後半にはその排出量が顕著に増加すると想定されており、ピーク時には日本全体で年間約50万トンに上ると推計されています。

これらが仮に全て直接埋立処分された場合、2021（令和3）年度の産業廃棄物の最終処分場の約5%に相当するとされており、再資源化を進めなければ、最終処分量の大幅な増加につながることが懸念されています。加えて、事業終了後の放置や不法投棄なども懸念されています。

2024（令和6）年8月に策定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、「リユースやリサイクルを促進・円滑化するために、義務的リサイクル制度の活用を含め引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな仕組みの構築に向けて検討を進めていく」とされており、適正な廃棄やリサイクル等が促進されるよう、現在国において検討が進められています。

第3節

生物多様性 多様性にあふれた自然共生のまちづくり

ビジョン



【ひと】自然に寄り添い、その恵みを持続的に利用しています

- ◆ 豊かな暮らしが生物多様性の恵みによって成り立っていることを理解し、多くの人の手によって身近な自然や生きものが守られています。
- ◆ 地産地消や旬を意識した消費行動など、環境に配慮したエシカル消費が主流化しています。
- ◆ 自然資本の価値を認識し、豊かな自然や生きものとふれあう体験やエコツーリズムなどが盛んになっています。

【しごと】あらゆる企業が生物多様性に配慮した事業を展開しています

- ◆ 地域の生態系の保全や 30by30*目標の達成への貢献など、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた活動に積極的に取り組んでいます。
- ◆ 食料や商品、材料の調達に当たっては、持続可能で環境負荷の低い経済活動が行われています。
- ◆ 環境ラベル*の取得や未利用材の活用など、環境負荷低減に資する商品やサービスの開発に率先して取り組んでいます。

【まち】人と自然が共生した選ばれるまちづくりが進んでいます

- ◆ 生態系に配慮した花や緑、親水空間にあふれ、質の高い生活空間やビジネス環境が実現しています。
- ◆ 森林や農地、都市内緑地や博多湾など、生きものの生息・生育環境のつながりを意識した生物多様性の回復・創出が図られています。
- ◆ 自然が有する調整機能を活かした防災・減災や、森林保全による炭素吸収への貢献など、生態系を活用した持続可能なまちづくりが行われています。

指標

成果指標	現状値	目標値
貴重・希少生物*等の確認種数	255 種 【2023(令和5)年度】	増加 【2034(令和16)年度】

*生物多様性の回復により、絶滅危惧種を含む貴重・希少生物等の個体数が増加し、市内で確認できる種数が増加している状態。

市民意識	現状値
生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合	28.2% ※1 【2024(令和6)年度】
豊かな水辺や緑に親しむことができる空間が維持・整備されていると思う市民の割合	70.8% (18.5%) ※2 【2024(令和6)年度】

※1 「第10次福岡市基本計画 第1次実施計画」に掲げた指標であり、「理解して行動している」市民の割合。

※2 ()は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえどもそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

現状と課題

○ 世界目標「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」

「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」とは、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標で、2022(令和4)年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の世界目標の1つに盛り込まれたものです。

目標達成に向け、国においては、国立公園等の保護地域の拡張等に加え、特定の場所に紐づいた民間等による生物多様性を増進する活動を認定し、その活動を通じて豊かな生物多様性が維持されている場所を自然共生サイトとすることとされています。

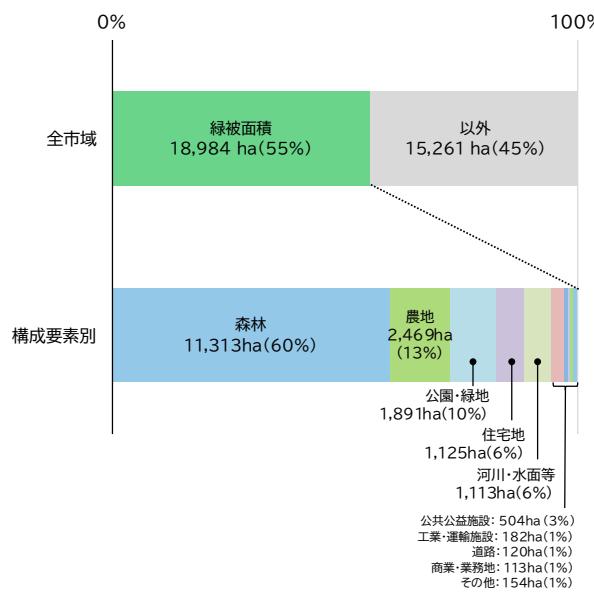
都市化によって、農地や博多湾の自然海岸が減少するとともに、多様な生きものの生息地である里地里山などにおいては、管理の担い手不足などにより、自然環境の質(植生等の質)が変化しており、自然共生サイトの登録推進等を通してネイチャーポジティブを実現していく必要があります。

○ 生物多様性に配慮したみどりの量的拡大や質的向上の推進

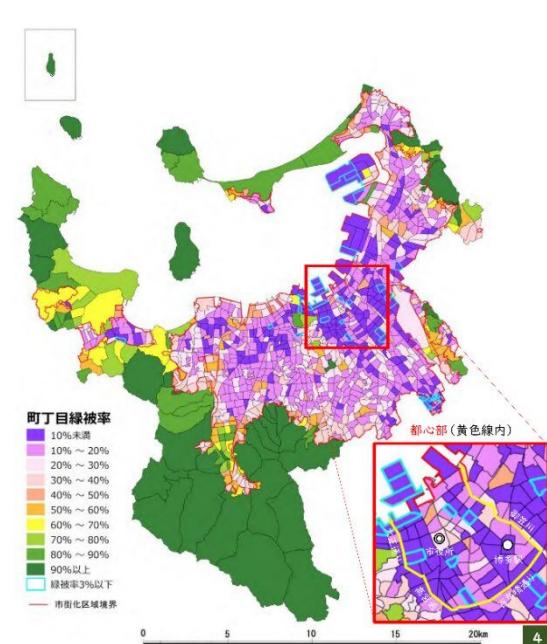
2022(令和4)年度の福岡市内全域の緑被面積は18,984haで、2007(平成19)年度と比較すると、緑被面積は120ha増加しており、これは農地等の減少を公園緑地等により補うことと、みどりの総量を維持している状況です。また、市域全体の緑被率*は55%ですが、都市部は約10%にとどまっています。

今後も都市化の進展等に伴う農地等の減少が想定されるため、みどりの創出に取り組むとともに、在来種等の地域ごとの生態系、生物多様性への配慮や、福岡市を包み込む「みどりの輪」や山から海に伸びる「みどりの帯」の保全などを通したみどりの質的向上を図る必要があります。

■ 緑被面積 (2022 (令和4) 年度)



■ 緑被率 (町丁目別) (2022 (令和4) 年度)



出典：令和4年度福岡市緑の基礎調査報告書

○ 貴重・希少種や身近な生きものの生息・生育環境の変化

今津干潟や和白干潟などの沿岸部、脊振山地や油山といった樹林地などは貴重・希少種をはじめとした生きものの重要な生息・生育地となっています。一方で、開発などの人間活動、地球環境の変化等の影響により、生きものの生息・生育に適した環境は失われつつあります。

生息・生育環境の変化や消失などにより1つの種が絶滅すると、多様な種が関わり合いながら成り立っていた生態系のバランスが連鎖的に崩れ、結果として、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすおそれがあります。そのため、生きものの実態調査や生息・生育環境の保全に継続的に取り組むことが重要です。

○ 外来生物による地域固有の生物相*や生態系への影響

本市に生息する野生生物の中には、海外などから持ち込まれた外来種が多く存在しています。そのうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのある特定外来生物について、市内では、現在 22 種が確認されています。近年では港湾地区においてヒアリ類が確認されているほか、野生化したアライグマが市街地でも目撃されており、生態系への被害や農畜産物の食害などが懸念されています。

特定外来生物による生態系への影響低減を図るために、関係機関等と連携し、特定外来生物の生息状況調査や防除の実施などに取り組んでいくことが必要です。



ヒアリ（写真提供：環境省）



アライグマ（写真提供：環境省）

○ 生物多様性及び生物生産性*を踏まえた博多湾の環境保全

博多湾は干潟や藻場、浅海域などを有し、多様な生きものの生息・生育空間となっています。博多湾の有する豊かな自然は人々に多くの恵みを与え、私たちの生活を支えるとともに、潮干狩りやバードウォッチングなど、身近な市民の憩いの場としても親しまれています。

下水道の普及や高度処理などにより、博多湾の水質は改善されていますが、夏季における貧酸素水塊*の発生や海藻養殖に必要な冬季のリン不足などが課題となっており、生物多様性及び生物生産性を踏まえた適切な水環境の保全が重要です。

博多湾が有する豊かな恵みを将来にわたって享受していくためには、市民や事業者など多様な主体が、ネイチャーポジティブを意識し、博多湾を守り育てる行動を進めていく必要があります。



博多湾



和白干潟保全活動

○ 生態系が有する調整機能の重要性

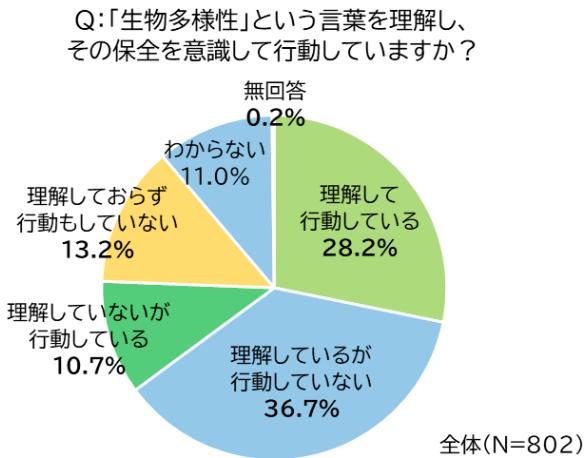
都市化の進展等によって、森林・農地が市街地へと変わってきたことにより、雨水が浸透しにくくなったり、一気に河川へ流出したりすることから、都市型水害の発生や河川の水量・水質への影響といった様々な問題が生じています。そのため森林や農地の保全、浸透機能や水辺環境の向上などにより、生態系が有する調整機能を高め、都市化とのバランスをとりながら健全化を図っていく必要があります。

○ 生物多様性の重要性の社会への浸透

生物多様性がもたらす豊かな恵みを将来にわたって享受していくためには、市民や事業者などあらゆる主体が生物多様性について考え、保全につながる行動を選択していくことが求められます。

2025(令和7)年に実施した環境に関するアンケート調査によると、「生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合」は28.2%にとどまっています。自然を体験する機会が少なくなっている現代においては、行政による自然体験の機会創出や環境教育の充実、人や社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の普及啓発などに取り組む必要があります。

■ 2025(令和7)年度 環境に関するアンケート調査(生物多様性について)



主な施策

第1項 生物多様性を守り、活かす

ふくおかの豊かな自然と多様な生きものから受ける恩恵を将来にわたって享受するため、多様な主体と連携・共働して、環境負荷の低減や多面的機能の活用、生物多様性の保全・回復・創出に取り組みます。

1 生物多様性の保全・回復・創出

生きものの生息・生育空間の保全・回復・創出

- 「生物多様性ふくおか戦略」を改定し、ネイチャーポジティブの実現に向けた効果的な施策を検討・実施していきます。
- 国の30by30目標の達成等のため、企業等と連携し自然共生サイトの登録を推進します。
- 市域における生物相の実態や変化を把握するため、定期的なモニタリング調査を実施します。
- 市民や市民団体等と連携し、貴重・希少種や身近な生きものの生息・生育環境の保全に取り組みます。
- 開発事業の実施等に際して、みどりのネットワーク*形成など、生物多様性に配慮した事業となるよう誘導策について検討します。

生物多様性への負荷低減

- 国や福岡県等と連携し、特定外来生物の調査や防除に取り組むとともに、市民等への適切な情報発信を行い、特定外来生物による被害の未然防止を図ります。

2 生物多様性の恵みの活用

福岡市の魅力の増進

- 森林や農地、ため池など保水能力の高い地域の適正な維持管理を促進するなど、生態系が有する防災・減災機能を高める取組みを推進します。
- 市内産農水産物のブランド化や魅力発信等による消費拡大に取り組むとともに、学校給食に積極的に使用するなど、市内産農水産物の地産地消を推進します。
- 生物多様性に支えられるふくおか固有の風景や、そこから生み出された伝統文化・伝統食・歴史資源などを普及・継承します。

3 環境配慮の促進

環境影響評価*

福岡市環境影響評価条例などにより、早期の計画段階などにおける環境影響評価を推進するとともに、環境影響評価に関する技術的指針や情報を整備するなど、適正な環境影響評価制度の運用を図ります。

環境配慮指針

開発事業等の構想・計画段階からの適切な環境配慮を誘導するとともに、環境情報等の蓄積に基づく新たな知見や社会状況の変化に合わせて福岡市環境配慮指針を必要に応じて見直し、適切に運用します。



コラム

生物多様性ふくおかセンター

「生物多様性ふくおかセンター」は、福岡市の生きものや、生きものの恵みである文化や食、それらを守っていくためのアクションなどについて、子どもから大人まで楽しく学べるWEBサイトで、2025(令和7)年1月に開設しました。

市内で出会える身近な生きものを紹介する「ふくおか生きものガイド」や、スマートフォンアプリを活用して、市内の生きものの調査を行う参加体験型の「ふくおか生きもの調査隊」など様々なコンテンツを用意しています。



ようこそ、生物多様性
ふくおかセンターへ



◆ WEBサイトはこちら

生物多様性ふくおかセンター

第2項 水と緑を守り、活かす

豊かな自然の恵みをもたらす博多湾や、市民に潤いと安らぎを与えるみどりを保全とともに、豊かな水や緑を活かし、自然と共生した魅力的なまちづくりを進めます。

1 水辺環境の保全、水資源の有効利用

博多湾の保全

-  下水の高度処理や底質改善などの水質保全に取り組むとともに、生物多様性及び生物生産性が確保された豊かな海をめざし、栄養塩類の管理のあり方を検討します。
-  博多湾海域における水質・底質のモニタリングや生きものの生息・生育状況等の調査を実施します。
-  市民や漁業関係者、事業者等と連携・共働して、藻場の保全・再生に取り組みます。

干潟の保全

-  市民や市民団体等、多様な主体と連携・共働し、和白や今津などの貴重な干潟の保全を図ります。

親水空間の確保

-  身近に自然とふれあえる場や環境学習の拠点、多様な生きものが生息する環境を創出するため、アイランドシティはばたき公園の整備を進めます。
-  都心部の貴重な海辺空間など、地区の特性を活かし、市民や来街者が楽しめる魅力あるウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）のまちづくりに取り組みます。
-  那珂川沿いの公園の再整備など、川に向かって開かれた、水辺を活かしたまちづくりの推進に向け、水辺の魅力づくりに取り組みます。

河川の保全

-  多自然川づくり*により、多様な生きものの生息環境や水質の保全などを図り、自然豊かな河川の形成に取り組みます。

健全な水循環

- 限りある水資源を有効に活用するため、配水調整システムによる効率的な水運用や漏水対策、下水処理水の利用などにより、節水型都市づくりを推進します。
- 水の大切さについての広報活動等に努め、市民の節水意識の維持・高揚を図ります。
- 水源かん養林*の整備や市民や企業等との共働による水源かん養林の保全等の取組みを実施し、水資源の安定的な確保に努めます。

2 みどりの保全・創出・活用

みどりの保全・創出・活用

- 公園・緑地をはじめ、街路樹や特別緑地保全地区等の保全や創出を図るとともに、適正な維持管理などに取り組みます。
- 良好的な都市景観の形成や都市環境の改善を図るため、市民や企業との共働により、都心部をはじめとして全市域における植樹運動を展開し、緑豊かなまちづくりの推進に取り組みます。
- 花と緑により、まちに彩りと潤いを与え、人のつながりや心の豊かさを生み出す「一人一花運動」の輪を広げ、花による共創のまちづくりを進めます。
- 身近な場所やまちなかで憩いや安らぎを感じられるように、集合住宅やベランダ、都心部のオフィスビルなどの緑化を助成し、民有地の緑化を促進し、市民や企業との共働により、緑あふれる魅力的なまちづくりに取り組みます。
- 様々な制度等を活用し、地域や企業等と連携して、公園の利活用の推進に取り組みます。
- 緑地機能や防災機能など良好な都市環境の形成に寄与する農地の保全等に取り組みます。
- 森林資源の循環利用のため、地域産材の利用拡大等に取り組みます。
- CO₂吸収の役割を担う森林を維持し、その働きを高める間伐等の適正管理を進めるとともに、創出されたクレジットを販売することで市の森林整備に活用します。



生物多様性に配慮したグリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会インフラの整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進める取組みです。

自然環境が有する機能は、生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等、多様な効果を生みだします。

国においては、「自然と共生する社会」の実現に向けて「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定し、グリーンインフラがネイチャーポジティブやカーボンニュートラルの実現に大きな意義を持つことが強調されています。

特に、2024（令和6）年11月に運用を開始した「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」では、民間事業者の緑地確保において、地域に根差した植生の保全・創出や、生態系ネットワークの形成など、生物多様性に配慮した取組みを評価・認定する制度を創設しており、今後、良質な緑地確保の取組みが進んでいくことが期待されます。

都市部におけるグリーンインフラの取組み・手法



出典：国土交通省「グリーンインフラ実践ガイド」

第4節

生活環境 安全で良質な生活環境のまちづくり

ビジョン



【ひと】お互いに配慮し合い、居心地のよい空間を形成しています

- ◆ 生活環境(空気、水のきれいさ、静けさ、におい・かおり)に配慮した行動が人々に根付いており、市民一人ひとりが暮らしやすいまちになるよう日々生活しています。
- ◆ エコドライブや環境負荷が少ない製品を選ぶなど、環境負荷の低減につながる取組みを実践しています。
- ◆ モラル・マナーが向上し、誰もがごみのない美しいまちづくりに貢献しています。

【しごと】関係法令を遵守し、周辺環境に配慮しています

- ◆ 工事などによるアスベスト*の飛散防止や騒音対策、土壤汚染対策などに適正に取り組み、常に周辺の生活環境への配慮がなされています。
- ◆ 事業活動に伴う大気汚染の発生抑制や化学物質の適正管理、水質汚濁への対策など、健康や環境に悪影響を及ぼすリスクを低減しています。
- ◆ 事業活動が周辺の生活環境や景観への影響がないよう適正に行われ、自然や歴史的資源などを活かした景観形成が図られています。

【まち】安全・安心な生活環境と美しいまちなみが保たれています

- ◆ 大気環境の監視や適切な情報提供が行われるとともに、大気汚染物質の発生源対策や調査・研究が進み、その影響が低減しています。
- ◆ 自動車騒音などの環境騒音について、関係機関と連携した総合的な対策を講じ、良好な生活環境が保全されています。
- ◆ モラル・マナーの向上や、まちの美化活動により、誰にとっても住みよい住環境が実現しています。

指標

成果指標	現状値	目標値
大気・騒音・水質の各環境基準*達成率 <大気(NO ₂ *・ベンゼン*・PM2.5 ・ダイオキシン*類)、騒音(自動車)・ 水質(BOD*・ダイオキシン類)」の7項目>	<NO ₂ >100% <ベンゼン>100% <PM2.5>100% <ダイオキシン類(大気)>100% <騒音(自動車)>95.5% <BOD>100% <ダイオキシン類(水質)>100% 【2023(令和5)年度】	<NO ₂ >100% <ベンゼン>100% <PM2.5>100% <ダイオキシン類(大気)>100% <騒音(自動車)>97.0% <BOD>100% <ダイオキシン類(水質)>100% 【2034(令和16)年度】

市民意識	現状値
生活環境(空気、水のきれいさ、静けさ、におい・かおり)の状況が良好だと思う市民の割合	75.9% (20.4%) 【2024(令和6)年度】
まちの景観が保たれ、ごみがない美しいまちづくりが進んでいると思う市民の割合	77.9% (20.6%) 【2024(令和6)年度】

※()は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえどもそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

現状と課題

○ 大気環境の状況と対策

福岡市では、大気汚染の状況を把握するため、市内16カ所に測定局を設置し、大気質の常時監視を行っています。2023(令和5)年度の調査では、環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)について、全ての測定局で環境基準を達成しています。

一方、光化学オキシダント*は、全国のほとんどの測定局で環境基準を達成できない状況が続いています。福岡市においても、全ての測定局で環境基準が非達成¹ですが、昼間の時間の約94%は1時間値の基準を達成しており、注意報等の発令²は、2020(令和2)年度以降ありません。今後も引き続き汚染機構の解明及びその発生等を抑制するための国際的な対応を国に求めるとともに、事業所への指導等、発生源対策を進めていく必要があります。

また、アスベスト除去を伴う解体等工事が、今後も全国的に増加することが見込まれていることから、アスベスト除去工事に関する対策の強化等、適切な対応が必要です。

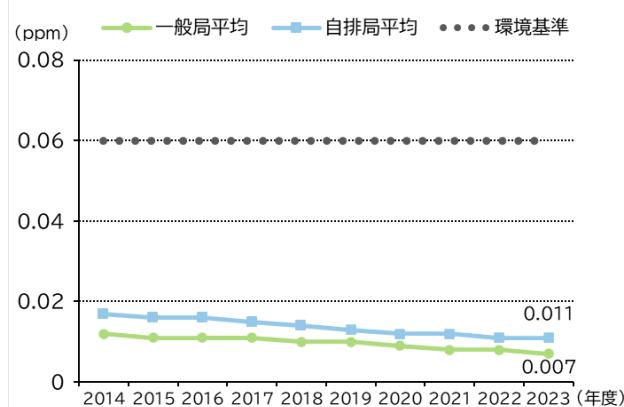
1 光化学オキシダントの環境基準は、昼間の1時間値で評価するため、1年のうち1時間でも環境基準を超えると非達成と判定します。

※全国測定局の2022(令和4)年度環境基準達成率：

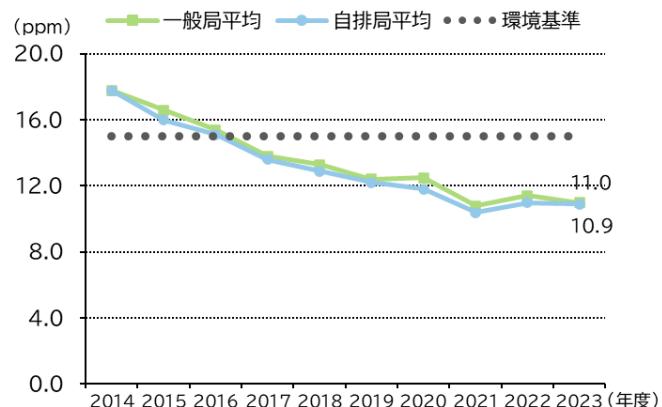
一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)0.1%、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)0%

2 光化学オキシダントの濃度が高くなる場合に福岡県が発令します。

■ 二酸化窒素の年平均値の推移 (一般局、自排局)



■ 微小粒子状物質(PM2.5)の年平均値の推移 (一般局、自排局)

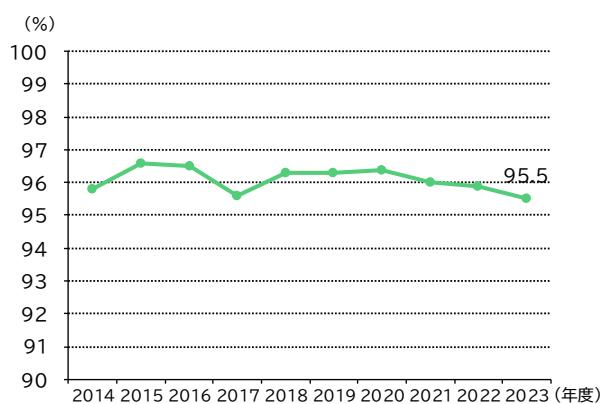


○ 音環境の状況等と対策

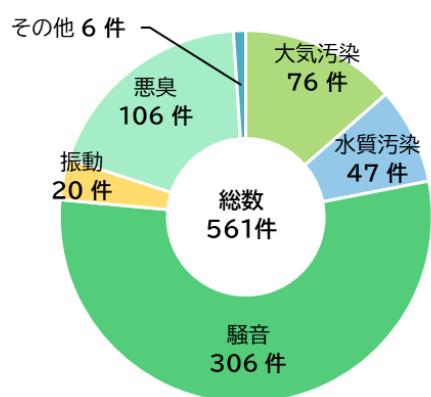
福岡市では、市内の幹線道路等において自動車騒音の常時監視を行っています。2023(令和5)年度の調査では、529区間の環境基準達成率は95.5%と、一部沿道の住居において環境基準が達成できていないため、引き続き関係機関等と連携を図りながら、交通流対策等に取り組んでいく必要があります。

また、2023(令和5)年度の福岡市における公害苦情相談件数の総数は561件で、そのうち最も多いのが騒音苦情(306件)です。建設作業や工場・事業場、飲食店等の深夜営業など、騒音苦情は多岐に渡るため、個々のケースに応じた適切な対応が必要です。

■ 自動車騒音の環境基準達成率の推移



■ 2023(令和5)年度公害苦情相談件数内訳



出典：福岡市統計書より作成

○ 河川の水環境の状況と対策

市内河川の水質について、2023(令和5)年度は11水系14河川の環境基準点19地点で水質調査を実施しており、有機汚濁の代表的な水質指標であるBODは、全ての地点で環境基準を達成するなど、概ね良好な状況が保たれています。今後も良好な水環境を維持するためには、排出事業者への監視指導等、排出源対策を引き続きしていく必要があります。

■ 市内河川におけるBOD(年平均値)の推移

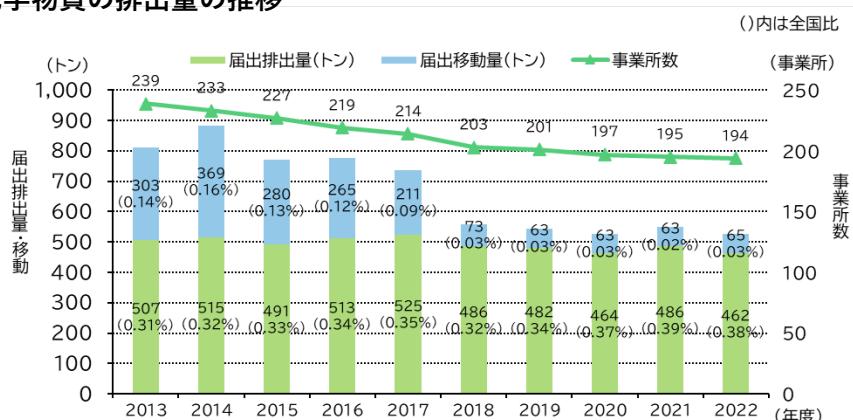


○ 化学物質に関する状況と対策

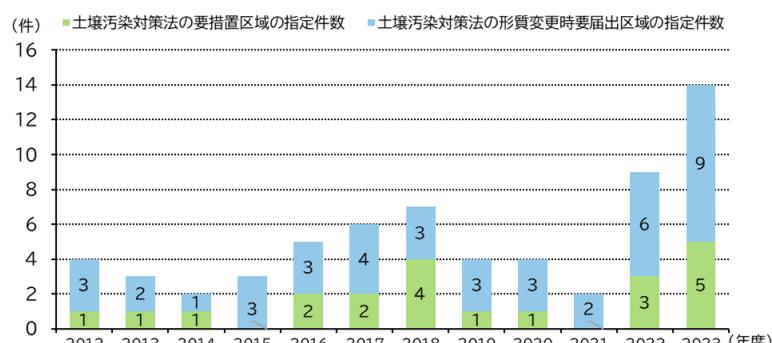
私たちの身の回りには、様々な化学物質が存在しており、快適な生活を送る上で、多くの化学物質が利用され、環境中に排出されています。これらの化学物質の中には、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすものもあるため、市民や事業者等が身の回りの化学物質に関する情報を正しく理解・共有することが大切です。そのため、引き続き、化学物質の排出量等の把握に努めるとともに、事業者による自主的な管理を促進していく必要があります。

また、有害物質による土壤や地下水の汚染といった課題についても、事業者への監視指導等に継続的に取り組み、適正に対応していくことが必要です。

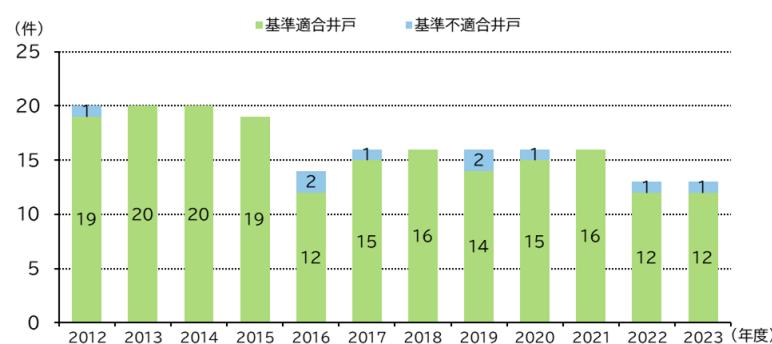
■ 化学物質の排出量の推移



■ 市内の土壤汚染の判明件数の推移



■ 地下水概況調査における汚染井戸判明件数の推移（全市）



主な施策

第1項 安全・安心に暮らせる生活環境を確保する

大気汚染や水質汚濁、土壤汚染等の発生防止、騒音・振動や悪臭の発生抑制に取り組むなど、様々な環境リスクの低減を図り、安全・安心に暮らせる生活環境を保全します。

1 安全・安心な生活環境の保全

大気汚染対策等

-  黄砂や PM2.5 に対して市民等が予防行動をとれるよう、測定等に基づく情報を多様な媒体で市民等へ分かりやすく提供し、健康被害の未然防止を図ります。
-  常時監視システムにより大気環境の状況を把握するとともに、国等と連携し、大気汚染の機構解明や発生源に応じた対策に取り組みます。
-  大気汚染防止法に基づく排出規制や事業者の自主的な取組み等により大気汚染物質の排出削減を図ります。
-  建築物の解体等におけるアスベストの飛散防止対策の徹底を図ります。
-  花粉発生源の削減のため、スギ・ヒノキ人工林を広葉樹等への植替えを進めるとともに、間伐による針広混交林化を促進します。

悪臭対策

-  悪臭防止法及び福岡市悪臭対策指導要綱に基づき、工場・事業場の監視指導を行うなど、悪臭発生源対策を推進します。

騒音・振動対策

-  関係法令に基づき、工場・事業場や建設作業等に対し、騒音・振動対策の指導を行います。
-  交通騒音・振動の状況を継続的に調査・把握するとともに、関係機関等と連携・情報共有を図るなど、総合的な騒音・振動対策を推進します。

河川の水質保全

-  水質汚濁防止法に基づき、河川の水質調査を実施するとともに、工場・事業場の立入検査等により、排水基準への適合状況の監視指導を行い、河川の水質保全を図ります。

土壤・地下水汚染対策

-  地下水の水質調査を実施し、その状況に応じて汚染範囲の特定や原因究明を行うなど、適切な対応を実施します。
-  水質汚濁防止法に基づき、有害物質を使用する工場・事業場の監視指導を実施し、有害物質の地下漏洩防止を図ります。
-  土壤汚染対策法に基づき、土壤の汚染状況の把握や措置を指導し、健康被害の防止を図ります。

有害化学物質対策

-  ダイオキシン類などの有害化学物質に加え、健康影響が懸念されている PFAS*（有機フッ素化合物）等についても適切にモニタリング調査を実施します。
-  PRTR 制度*（化学物質排出移動量届出制度）を通じて把握した化学物質の情報等を市民等に幅広く周知するなど、市民生活における化学物質の適切な使用や事業者による適正な管理を促進します。
-  市の試験研究機関の機能強化・連携による効果的・効率的な調査研究を推進します。

第2項 美しく、住みよい生活環境をつくる

市民や事業者との共働により、自然環境や歴史資源などを活かした、住みよいまちづくりを推進します。

1 景観の保全・創出

都市景観の形成

- 特に良好な景観の形成を図るべき地区の指定や地域特性に応じた景観形成を誘導するなど、個性を活かした景観の保全・創出に取り組みます。
- 地域等との共働による自然環境や歴史資源などを活かした景観形成を図ります。
- 福岡市屋外広告物条例の運用や、路上違反広告物追放登録員制度による市民の自主的な活動支援などにより、屋外広告物の適正化を推進します。

2 環境美化の推進

モラル・マナーの向上

- ポイ捨てや近隣騒音、歩行喫煙の防止等、モラル・マナー向上について市民啓発を進めます。
- 駐輪場の整備や放置自転車の撤去を実施するなど、放置自転車対策を推進します。

まちの美化活動推進

- 清潔で住みよい生活環境づくりを推進するため、地域の自主的な環境美化活動を支援します。
- 定期的に道路清掃、街路清掃、河川の清掃・ごみ回収等を実施し、都市の美観及び清潔の保持を図ります。

第5節

広域連携 九州・アジアとつながる環境協力のまちづくり

ビジョン



【ひと】自然や資源を補い合い、支え合って暮らしています

- ◆ 廃棄物処理や水の安定確保など、自身の生活が近隣地域と支え合って成り立っていることを理解し、環境にやさしい行動をとっています。
- ◆ 地球温暖化や海洋プラスチックごみをはじめとする国内外の環境問題について理解・関心を深め、自身の生活と国内外の環境問題とのつながりを意識し、環境にやさしい行動をとっています。

【しごと】福岡市発の環境技術の移転が進んでいます

- ◆ 市内企業や研究機関等が環境問題の解決に向けて果敢にチャレンジし、行政とも連携しながら、福岡市発の環境技術やサービスが国内外の都市に移転されています。

【まち】アジアや世界の環境改善、脱炭素に貢献しています

- ◆ 福岡都市圏をはじめ、九州、国内の地域と環境施策の幅広い分野で連携・協力しています。
- ◆ 廃棄物埋立技術である「福岡方式」などの技術や維持管理を含めたノウハウが適正に普及しております、また、国際会議などでの発信を通じて、環境分野における福岡市の認知度が国際的に向上しています。

指標

成果指標	現状値	目標値
海外からの研修・視察受け入れや海外への技術協力等による国際貢献・協力件数 (廃棄物管理・上下水道技術)	159件 【2019(令和元)～2023(令和5)年度】	400件 【2025(令和7)～2034(令和16)年度】

市民意識	現状値
福岡市と近隣地域とが協力して、自然や生活環境が保たれていると思う市民の割合	66.5% (15.8%) 【2024(令和6)年度】
福岡市の環境技術がアジアや世界に貢献し、存在感を高めていると思う市民の割合 (廃棄物管理・上下水道技術)	46.6% (14.0%) 【2024(令和6)年度】

※()は肯定的意見「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」のうち、「そう思う」のみの数値。

現状と課題

○ 福岡都市圏等との広域的な連携・協力

自然環境の保全、廃棄物対策、自動車公害対策、水質汚濁の防止等は、福岡市単独では解決が困難な広域的な問題です。

また、地理的に水資源に恵まれていない福岡市は、水道水の約3分の1は筑後川の水を利用しているなど、私たちの生活は広域的な連携・協力によって成り立っており、引き続き福岡都市圏全体や県・国などとの広域的な連携・協力を進めていくことが重要です。

○ 廃棄物埋立技術「福岡方式」の海外展開

福岡大学と福岡市が共同で開発したごみ埋め立て技術の「準好気性埋立構造」は「福岡方式」と呼ばれ、メタンガス排出や廃棄物による浸出水の汚染を抑制する効果があることから、日本各地の埋立場で採用され、1979(昭和54)年には日本の標準構造として認定されました。

また、2011(平成23)年には国連CDM(クリーン開発メカニズム)において福岡方式による既存埋立場の改善がカーボンクレジット*を認める新たな手法として認定されました。

「福岡方式」は埋立場の改善効果に加えて、安価な材料で比較的簡便な技術で建設できるため、持続可能な埋め立て方式として、現在、アジアを中心として世界21か国で導入されており、埋立場の改善を通じて、アジア太平洋諸都市の廃棄物問題解決と脱炭素の推進に貢献しています。

一方、建設に携わる技術者の理解が十分でないまま整備を進めている、維持管理が継続的に行われていないなど、適正でない事例が報告されているため、国内外の「福岡方式」に携わる技術者がともに学び合い、協力関係を構築するための国際的な推進組織「福岡方式グローバルネットワーク」を2022(令和4)年に設立し、国連ハビタットや環境省、JICA等と連携し、国際貢献に取り組んでいます。



主な施策

第1項 市域を超えた環境協力を進める

福岡都市圏をはじめ、近隣自治体等と連携・協力し、気候変動問題や海洋プラスチックごみ問題等、広域的な環境問題の解決に向けた取組みを推進します。

1 福岡都市圏との連携

都市圏市町の環境協力

-  廃棄物処理や環境保全など広域的な環境行政に対応するために設立された「福岡都市圏環境行政推進協議会」などの活動を通して、福岡都市圏の環境協力を推進します。
-  市民・企業・行政が一体となって海岸等の清掃を行う「ラブアース・クリーンアップ」において、福岡都市圏とも連携・協力し、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた活動を推進します。
-  自然災害の発生時、一時的に大量発生するごみの処理に迅速かつ適切に対応できるよう、「福岡市災害廃棄物処理計画」に基づく職員の研修・訓練の実施や、周辺自治体等との相互支援協定に基づき、平時より広域連携の強化に努めます。

水源地域・流域との連携・協力

-  市域外の水源地域・流域との交流・連携事業や森林保全等に取り組み、水の安定的な確保に努めます。

2 九州・国内各地域との連携

福北連携

-  福岡市と北九州市の両市に共通する課題の解決や市民生活の質の向上等に向けて共に取り組みます。

四市連携

-  九州の縦軸を形成する四市（鹿児島市・熊本市・福岡市・北九州市）による環境分野の交流・連携を推進し、九州の一体的な発展に貢献します。

第2項 環境技術を活かして国際社会に貢献する

廃棄物埋立技術「福岡方式」や上下水道技術など、ふくおかの環境技術を活かした国際貢献・国際協力を推進し、アジアをはじめ国際社会におけるプレゼンスの向上を図ります。

1 国際貢献・国際協力

国際貢献・国際協力

-  国連ハビタットや環境省、JICA、世界銀行等と連携し、福岡方式の海外普及を推進し、アジアをはじめ世界の生活環境の改善や、温室効果ガスの排出削減への貢献を図ります。
-  浸水対策や節水型都市づくりなど、福岡市が培ってきた知見やノウハウを活かし、国際貢献・国際協力を推進します。
-  研修生の受入や技術者派遣等により、職員相互の人材育成、ニーズに応じた国際貢献・国際協力を推進します。

第5章 計画の着実な推進に向けて

第1節 推進体制

第1項 各主体の役割と連携

めざすまちの姿の実現に向けては、行政だけでなく、市民・事業者等が環境に対して担うべき役割を理解し、主体的に環境保全につながる取組みを実践していくことが必要です。

また、環境問題の解決に向けては、各主体における取組みだけでは限界があるため、あらゆる主体がつながり、連携することで、地域社会全体で課題に対する共通認識を持ち、共働の取組みを広げていくことが重要です。

ここでは、本計画を着実に推進していくために期待される各主体の役割と連携について示します。

1 各主体の役割

(1) 市民の役割

私たち一人ひとりの生活が環境に対して様々な影響を与えていていることを理解し、省エネやリサイクルの実践など、環境に配慮したライフスタイルへ転換することが求められます。また、地域や市民団体などの環境活動に積極的に参加し、自らの学びや活動を家族や友人などの身近な人に伝え、取組みの輪を広げていくことも重要です。

<市民の取組み例>



ラブアース・クリーンアップの様子



街路樹の植樹の様子

(2) 市民団体等の役割

様々な目的で活動している市民団体、NPO 法人、自治協議会や子ども会などの地域の組織等、規模や活動目的も多様な団体があります。このような団体が率先して環境に配慮した行動を実行するとともに、市民等への情報発信や学びの機会の提供などに取り組むことが求められます。また、特に環境活動を専門としている団体は、他の主体の環境教育や環境保全活動を支援することが期待されます。

<市民団体等の取組み例>



採蜜体験の様子



地域集団回収の様子

(3) 学校等の役割

幼児教育や学校教育は、子どもたちの環境マインドの基礎を育む重要な場です。教職員等は環境教育の考え方や手法を学び、多様な教材や体験学習等により、子どもの成長段階に応じた体系的な環境教育を推進することが求められます。また、学校等の活動を家庭や地域に発信することや、地域、市民団体、事業者などとの連携・共働を通して、社会全体の環境への関心・取組みの風土を醸成していくことも大切です。

<学校等の取組み例>



調理くずの堆肥化に取り組む様子



環境学習の様子

(4) 事業者の役割

持続可能な社会の実現には、事業者の環境に配慮した事業活動が不可欠です。事業者は、環境法令等の遵守を徹底するとともに、原材料の調達から消費までのサプライチェーン全体での環境負荷の低減につながる取組みを主体的に推進していくことが求められます。また、環境問題の解決につながる先進的な技術や環境配慮型商品・サービスの開発などに積極的に取り組むことや、これまで培ってきたノウハウや人材を活かして、地域社会の一員として環境教育や環境保全活動に取り組むことや、従業員やその家族の環境行動を後押しすることが期待されます。

<事業者の取組み例>



福岡バイオフードリサイクル工場
見学ツアーの様子



再生可能エネルギーツアーの様子

(5) 行政(市)の役割

職員一人ひとりが環境意識を高めて、市民の模範となる行動をするとともに、大規模事業者・消費者として、社会に大きな影響を与えることから、環境に配慮した取組みを率先して行います。また、目標やビジョンを提示し、市民や事業者等の行動促進の基盤づくりを行うとともに、それぞれの取組みの後押しや活動を結び付ける施策を展開し、あらゆる主体の共感を得ながら、共に環境課題に取り組んでいきます。

<行政(市)の取組み例>



環境フェスティバルふくおかの様子

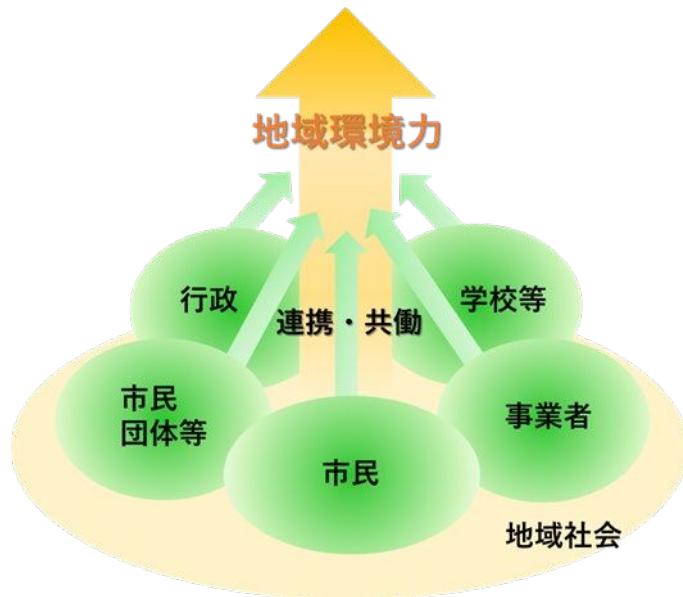


干潟の生きもの観察会の様子

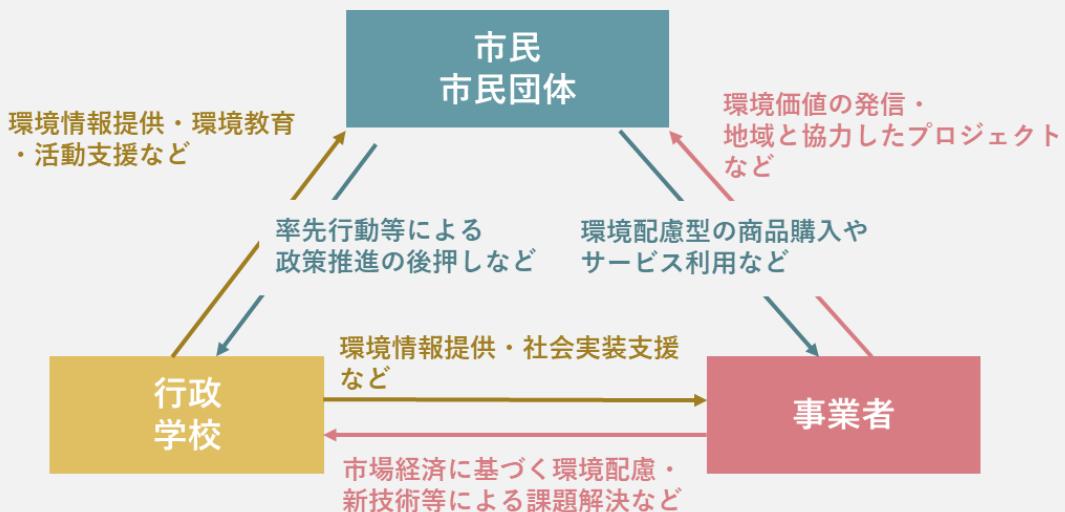
2 各主体との連携

(1) 地域環境力の向上

本計画を着実に推進し、複雑・多様化する環境問題に対応するためには、各主体が各自で取り組むだけでなく、地域社会の一員として相互の役割・関係性を理解するとともに、自ら「学び、行い、つなぐ」ことが必要であり、行政が率先して各主体の自主的な行動を促進するとともに、各主体が公平な役割分担のもと、様々な取組みに参画できるよう促していくことで、地域から環境を良くしていく力、「地域環境力」を向上させていきます。



[参考：各主体の関係性（例）]



(2) 庁内推進体制等

環境分野は、都市計画、産業、観光、健康、教育等の様々な分野に関わっており、庁内の他分野の部局と連携し、各行政分野との整合・調和を図ることにより、有機的に施策を推進していきます。

第2節 進行管理

第1項 進行管理の実施方針

本計画は、PDCAサイクル(事業の「計画」(Plan)、「実施」(Do)、「評価」(Check)、「改善」(Action)の循環)による進行管理を基本とします。

「計画」(Plan)で定めた方向性に従って、個別の施策・事業を「実施」(Do)し、環境の状況や施策・事業の取組み状況、指標の達成状況などを毎年「評価」(Check)し、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置された「福岡市環境審議会」による第三者評価の結果を踏まえながら、必要に応じて今後の取組みや目標について、適切な「改善」(Action)を行いながら、本計画を着実に推進していきます。

なお、施策の実施状況や本市の環境の現状等は、年次報告書やホームページなどで公表します。

第2項 成果指標等

環境施策の大綱である本計画では、5つの基本施策ごとに、包括的な成果指標を定め、目標値を設定します。

なお、各部門別計画にて、本計画の方向性に沿ったより具体的な指標を設定し、本計画及び部門別計画をあわせて進捗管理を行っていきます。

さらに、成果指標を補完する指標として、施策の推進が市民生活にどのような影響を与えているかを測る参考指標(市民意識)を設定し、肯定的意見(「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」)及び肯定的意見のうち、「そう思う」の数値の変化にも着目しながら回答傾向を分析し、環境政策を総合的・計画的に推進します。

環境を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、この変化に適応した計画であり続けるため、計画期間中の社会情勢の変化や国内外の動向等を踏まえ、5年を目途に改訂の必要性について判断します。

資料編

資料1 用語集

※各用語には該当する本編のページ数を記載

あ行

アスベスト…79, 80, 83

天然の纖維状の鉱物で、石綿とも呼ばれる。耐熱性等に優れていることから、建築材料等に利用されていたが、極めて細い纖維で、吸い込むと肺線維症や悪性中皮腫などの健康被害を引き起こす可能性がある。

ウェルビーイング(Well-being)…12, 23

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含んだ概念のこと。第六次環境基本計画で最上位の目的として掲げられた。

栄養塩類…13, 76

窒素やリンなど、海藻類の成長や、魚類や二枚貝の生産を支えるプランクトンの増殖に必要となる物質。

エシカル消費…34, 35, 70, 73

エシカル(ethical)とは直訳すると「倫理的な」「道徳上の」といった意味で、エシカル消費とは地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・環境に配慮した消費行動。一人ひとりが社会的な課題に気づき、日々の買い物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることが、エシカル消費の第一歩と言われている。(資源保護等に関する認証がある商品を選択するなど)

エネルギー・マネジメント…48, 50, 54

工場・ビル・住宅などで、エネルギーの使用状況を可視化し、空調や照明などの最適な運用を促すことで、エネルギーを効率的に利用する手法。

温室効果ガス…1, 6, 7, 8, 22, 26, 36, 48, 49, 51, 52, 54, 64, 65, 89

地球の表面から放出された熱の一部を吸収し、地表を温める働きをする気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等があり、産業革命以降、人の活動により温室効果ガス濃度が上昇したことが、地球温暖化の原因の一つとされている。

か行

カーボンクレジット…87

森林の保護や植林、省エネルギー機器導入など、企業の環境活動によって温室効果ガスの削減量や吸収量を数値化し、クレジットとして認証したもの。クレジットは企業間で売買され、取引に際しては認証制度を用いる。

カーボンニュートラル…5, 7, 8, 26, 40, 43, 46, 48, 52, 56, 78

省エネの取組みや、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の活用により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をできるだけ減らし、その「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

カーボンリサイクル…43

CO₂を「資源」として捉え分離・回収して多様な炭素化合物として再利用(リサイクル)すること。

海洋プラスチックごみ問題…64, 88

ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出し、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下等を引き起こしている問題。

環境影響評価…75

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、あらかじめ事業者自らがその事業が環境に与える影響について予測・評価し、その結果を事業に反映させることにより、事業を環境に配慮したものとするための制度。

環境基準…79, 80, 81

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音について、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として国が定めた行政上の政策目標。

環境経営…5, 21, 25, 26, 39, 41, 42, 44, 46
事業活動に伴う資源・エネルギーの消費や環境負荷の発生を抑制するなど、環境への対応を企業価値の向上として捉え、環境の視点を織り込んだ企業経営を行うこと。

環境マネジメントシステム…44

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境方針を設定し、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施していく仕組み。

環境ラベル…70

製品やサービスなどの環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形などを幅広く指す用語。

気候変動…1, 6, 7, 9, 10, 12, 16, 20, 21, 22, 26, 41, 48, 52, 54, 59, 64, 88

気温および気象パターンの長期的な変化のこと。その要因は人為的な要因(温室効果ガスの増加、森林破壊など)のほか、自然的な要因(太陽活動の変化や大規模な火山噴火など)もある。

貴重・希少生物…70

貴重・希少生物とは固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種を指す。開発を含む環境変化に弱い種が多く、これらを保全することが種の多様性保全につながる。

金融・資産運用特区…46

金融・資産運用業にとって魅力的な環境を整備する観点から、特定の地域において国や地域が規制改革や運用面での取組み等を重点的に実施するエリアの総称。

光化学オキシダント…80

工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽の紫外線のエネルギーにより光化学反応を起こして生成される酸化性物質(オゾン等)の総称。高濃度になると、目やのどの痛みなど、人の健康に影響を及ぼすことがある。

国連気候変動枠組条約国会議
(Conference of the Parties:COP)

…7

1995年から毎年開催されている、198か国・機関(2023(令和5)年11月時点)が参加する気候変動に関する最大の国際会議。

コミュニティガーデン…61, 66, 67

地域に住む個人やグループ、事業者などが集まって、空き地や商業施設、ビルの屋上などのオープンスペースで野菜や花を育てる取組み。

コンソーシアム(Consortium)…46

共通の目的を持つ複数の組織が協力するために結成する共同体。

昆明・モントリオール生物多様性枠組

…10, 71

2022(令和4)年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された、2030(令和12)年までに達成すべき新たな生物多様性に関する世界目標。

さ行

サーキュラーエコノミー…9, 61

これまで廃棄されてきたような製品や原材料などを資源として捉えて活用し、資源・エネルギーの消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、サービスや製品に新たな付加価値を生み出すことで、環境保全と経済成長の両立を目指す社会経済システム。

再生可能エネルギー…8, 20, 25, 40, 48, 49,

50, 51, 53, 54, 55, 69, 92

太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスなど自然界に存在し、枯渇することがないエネルギー。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できエネルギー安全保障にも寄与できる国産エネルギー源であることから、利用拡大が進められている。

サプライチェーン…11, 36, 39, 48, 92

商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体のこと。

シェアリング…56, 61

物・サービス・場所などを複数の利用者で共同利用する仕組み。モビリティの分野においては、カーシェアリング、自転車シェアリングなどがある。

自己託送…69

自社設備で発電した電気を、送配電ネットワークを使用して遠隔地にある自社の施設へ供給する仕組み。

自然資本…11, 23, 40, 45, 48, 61, 70

森林、土壤、水、大気、生物資源など、自然界で発生する資源のストック(資本)のこと。自然環境を市民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方が注目されている。

ジユール(J)…50

エネルギーを表す単位のことと、1J(ジユール)は1W(ワット)の電力を1秒間流した時の電力量に相当するエネルギー量。1GJ(ギガジユール)は10億Jのことと、例えば、家庭用のドライヤーの使用(30分間)を1年間毎日続けた時のエネルギー量に相当。

循環共生型社会…12

環境収容力を守り、環境の質を上げることによって成長・発展できる社会。「循環」は環境収容力を守る「循環を基調とした経済社会システム」を指し、「共生」は人・生きもの・環境が密接に結びつき、お互いに影響を与え、人が生態系・環境の健全な一員となっている状態を指す。

食品ロス…25, 35, 37, 64

食べ残しや売れ残り、消費期限切れの食品など、本来食べることができたが廃棄された食品のこと。

水源かん養林…77

水源の周辺に位置し、雨水を貯える機能や洪水を緩和する機能、水質を浄化する機能を有する森林。

水素…42, 48, 52, 54, 56, 57

水素は、地球上で最も軽い気体で、多様な資源から生成することが可能とされている。水素はエネルギーとして利用する際に、温室効果ガスである二酸化炭素を排出しない、クリーンなエネルギーである。二酸化炭素の抑制は異常気象の原因ともいわれる地球温暖化の抑制につながるため、世界規模で水素を活かす研究やまちづくりが進んでいる。

水平リサイクル…45, 61

使用済みの製品を原料として、同一種類の製品を製造するリサイクル手法。

ステークホルダー(Stakeholder)…39

企業の活動やプロジェクトの遂行において、直接的または間接的に影響を与える利害関係者。

生態系サービス…10

私たちが生物多様性から受ける恵み(自然の恵み)のこと。栄養塩類の循環や土壤形成、光合成などの「基盤サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」がある。

生物生産性…72, 76

生物の成長や繁殖等の生産過程における生産量や生産力等を概括した語句。

生物相…72, 74

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。「植物相」(特定の地域に生育する植物の種類組成)と「動物相」(特定の地域に生息する動物の種類組成)を合わせた概念。

生物多様性…1, 3, 5, 9, 10, 12, 15, 21, 22, 25, 26, 27, 32, 34, 35, 40, 41, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 78

生きものたちの豊かな個性とつながりのことと、多くの種類の生きものが互いにつながり、直接的・間接的に支え合いながら生きていることを指す。

た行**ダイオキシン**…79, 84

ものを燃やすと発生しやすい有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(CoPCB)を総称してダイオキシン類と呼ぶ。

多自然川づくり…76

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地産地消…34, 48, 53, 54, 69, 70, 74

地域で生産された農産物を地域で消費すること。また、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。遠方からの輸送にかかるエネルギーの削減や食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組みなどを通じて、6次産業化にもつながるという視点からも注目されている。

デマンドレスポンス (DR)…57

電気の需要（消費）と供給（発電）のバランスをとるために、需要側の電力を制御すること。需要制御のパターンによって、需要を増やす「上げ DR」と需要を減らす「下げ DR」がある。

特定外来生物…15, 72, 74

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。

な行

ナッジ (Nudge: そっと後押しする) …30

行動科学の知見の活用により、人々が、人や社会にとってより望ましい行動を自発的に選択するよう促す仕掛けや手法。

生ごみ堆肥化容器（コンポスト）…66

家庭から排出される生ごみ、落ち葉などを微生物の働きにより発酵・分解して堆肥にするための容器。

ネイチャーポジティブ…10, 11, 35, 40, 45,

70, 71, 72, 74, 78

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、回復に転じさせるという考え方。

燃料電池自動車

(Fuel Cell Vehicle: FCV) …48, 56

充填した水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。

は行

パーク・アンド・ライド…55

公共交通機関の利用促進や道路交通混雑の緩和を図るため、郊外部の駐車場にマイカーを駐車し（パーク）、鉄道やバスに乗り換え（ライド）、目的地に行く取組み。

バイオガス…57

生ごみや古紙、家畜の糞尿などを微生物の働きで発酵させることで生成されるガス。メタンが含まれており、発電に利用することができる。

バイオ燃料 (Biofuel) …45, 54, 56

バイオマス（生物資源）を原料とする燃料。バイオエタノール（Bioethanol）、バイオディーゼル（Bio Diesel Fuel:BDF）、バイオガスなどがある。

バックキャスト…4, 23

あるべき未来を描き、そこから逆算して現在行うべき活動やその優先順位を決めること、また、その手法（バックキャスティング）。

ピークシフト…54

蓄電池や EMS（エネルギー・マネジメント・システム）制御を活用して、電力使用量が多い時間帯から少ない時間帯に電力をシフトさせることで使用電力を平準化させること。

ヒートアイランド…22, 60

人工排熱の増加や緑地の減少等により、都心部の気温が上昇し、郊外と比較して高くなる現象。

非化石証書…55

石油や石炭などの化石燃料を使っていない「非化石電源」で発電された電気が持つ「非化石価値」を取り出し、証書にして売買する制度。

貧酸素水塊…72

水中の酸素濃度（DO）が著しく低下した水塊のこと。表層と底層の海水の循環が滞り、海の底層に酸素が供給されなくなり発生する。

フリンジパーキング…55

都心部の自動車流入を抑制し、道路交通混雑の緩和を図るため、都心周辺部の駐車場でマイカーを受け止め、公共交通等に乗り換えて都心部に行く取組み。

ペロブスカイト太陽電池…20, 46, 48, 50, 51, 53, 54, 57

薄型・軽量で、従来型では設置が困難であった耐荷重の小さい屋根や壁面等への設置拡大が見込まれる、国産可能な次世代型太陽電池のこと。

ベンゼン…79

揮発性有機化合物の1つで、特異な芳香がある液体。染料・医薬品・農薬などの化学品の合成原料や一般溶剤、抽出剤等に広く用いられている。

ま行

緑のカーテン…60

アサガオやヘチマ等のつる性の植物を育て建物の窓や壁を覆うことで、夏の日差しを和らげるなど、様々な効果が期待できる「地球にやさしい自然のカーテン」のこと。

みどりのネットワーク…74

野生生物の移動経路を確保し、生育・生息地の拡大や分断された個体群の相互交流を促すことを目的とした、動物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地等。

ら行

リペア(Repair)…61

ものを修理して再度使用すること。

緑被率…71

地域全体の面積に対して、樹木や草などで覆われた緑被地が占める割合。

レジリエンス(Resilience)…48, 58

「回復力」「耐久力」などと訳され、困難をしなやかに乗り越え回復する力を指す。近年では、災害時の社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さとして用いられる。

英数字

BOD

(Biochemical Oxygen Demand; 生物化学的酸素要求量)

…79, 81

水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量のこと。河川の水質汚濁を測る代表的な指標。数値が大きいほど水中に有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを示す。

CCU

(Carbon dioxide Capture and Utilization)

…20

産業活動から排出される CO₂を資源として捉え、これを分離・回収し、燃料、コンクリート、化学品等に再利用することで、大気中への CO₂排出を抑制し、カーボンニュートラル社会の実現に貢献する取組み。

FC(燃料電池)…52

水素と酸素の化学反応により、直接電気を発電する装置。

FIT制度(固定価格買取制度)…50, 69

Feed-in Tariff の略で、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギーで発電した電力を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

GX(Green Transformation)

…11, 40, 53

温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立に向けた社会変革の取組み。

ICT

(Information and Communication Technology)

…29, 31, 32, 37

情報(information)や通信(Communication)に関する技術の総称。

IoT(Internet of Things)…46, 48

従来インターネットに接続されていなかった様々なモノがインターネットに接続され、相互に通信する仕組み。

NO₂(二酸化窒素) …79

燃料等の燃焼により発生した一酸化窒素が空気中で酸化されて生成する大気汚染物質。呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質となる。

PFAS

(Per- and PolyFluoroAlkyl Substances)

…84

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称で、1万種類以上の物質があるとされている。

PFAS の中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されてきたが、これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組みが進められている。

PM2.5(微小粒子状物質) …1, 79, 80,

83

大気中に浮遊している 2.5 μm(1 μm は 1mm の千分の 1)以下の小さな粒子のこと。非常に小さいため(髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

PRTR 制度

(Pollutant Release and Transfer Register; 化学物質排出移動量届出制度)

…84

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」に基づき、人や生態系に有害なおそれのある化学物質に関し、事業所からどの程度環境中(大気、水、土壤)へ排出されたのか、あるいは廃棄物に含まれて事業所外へ移動したかについて事業者が自ら把握し、年に一度国に届出を行い、国がその量を集計・公表する制度。

RE100 (Renewable Energy 100%)

…41

企業が自らの事業の使用電力を 100% 再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ、または国際的な取組み。

SBT (Science Based Targets)

…41

温室効果ガス削減目標の指標の一つ。2015 年に採択されたパリ協定が求める温室効果ガス削減水準と整合した、企業が科学的根拠に基づき設定する温室効果ガス排出削減目標。

ZEB (Net Zero Energy Building)・

ZEH (Net Zero Energy House)

…51, 54, 55, 57, 58

外壁や屋根などの断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー消費量の実質ゼロを目指した住宅・建築物のこと。

30by30(サーティ・バイ・サーティ)

…70, 71, 74

2030(令和 12) 年までに、陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022 年(令和 4 年)12 月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に盛り込まれた 2030 年グローバルターゲットの一つ。

3R+ Renewable …45, 66

3R とは、Reduce(リデュース:ごみの発生を抑制する)、Reuse(リユース:繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:資源として再び利用する)の頭文字をとったもの。循環型社会の構築に向けて、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが重要とされている。また、従来の3R に Renewable(リニューアブル: 再生可能な資源に替える)を加えた、3R+ Renewable という考え方も、近年重要になっている。

※用語集は福岡市ホームページにも掲載しています。



<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/hp/plan/kankyoyougo.html>

資料2 環境に関する区の特徴と取組み

福岡市は豊かな自然と充実した都市機能がコンパクトに整った都市であり、地域毎に多彩な特徴を有しています。

第10次福岡市基本計画における区のまちづくりの目標では、各区の特徴と現状・課題を踏まえて、まちづくりの目標と取組みの方向性が示されています。環境施策は、区におけるまちづくりの目標と環境関連の取組みとともに推進していきます。

<環境に関する区の特徴と課題及び取組みの方向性>

(第10次福岡市基本計画より抜粋)

(1) 東区

①区の特徴と課題

- 玄界灘と博多湾を隔てる志賀島・海の中道が区の北側に位置し、博多湾の東側を囲む地形となっています。区域内には、九州を南北に結ぶJR鹿児島本線など複数の鉄道路線、市の中心部と臨海地区・九州縦貫自動車道をつなぐ都市高速道路や国道などの幹線道路が南北を貫き、交通の大動脈を形成しています。また、箱崎ふ頭、香椎パークポートやアイランドシティなどの臨海部には、海上物流機能が集積し、近接するJR貨物ターミナルと一体となって、地域経済を支える物流拠点を形成しています。
- 区域内は豊かな自然にも恵まれ、国定公園に指定されている志賀島や海の中道には、美しい景観を有する海岸が広がり、区の東部には国の特別天然記念物に指定されたクスノキ原生林がある立花山や三日月山が連なっています。また、博多湾東部の和白干潟は、渡り鳥の飛来地として有名です。一方、近年、災害が激甚化・頻発化しており、海や川に面した地域や山に近い丘陵地など、災害リスクの高い地域もあり、災害に備えた訓練や環境整備などの対策が求められています。

②取組みの方向性

- 既存コミュニティにおいては、それぞれの地域の実情に応じた地域活動への理解促進など、担い手不足解消に向けた取組みや、大学・企業・NPOなどの多様な主体が地域活動に参画することを促し、地域活動を活性化する取組みを推進します。
- 地域や大学など、多様な主体との連携により、地域が有する豊かで特色ある自然・歴史・文化芸術を東区の魅力として磨き上げ、積極的に発信することにより、住む人が愛着を持ち、多くの人が訪れる賑わいのあるまちづくりを推進します。

(2) 博多区

①区の特徴と課題

- 九州の交通結節拠点である博多駅周辺地区では、耐震性が高い先進的なビルへの建替えに加えて、博多駅筑紫口駅前広場やはかた駅前通りの再整備、地下鉄七隈線延伸開業などにより、回遊性が向上しています。また、西鉄天神大牟田線桜並木駅の開業や、福岡空港の滑走路増設をはじめとした機能強化を契機として、住民主体のまちづくりの取組みが進められています。
- 自転車放置台数はこの10年間で大幅に改善していますが、中洲地区では依然として多く、交通事故発生件数及び刑法犯認知件数は7区で最も多くなっています。

②取組みの方向性

- 地域や警察などと連携し、交通安全や自転車利用、喫煙マナーの啓発活動に取り組むなど、モラル・マナーの向上を図るとともに、地域の自主防犯活動などを支援することにより、事故や犯罪が少ない安全なまちづくりを進めます。
- 安全・円滑な交通の確保や災害の被害拡大防止を図るため、適切な道路・公園・河川などの整備と維持管理に取り組み、住民の暮らしと経済活動を支えます。
- 地域と連携し、歴史的景観を有する神社仏閣などの資源を生かしたまちづくりを進めます。

(3) 中央区

①区の特徴と課題

- 西公園から舞鶴公園・大濠公園、動植物園のある南公園、鴻巣山と豊かな緑にも恵まれています。また、7世紀後半から11世紀にかけて、大陸から訪れる人々の迎賓館の役割を果たしていた鴻臚館跡や、徳川幕府の成立とあわせて黒田長政が築城した福岡城跡など、貴重な歴史的文化遺産が身近にあります。
- 駐輪場の整備や啓発活動などにより放置自転車が大幅に減少する一方、健康意識の高まりやシェアサイクルの普及などにより自転車の幅広い活用が進んでおり、自転車が関わる事故の増加が懸念されます。
- 都心部では、多くの人が訪れ賑わいが生まれている一方、たばこをはじめとしたごみのポイ捨てなどのマナー違反が生じています。また、更新期を迎えたビルの建替えなどにより、まちの姿が変わりつつある中で、中央区が持つ多様な魅力を継承し、さらに磨きをかけていく必要があります。

②取組みの方向性

- 自転車利用の安全性・利便性を高めるため、安全で快適な通行環境づくりや、適正な走行ルールの周知・啓発活動に取り組みます。
- 地域や警察などと連携して、モラル・マナーの向上を図り、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

- ・ 天神地区を中心とした都心部の賑わいや屋台などの食文化、舞鶴公園・大濠公園などの身近な自然、鴻臚館跡や福岡城跡などの貴重な史跡、文化施設やエンターテインメント施設など、多様な資源の魅力がさらに生きる取組みを進めます。

(4) 南区

①区の特徴と課題

- ・ 南西にそびえる油山では豊かな自然環境を生かした油山牧場・市民の森がリニューアルし、南北に流れる那珂川の水辺環境整備も進んでいます。この他、鴻巣山やため池など、住宅地の近くに、住民が日常的に触れ合える魅力的な自然環境を有しています。
- ・ 区の西部・南部地域を中心に高齢化が進行しており、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域で持続的に見守り、支え合える体制の強化が求められています。また、子育てサロンやセミナーによる育児支援、外国人と住民の相互理解を深める交流、関係機関と連携した防災訓練の実施など、地域と行政の共創によるまちづくりが進んでおり、引き続き、地域活動の新たな担い手の発掘・育成や、大学や企業などの資源を生かした取組みを充実していく必要があります。

②取組みの方向性

- ・ 油山牧場・市民の森や那珂川、鴻巣山、身近なため池などの資源を活用して住民が触れ合う機会をつくるなど、自然や環境を守り大切にする心を育みます。
- ・ 地域のまつりや行事、桧原桜などを通して育んできたつながりを大切にしながら、交流や学習の場を創出し、地域の魅力の向上に取り組みます。

(5) 城南区

①区の特徴と課題

- ・ 北部では、中高層集合住宅やワンルームマンションの立地が進み、比較的若い世代の居住者が多く、行政サービスや商業などの機能と文化・教育施設が集積しています。また、南部には油山が広がり、区内を南北に流れる樋井川、多くのため池など、豊かな自然環境が生活の身近なところにあります。友泉亭公園や、菊池神社、梅林古墳など、郷土をしのぶ歴史的資源も残っています。
- ・ 自然災害が激甚化・頻発化する中で、自主防災組織を中心とした共助の重要性が高まっており、地域防災力を強化する必要があります。油山と近接している地域では、豪雨による土砂流出への対策も求められています。また、急速に市街化が進んだことから狭い道路が多く、生活道路の環境改善や交通安全対策を進めていく必要があります。

②取組みの方向性

- ・ 住民の防災意識を高めるとともに、自主防災活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。また、土砂災害対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・ 地域や警察などと連携し、交通安全対策や自転車の安全利用などのモラル・マナー向上に取り組み、安全で安心なまちづくりを推進します。
- ・ 多様な生物が生息する油山や樋井川などの貴重な自然を次世代に継承するため、その魅力を広く伝えるとともに、身近な自然に親しみふれあう活動を通じて自然環境保全意識の醸成を図るなど、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

(6) 早良区

①区の特徴と課題

- ・ 7区の中で最も広く、南北に長い地形をしており、北部は博多湾に面し、西部には室見川が流れ、南部には緑豊かな脊振山系という自然環境に恵まれています。区内には西南学院大学や福岡歯科大学、福岡看護大学、福岡国際医療福祉大学などの教育施設があり、その施設や人的資源などを生かして、大学、地域、行政の連携が進んでいます。
- ・ 北部は商業・文教・交通の拠点として近代的な街並みを有し、中部は地下鉄七隈線や外環状道路などの都市基盤が整備され、大規模な集合住宅や戸建て住宅が集積しています。また、南部は田園・森林地帯、脊振山系までが含まれる自然豊かな農業・住宅地域となっており、各エリアの特性に応じたまちづくりを進めていく必要があります。
- ・ 脊振山系などの豊かな自然に恵まれた南部地域は、都市と農業の距離が近い農村地域であり、地域資源を生かして、地域振興やコミュニティの活性化に取り組んでいますが、気候変動などに伴い激甚化する自然災害への対応や、進行する超高齢社会への対応、住民の日常生活に必要な交通手段である公共交通の維持・確保などが、大きな課題となっています。

②取組みの方向性

- ・ 山、川、海などの豊かな自然や地域の歴史、美しい街並みなどの観光資源を四季折々の多様な魅力として磨き育てることで、多くの人が訪れ交流が生まれる活力あるまちづくりを進めるとともに、北部、中部、南部それぞれの特性を生かしながら、全体が調和した回遊性のあるまちづくりを推進します。
- ・ 南部では、脊振山系や野河内渓谷などの豊かな自然を守り生かしていくことにより、人々が集う憩いのまちづくりを進めるとともに、住民の生活や通勤・通学の重要な交通手段である公共交通の維持・確保に努め、来訪者の交通利便性向上にもつなげます。

(7) 西区

①区の特徴と課題

- 能古島、玄界島、小呂島の3つの島、脊振山系から糸島半島に至る緑の連なり、博多湾に注ぐ室見川や瑞梅寺川など、豊かな自然環境に恵まれています。今津干潟のカブトガニやクロツラヘラサギなどの希少生物をはじめ、自然、歴史、文化、活動団体など、様々な有形・無形の地域資源を「西区の宝」と位置づけており、今後もこれらを守り続けていく必要があります。
- 今宿野外活動センターや海づくり公園、かなたけの里公園など、豊かな自然環境を生かした多くの施設があります。また、糸島半島を形成する北崎、今津は、風光明媚な景観が多く、市内外から多くの観光客が訪れる人気の観光スポットとなっています。
- 離島の主産業である漁業は、地域の人口減少や高齢化などを背景とした担い手不足や漁業生産量の減少が課題となっています。また、農業は、大消費地に近く今後もさらなる発展が期待されていますが、耕作放棄地も多く、営農者を呼び込む工夫が求められています。

②取組みの方向性

- 西区に存在する史跡や文化、伝統などの「西区の宝」を次世代に継承するため、地域と行政の共創による魅力を発信するとともに、地域活動参加への取組みを支援します。
- 環境活動への参加促進などにより環境意識を醸成し、地域の持つ身近で多様な自然を守っていくとともに、離島や市街化調整区域において、定住化の促進や主要産業である農業・漁業の活性化、地域ブランドや特産品の開発、PRなどのまちづくり活動を支援し、地域振興を図ります。

資料3 福岡市環境基本計画（第三次）の振り返り

2014（平成26）年に策定した「福岡市環境基本計画（第三次）」について、成果指標の達成状況、外部からの要因等を踏まえ、各節、各項の取組みの進捗状況について総合的に評価しました。（「令和6年度 第2回 福岡市環境審議会」において実施）

＜福岡市環境基本計画（第三次）の概要＞

位置づけ	・福岡市環境基本条例第7条に定められた環境の保全及び創造に関する 基本的な計画 ・福岡市基本計画を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針
環境像	「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へいのちつなぐまち」
計画期間	2024（令和6）年度まで

＜施策体系と成果指標の一覧＞

施策体系		成果指標	
第一章 分野別施策の展開	第1節 快適で良好な 生活環境のまち づくり	第1項 黄砂・PM2.5などの 大気汚染物質への対応	(1) PM2.5の予測精度
		第2項 良好的な生活環境の 保全	(2) 環境基準(大気質)の達成率 (3) 環境基準(有害大気汚染物質)の達成 率 (4) 環境基準(自動車騒音)の達成率 (5) 環境基準(ダイオキシン類)の達成率
		第3項 気候変動への適応	(6) 都心部における緑被面積
		第4項 歴史・景観を活かし た美しいまちの実現	(7) 市民のマナーに対する満足度 (8) 自転車放置率
	第2節 市民がふれあう 自然共生のまち づくり	第1項 生き物や自然環境の 保全・再生と自然のネットワー クの形成	(9) 全市域における緑被面積 (10) 農地面積(農業振興地域の農用地区 域内) (11) 森林面積 (12) 環境基準(博多湾)の達成率 (13) 環境基準(河川水質)の達成率 (14) カブトガニの卵塊・幼生数
		第2項 自然からの恵みの持 続的利用の促進	(15) 身近な緑への満足度 (16) 地域の公園の親しみ度 (17) 福岡市の農林水産業を守り育てていく べきだと思う市民の割合 (18) 学校給食への市内産農産物利用割 合(野菜) (19) 背振少年自然の家 延利用者数 (20) 農林業ふれあい施設年間利用者数 (21) 海づり公園利用者数

	第3項 生物多様性の認識の社会への浸透	(22) 生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合	
第3節 資源を活かす循環のまちづくり	第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	(23) ごみ処理量 (24) ごみのリサイクル率	
	第2項 廃棄物の適正処理の推進	(25) 不法投棄処理量	
	第3項 水資源の有効利用の促進	(26) 市民1人あたり水使用量	
第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり	第1項 省エネルギーの促進	(27) 家庭部門における1世帯あたりのエネルギー消費量 (28) 業務部門における延床面積1m ² あたりのエネルギー消費量	
	第2項 再生可能エネルギー・マネジメントシステムなどの導入・活用	(29) 再生可能エネルギーの設備導入量	
	第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築	(30) 1日あたりの鉄道・バス乗車人員 (31) 公共交通の便利さへの評価 (32) 都心部への自動車の流入台数	
第2章 分野横断型施策の展開	第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり	第1項 環境行動を担う人材の育成 第2項 地域環境力の向上	(33) 環境教育・学習人材リスト登録者数 -
	第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり	第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用	-
		第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援	-
		第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有	-
	第3節 ふくおかから九州・アジアへ	第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携	-
		第2項 国際環境協力の推進	(34) 視察・研修受入人数

<検証方法>

成果指標ごとに達成状況を評価し【表1】、各節各項ごとの平均点から【表2】、外部要因等を考慮したうえで、総合的に評価します【表3】。

【表1】成果指標の達成状況の基準

分類	評価
目標値に向けたペースを達成している又は上回っている	A
目標値に向けたペースを下回っているが、指標は改善している	B
目標値に向けたペースを下回っており、指標が悪化している	C
数値が把握できないため判定不能	-

【表2】総合評価の基準

達成基準 A=3点、B=2点、C=1点とし、各節各項ごとの平均点により評価します。

平均点	評価
2.5 以上	順調に進捗している
1.5 以上 2.5 未満	概ね順調に進捗している
1.5 未満	進捗が遅れている

【表3】総合評価

総合評価の基準をベースに、外部要因等を考慮したうえで、総合的に判断します。

総合評価 外部要因等を考慮し総合的に判断		
ベースとなる評価	アップ	ダウン
★★★	★★★	★★
★★	★★★	★
★	★★	★

(参考)評価の一例

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
環境基準(大気質)の達成率	NO ₂ 100% (2012 年度)	100% (2023年度)	100% (2024 年度)	A (3)	★★★ (2.8)
環境基準(有害大気汚染物質) の達成率	ベンゼン 100% (2012 年度)	100% (2023年度)	100% (2024 年度)	A (3)	
環境基準(自動車騒音)の達成 率	95.3% (2012 年度)	95.5% (2023年度)	100% (2024 年度)	B (2)	
環境基準(ダイオキシン類)の達 成率	100% (2012 年度)	100% (2023年度)	100% (2024 年度)	A (3)	

※上記例の総合評価は、各指標の達成状況より(外部要因等なし)、 $(3+3+2+3)/4=2.8$ 点となる

＜各節各項の総合評価＞

第1章 分野別施策の展開

第1節 第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応					
成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
PM2.5 の予測精度	見逃し率 48.1% (2013 年度)	50.0% (2023 年度)	30%以下 (2024 年度)	C (1)	★ (1) ↓ ★★
<特記事項>					
<ul style="list-style-type: none"> PM2.5 濃度の年平均値は年々減少傾向にあり、2023 年度は全局で環境基準を達成した。 2023 年度は、予測情報の提供が必要な高濃度日が2日のうち、1日見逃しがあったものの、2013 年 12 月の予測手法の見直し以降、通算の見逃し率は 26.0% と目標を達成している。（特記事項を踏まえ、★増） 					

第1節 第2項 良好的な生活環境の保全					
成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
環境基準(大気質)の達成率	NO ₂ 100% (2012 年度)	100% (2023 年度)	100% (2024 年度)	A (3)	★★★ (2.8)
環境基準(有害大気汚染物質)の達成率	ベンゼン 100% (2012 年度)	100% (2023 年度)	100% (2024 年度)	A (3)	
環境基準(自動車騒音)の達成率	95.3% (2012 年度)	95.5% (2023 年度)	100% (2024 年度)	B (2)	
環境基準(ダイオキシン類)の達成率	100% (2012 年度)	100% (2023 年度)	100% (2024 年度)	A (3)	

第1節 第3項 気候変動への適応					
成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
都心部における緑被面積	96ha (2007 年度)	100 ha (2022 年度)	103ha (2020 年度以降)	B (2)	★★ (2)

第1節 第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現					
成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
市民のマナーに対する満足度	31.5% (2012 年度)	49.5% (2023 年度)	60% (2024 年度)	B (2)	★★★ (2.5)
自転車放置率	2.0% (2018 年度)	1.3% (2023 年度)	現状維持 (2024 年度)	A (3)	

第2節 第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
全市域における緑被面積	18,864ha (2007 年度)	18,984ha (2022 年度)	現状維持 (2020 年度以降)	A (3)	★★ (2.2)
農地面積 (農業振興地域の農用地区域内)	1,559ha (2014 年度)	1,552ha (2023 年度)	現状維持 (2024 年度)	C (1)	
森林面積	11,054ha (2010 年度)	11,730ha (2020 年度)	現状維持 (2024 年度)	A (3)	
環境基準(博多湾)の達成率	COD 62.5% (2012 年度)	25.0% (2023 年度)	100% (2024 年度)	C (1)	
環境基準(河川水質)の達成率	BOD 100% (2012 年度)	100% (2023 年度)	100% (2024 年度)	A (3)	
カブトガニの卵塊・幼生数	卵塊:12／幼生: 63 個体 (2012 年度)	卵塊:34／幼生: 15 個体 (2023 年度)	現状維持 (2024 年度)	B (2)	

第2節 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
身近な緑への満足度	31.6% (2012 年度)	31.0% (2023 年度)	55% (2024 年度)	B (2)	★★ (1.9)
地域の公園の親しみ度	57.7% (2012 年度)	70.1% (2023 年度)	75% (2020 年度以降)	B (2)	
福岡市の農林水産業を守り育っていくべきだと思う市民の割合	75.2% (2012 年度)	77.5% (2023 年度)	85% (2024 年度)	B (2)	
学校給食への市内産農産物利用割合(野菜) 小学校における主要 18 品目の重量ベース	24.5% (2012 年度)	31.8% (2023 年度)	29.8% (2024 年度)	A (3)	
背振少年自然の家 延利用者数	28,737 人 (2012 年度)	15,825 人 (2023 年度)	30,000 人 (2024 年度)	C (1)	
農林業ふれあい施設年間利用者数 油山市民の森/油山牧場/花畠園芸公園/市民リフレッシュ農園(今津・立花寺)	872,920 人/年 (2013 年度)	900,889 人/年 (2023 年度)	1,000,000 人/年 (2024 年度)	B (2)	
海づくり公園利用者数	69,719 人/年 (2013 年度)	44,044 人/年 (2023 年度)	72,000 人/年 (2024 年度)	C (1)	

第2節 第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合	14.7% (2012年度)	19.9% (2023年度)	35.0% (2024年度)	B (2)	★★ (2)

第3節 第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
ごみ処理量	56.3万t (2012年度)	50.5万t (2023年度)	47万t (2024年度)	B (2)	★★ (1.5)
ごみのリサイクル率	30.6% (2012年度)	30.3% (2023年度)	37% (2024年度)	C (1)	

第3節 第2項 廃棄物の適正処理の推進

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
不法投棄処理量	87t (2012年度)	14t (2023年度)	39t (2024年度)	A (3)	★★★ (3)

第3節 第3項 水資源の有効利用の促進

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
市民1人あたり水使用量 (市民一人一日あたりの家事用水使用量)	201リットル (2012年度)	198リットル (2023年度)	現状維持 (2024年度)	A (3)	★★★ (3)

第4節 第1項 省エネルギーの促進

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
家庭部門における1世帯あたりのエネルギー消費量	30.1GJ (2006~2010 年度平均)	17.7GJ (2022年度)	22.1GJ (2024年度)	A (3)	★★★ (3)
業務部門における延床面積 1m ² あたりのエネルギー消費量	1.08GJ (2006~2010 年度平均)	0.80GJ (2022年度)	0.88GJ (2024年度)	A (3)	

第4節 第2項 再生可能エネルギー・エネルギー・マネジメントシステムなどの導入・活用

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
再生可能エネルギーの設備導入量	11万1千kW (2012年度)	26万1千kW (2023年度)	30万kW (2024年度)	B (2)	★★ (2)

第4節 第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価	
1日あたりの鉄道・バス乗車人員	112万1千人 (2012年度)	104万6千人 (2022年度)	120万人 (2024年度)	C (1)	★★ (2.3) ↓ ★★★	
公共交通の便利さへの評価	77.4% (2012年度)	81.8% (2023年度)	現状維持 (80%程度を 維持) (2024年度)	A (3)		
都心部への自動車の流入台数	88,600台/12h (2013年度)	81,390台/12h (2023年度)	87,000台/12h (2022年度)	A (3)		
<特記事項>						
・成果指標「1日あたりの鉄道・バス乗車人員」については、近年、増加傾向にあり、2019年度実績値は130万8千人と順調に推移してきた。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度以降は減少していたが、徐々に回復してきている。 (特記事項を踏まえ、★増)						

第2章 分野横断型施策の展開

第1節 第1・2項 環境行動を担う人材の育成／地域環境力の向上

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
環境教育・学習人材リスト登録者数	44人 (2013年度)	78人 (2023年度)	80人 (2024年度)	A (3)	★★★ (3)

第2節 第1～3項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用／市民・事業者の自主的な活動等に対する支援／環境情報の継続的な収集・発信と共有

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
-					★★ (2)
環境影響評価制度等の適切な運用及び表彰・助成による市民・事業者の自主的な活動の支援、環境情報の収集及び調査・研究などの施策も着実に実施しており、概ね順調に進捗していると評価する。					

第3節 第1・2項 近隣地域や九州・国内各地域との連携／国際環境協力の推進

成果指標	現状値 (基準年度)	実績値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	総合評価
視察・研修受入人数	602人 (2011年度)	544人 (2023年度)	1,700人 (2022年度)	C (1)	★ (1) ↓ ★★

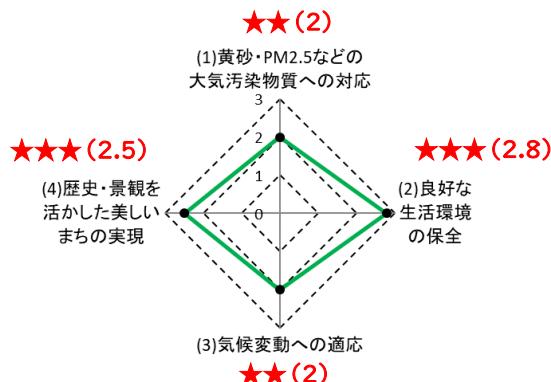
<特記事項>

- ・視察・研修受入人数については、2018年度実績値は1,375人と増加傾向で推移していたが、2019年度以降、国際情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている。
- ・一方、2022年度に、福岡方式の導入・維持管理における協力関係を構築するための国際的な推進組織である「福岡方式グローバルネットワーク」を設立し、国内外の技術者的人材育成や福岡方式の適正な技術移転に係る取組みを推進している。
(特記事項を踏まえ、★増)

<検証結果のまとめ>

第1章第1節

快適で良好な生活環境のまちづくり



第1章第2節

市民がふれあう自然共生のまちづくり

★★(2.2)

(1)生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

★★(2)

(3)生物多様性の認識の社会への浸透
(2)自然からの恵みの持続的利用の促進

第1章第3節

資源を活かす循環のまちづくり

★★(1.5)

(1)廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

★★★(3)

(3)水資源の有効利用の促進

★★★(3)

(2)廃棄物の適正処理の推進

★★★(3)

(1)省エネルギーの促進

★★(2)

(3)低炭素型の都市構造及び交通体系の構築
(2)再生可能エネルギー・マネジメントシステムなどの導入・活用

第2章第1～3節

★★★(3)

(1)環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

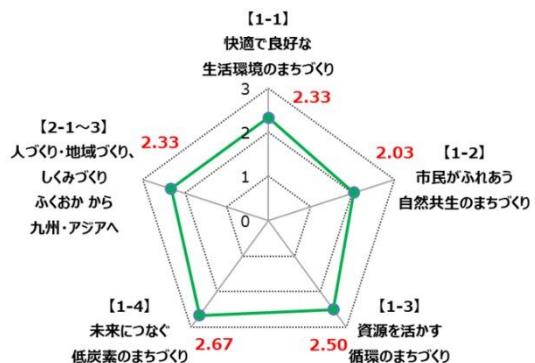
★★(2)

(3)ふくおかから九州・アジアへ

★★(2)

(2)環境の保全・創造に向けたしくみづくり

計画全体の評価



資料4 計画策定における市民参画の取組み

① みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト

I 概要

第9次福岡市基本計画が2024(令和6)年度末をもって計画期間の満了を迎えることから、次期基本計画の策定に向けた検討を進めるにあたり、幅広い市民等から意見を募集したもの。

2 実施期間

2023(令和5)年4月25日～10月31日(ワークショップ等については11月末まで)

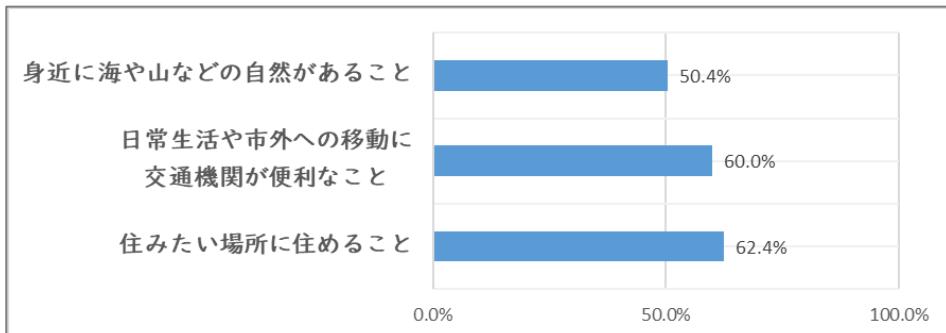
3 実施内容

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) オンラインアンケート | (5) ゲームを活用した取組み |
| (2) メールや郵送等による意見の受付 | (6) 小中学校での意見募集 |
| (3) 外国からの来訪者へのアンケート | (7) 有識者インタビュー |
| (4) ワークショップ | (8) 民間主導の取組み |

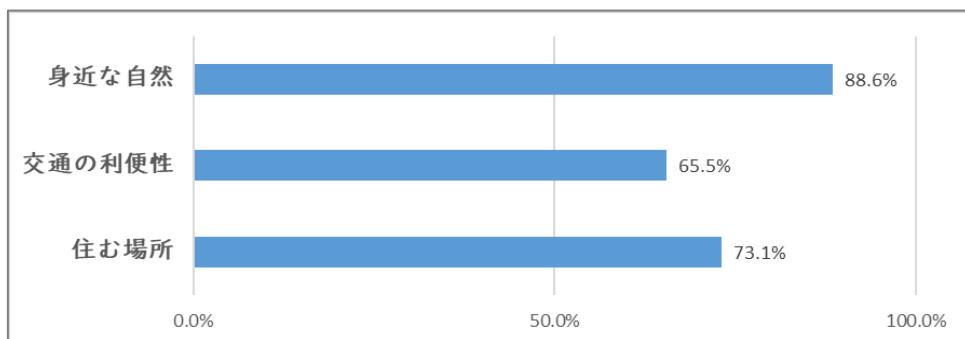
オンラインアンケート

スマートフォンなどで、いつでもだれでも回答できるオンラインアンケートを実施
(回答件数:8,242件)

● 「あなたにとって幸せな未来のために特に大切なこと」の選択割合



●選択した項目の現在の満足度（満足+やや満足の割合）



●福岡市や自分自身の未来についての自由記述意見（述べ 3,315 件）

大項目	件数
ユニバーサルデザイン、健康、福祉	504 件
子ども、教育	652 件
文化芸術、スポーツ	160 件
地域コミュニティ	86 件
防災、都市基盤	161 件
防犯、モラル・マナー	155 件
環境、自然	158 件
交通	445 件
経済振興、都心部	299 件
国際	59 件
その他	636 件
	3,315 件

環境、自然に関する意見のうち主なものを抽出

項目	主な意見
脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギー・EV の推進 (20 代以下・城南区) ○購入する商品の CO₂ 量の見える化 (20 代以下・西区) ○マンションへの太陽光パネル設置の普及 (20 代以下) ○環境問題に一人ひとりが向き合うべきで、自治体は情報発信を (30 代・東区)
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルをもっと身近に簡単にできるように (40 代・南区) ○プラスチックごみを個別に回収してほしい (30 代・東区) ○段ボールが資源ごみとして出しやすいまち (40 代・中央区) ○3Rステーションのような場所が増えるとよい (60 代・博多区) ○コンポストの推奨 (20 代以下・中央区)
自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ○自然を生かしたまちづくり (30 代・西区) ○ほどよく都会でほどよく田舎っぽさが残るまち (70 代以上・東区) ○花や緑に溢れたまち (50 代・南区) ○幅広い年齢層の憩いの場となる公園 (20 代以下・中央区) ○生物多様性への配慮、在来種の保護を (70 代・城南区) ○子どもたちがのびのびと触れられる自然が沢山残ったまち (30 代・東区) ○地球に生かされていることを感じ、感謝できるまち (40 代・南区) ○ヒートアイランドへの対策を (40 代・中央区) ○綺麗で遊べる砂浜がもっと多くあるとよい (60 代・東区) ○海や山が近くにあり、おいしい食で溢れる環境の継続 (30 代・西区)

② 福岡の環境みらいづくりワークショップ

1 概要

未来を担う福岡市内の大学生から、理想の環境都市像と実現に向けたアイデアを募り、次期計画策定の参考とするもの。

2 実施日時

2024（令和6）年10月5日（土）13:30 – 16:30

3 会場

fabbitGG アクロス福岡

4 参加者

市内大学生・専門学生 16名

5 プログラム

- (1) 基調講演 佐座 槟苗 氏 一般社団法人 SWiTCH 代表理事
「地球1つで暮らすために～生態系がベースとなる社会を考えよう～」
- (2) 補足説明 福岡市
福岡市の現況と課題／環境基本計画 について
- (3) ワークショップ
- (4) 発表

6 内容

基調講演等を通して地球環境や福岡市の現状を学び、環境問題を自分ごととして捉えてもらったうえで、4つのグループに分かれ、それぞれのグループから理想の環境都市像と実現に向けたアイデアについて発表していただいた。

リラックスした雰囲気の中、参加者は環境問題への意識が高く、多様な意見が出され、時間を延長するほど議論が尽きなかった。



(当日の様子)



(発表内容抜粋)

班	理想のまち	アイデア（アクション）
1班	リサイクルタウン福岡	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのコンビニにリサイクルボックス設置 (街中に猫型ロボットの同ボックスを設置するなど、自発的にリサイクルしたくなる仕掛け) ・ごみ袋等にリサイクルが可能なものを具体的に明記
2班	グリーン・コネクト・シティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルの緑化の推進や身近にある緑を再発掘して、緑を増やし、「点」と「点」を「線」にする →そのエリアをウォーキングできるようにし、道沿いには民間の飲食店等を誘致。その収益の一部は緑化政策に還元できるような仕組み
3班	緑豊かなまち (ガーデンシティ)	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域にコミュニティガーデンをつくり、各家庭にコンポストを1台配付 →堆肥は割り当てられたコミュニティガーデンに持っていき、できた野菜は地域に還元するなど、地域で食料が循環し、地域コミュニティが活性化する仕組み ・2030年までに都市部の緑被率30%に引上げ →街路樹増、ビルの屋上の緑化、車道を減らし緑の歩道化
4班	食料リサイクルNo.1なまち	<ul style="list-style-type: none"> ・フードデリバリーサービスのような仕組みを利用し、家庭や企業から資源物を回収。中心部にリサイクルボックスを設置し、一定量入れたらポイントをもらえる仕組み

③ 九州大学共創学部との連携プロジェクト (Eco Communication Project)

I 概要

自治体や企業等との「共創」をコンセプトに掲げる九州大学共創学部と連携し、環境問題への関心が高い学生有志参加のもと、全4回にわたるプロジェクトを実施。理想の環境都市像と実現に向けたアイデアを募り、環境政策全般や次期計画策定の参考とするもの。

2 実施日時

第1回	第2回	第3回	第4回
2024.7.19	2024.10.4	2024.10.25	2024.11.29
オリエンテーション	施設見学	中間発表	最終発表会
・プロジェクト概要 ・市の取組み等説明	・福岡バイオフード リサイクル	・方向性発表 (環境局若手職員も プレストに参加)	・各チームの提言を 発表

3 参加学生

10名

4 最終発表会

(1) 概要

実施日時：2024(令和6)年11月29日(金) 14:50-16:20

会場：九州大学伊都ゲストハウス

参加学生：8名（当日プロジェクトメンバー2名欠席）

(2) 内容

学生は2チームに分かれ、作成したスライドを用いながら理想の環境都市像と実現に向けたアイデアについて各30分程度発表。第1回から第3回までの議論を踏まえ、環境問題に係る日頃の思いとともに、多様なアイデアを提案していただいた。

(当日の様子)



(発表内容抜粋)

チーム	理想のまち	主な内容・アイデア
チーム Eco	自然豊かな住みやすい街	<ul style="list-style-type: none"> ・相乗りマッチングの推進 ・コンポスト広報強化、一人一花とコラボ ・街中にリサイクル素材のアートオブジェ ・住民の意思決定への参画
チーム Green	自己完結型の都市	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進（都市部での屋上菜園等） ・スマートごみ箱の導入 ・リサイクルへのゲーム性導入（アプリ等） ・生ごみ堆肥活用（緑地帯での活用等）

資料5 パブリックコメントの概要

「福岡市環境基本計画（第四次）」の策定にあたり、広く市民の意見を聴くため、原案の内容を公表し、市民意見の募集を行った。

- 意見募集期間：2025（令和7）年6月26日（木）～2025（令和7）年7月25日（金）
- 閲覧・配布場所：情報公開室、情報プラザ、環境局環境政策課、各区役所、入部・西部出張所
- 意見提出の方法：郵送、ファックス、電子メール、オンライン回答、閲覧・配布場所への持参
- 周知方法：市政だより、福岡市ホームページ
- 意見の提出状況
 - 1) 意見提出者数 32名
 - 2) 意見の件数 55件

【内訳】

分類	件数
計画総論	8件
【行動変容】環境行動を実践するまちづくり	11件
【事業者連携】環境経営を実践するまちづくり	1件
【脱炭素】カーボンニュートラルを実装したまちづくり	9件
【循環経済】地球にやさしい循環のまちづくり	7件
【生物多様性】多様性にあふれた自然共生のまちづくり	15件
【生活環境】安全で良質な生活環境のまちづくり	1件
【広域連携】九州・アジアとつながる環境協力のまちづくり	1件
その他	2件
合計	55件

○意見への対応

- 1) 意見趣旨に基づいて原案を修正したもの 8件
- 2) 意見趣旨に基づく原案の修正がないもの 17件
- 3) 意見趣旨が原案に記載されているもの 18件
- 4) その他（計画に関係しない個別の取組み等への要望・提案や質問など） 12件

※詳細は福岡市ホームページに掲載しています。



<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/shisei/kankyokeikakupc.html>

資料6 計画策定までの流れ

○ 計画策定に関する審議経過等

年月日	会議等・審議内容
2024(令和6)年 2月21日	福岡市議会 生活環境委員会 ・計画の策定について
5月20日	福岡市環境審議会 ・計画の策定について(諮問)
8月6日	福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会 ・現行計画の検証及び福岡市の環境の現況等について ・計画の方向性について
10月3日	福岡市環境教育・学習計画推進協議会 ・現行計画の検証について ・計画の方向性について(環境基本計画との統合について)
10月21日	福岡市環境審議会 ・現行計画の検証及び福岡市の環境の現況等について ・計画の方向性について
12月20日	福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会 ・計画の骨子案について
2025(令和7)年 1月16日	福岡市環境審議会 ・計画の骨子案について
2月19日	福岡市議会 生活環境委員会 ・計画の骨子案について
3月26日	福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会 ・計画の素案について
4月18日	福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会 ・計画の素案について
5月12日	福岡市環境審議会 ・計画の素案について → 答申(5月21日)
6月17日	福岡市議会 生活環境委員会 ・計画の原案について
9月	策定

資料7 関係例規等

I. 福岡市環境基本条例

〔平成8年9月26日
条例第41号〕

(目的)

第1条 この条例は、先人から受け継いだ福岡の豊かな環境をより良くしていくとともに、次の世代に確実に引き継ぐため、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、地域の自然的及び社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境にやさしい都市の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本原則により行われなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然との豊かなふれあいを保ち、生きものとの共生を確保すること。
- (3) 環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築すること。
- (4) 地球環境保全に関して、国際的な交流及び協力に努めること。
- (5) 市民、事業者及び市が、環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組を行うこと。

(市民の役割)

第3条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、自ら環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の少ない商品及びサービスの提供に努めるなど環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、自主的な環境の保全及び創造に関する方針の作成、体制の整備及び取組、これらの評価等からなる環境管理に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(市の役割)

第5条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、環境に関する教育及び学習を振興し、並びに市民、事業者又はこれらの者が組織する民間団体(以下「市民等」という。)による環境の保全に関する自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるとともに、市民等との連携に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第6条 前条第1項に規定する環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、第2条に規定する基本原則にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計

画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するよう努めるとともに、地域の自然的及び社会的な個性をいかした良好な都市空間並びに文化的及び歴史的な環境の保全、形成等を図ること。
- (2) 生物の多様性の確保、樹林地、農地、博多湾、水辺地等における多様な自然環境の保全及び市民が日常的に触れ合うことのできる身近な自然環境の維持、回復等に努め、自然と共生する都市の形成を図ること。
- (3) 資源及びエネルギーの節減及び有効利用、資源の循環的な利用等が徹底される都市の構築を図ること。
- (4) アジア太平洋地域の諸都市を始めとする海外の地域との協調の下に、地球環境保全に関する情報交換、技術交流等に努めること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に基づき、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、福岡市環境審議会条例(平成6年福岡市条例第22号)により設置された福岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- 6 環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要がある場合は、部門別の計画を定めることができる。

(環境への配慮の推進)

第8条 市は、事業者が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施する場合は、当該事業者がその事業の立案及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図り、及び環境に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るため、当該事業及び市が行う他の事業又は施策との調整に努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が効果的に実施されるよう、市民等の参加及び協力を促すため、次に掲げる事項について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を市民等に適切に提供すること。
- (2) 環境の保全及び創造に資する活動に市民等が参加できるようにその機会を設けること。
- (3) 市民等の意見を市が行う環境の保全及び創造に関する施策に反映させること。
- (4) 自らの行為による環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する市民等の活動を誘導する必要があると認められるときは、助成その他の措置を行うこと。

(他の地方公共団体及び国との協力)

第10条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、他の地方公共団体及び国と協力して、その推進に努めるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進に資するため、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、公表するものとする。

(環境月間及び環境デー)

第12条 市民等に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間及び環境デーを設ける。

2 環境月間は6月とし、環境デーは毎月14日とする。

3 市は、環境月間及び環境デーの趣旨にふさわしい事業の実施に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 福岡市環境審議会条例

〔平成6年3月31日
条例第22号〕

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、福岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

(平成9条例22・一部改正)

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(福岡市公害対策審議会条例の廃止)

2 福岡市公害対策審議会条例(昭和48年福岡市条例第20号)は、廃止する。

(委員の任期の特例)

3 平成9年4月1日から平成10年7月31日までに委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成10年7月31日までとする。

(平成9条例22・追加)

附 則(平成9年3月31日条例第22号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

委員名簿 ◎=会長、○=会長代理

※2025(令和7)年7月末現在(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
阿部 真之助	市議會議員
石橋 勇志	九州大学大学院 農學研究院 教授
猪野 猛	福岡商工会議所 理事・事務局長
今林 ひであき	市議會議員
大石 修二	市議會議員
大森 一馬	市議會議員
押川 千恵	独立行政法人国立病院機構福岡病院 耳鼻咽喉科 科長
包清 博之	九州大学 名譽教授
菊水 之恵	日本野鳥の会 福岡支部 幹事
○小出 秀雄	西南学院大学 學術研究所長
◎勢一 智子	西南学院大学 法學部 教授
平 由以子	特定非営利活動法人 循環生活研究所 理事
高木 勝利	市議會議員
田中 綾子	福岡大学 工學部 教授
中山 裕文	九州大学大学院 工学研究院 教授
西下 尚樹	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 次長
野村 久子	九州大学大学院 農學研究院 准教授
萩島 理	九州大学 副学長・総合理工学研究院 教授
林 灯	九州大学 エネルギー研究教育機構 教授
原田 昌佳	九州大学大学院 農學研究院 教授
久留 百合子	リエゾンオフィス代表／消費生活アドバイザー
松山 優也	九州大学大学院 農學研究院 特任教授
馬奈木 俊介	九州大学大学院 工学研究院 教授
森 あやこ	市議會議員
山内 勝也	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授
山田 ゆみこ	市議會議員

3. 福岡市環境審議会条例施行規則

平成6年7月28日
規則第94号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市環境審議会条例（平成6年福岡市条例第22号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、福岡市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員（以下「審議会委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

(関係者等の出席)

第3条 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第4条 条例第6条に定める専門部会（以下「部会」という。）は、会長が審議会委員のうちから指名する専門部会委員（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

(専門部会長)

第5条 部会に部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表して部会の審議結果を審議会に報告しなければならない。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。

(福岡市公害対策審議会条例施行規則の廃止)

2 福岡市公害対策審議会条例施行規則（昭和48年福岡市規則第27号）は、廃止する。

4. 福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市環境審議会(以下「審議会」という。)に、福岡市環境基本計画(第四次)素案策定作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について、調査・検討を行い、その結果を審議会の総会に報告する。

- (1) 福岡市環境基本計画(第三次)の検証及び課題の抽出・整理に関すること。
- (2) 福岡市環境基本計画(第四次)素案及び骨子の作成に関すること。

(委員)

第3条 作業部会は、審議会の委員のうち、別表に掲げる者で構成する。

(部会長)

第4条 作業部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会を代表する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 作業部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 作業部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議及びその議事要旨は、公開するものとする。

(関係者等の出席)

第6条 部会長は、作業部会の所掌事務に関し必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、環境局環境政策部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。

別表

猪野 猛	福岡商工会議所 理事・事務局長
菊水 之恵	日本野鳥の会 福岡支部 幹事
小出 秀雄	西南学院大学 学術研究所長
中山 裕文	九州大学大学院 工学研究院 教授
萩島 理	九州大学大学院 総合理工学研究院 教授
林 灯	九州大学 エネルギー研究教育機構 教授
久留 百合子	リエゾンオフィス 代表／消費生活アドバイザー
松山 優也	九州大学大学院 農学研究院 特任教授
山内 勝也	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授

※ 委員の互選により、松山 優也 委員を部会長に選出



福岡市環境基本計画(第四次)

2025(令和7)年 9月策定

福岡市環境局環境政策部環境政策課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL:(092)733-5381 FAX:(092)733-5592